

## 資料編

### 1 用語集

#### 1) 五十音順 ※アルファベットは「ワ行」の次から記載

##### ● ア行

アセスメント
介護・福祉の分野では、利用者が何を求めているのか正しく知ること、それが生活全般の中でどのような状況から生じているかを確認することを指す。援助活動を行う前に行われる評価・課題分析のこと。
運営指導
介護サービス事業所等に市職員が訪問し、法令・基準等に基づく適切かつ適正な運営ができていないか点検及び指導を行うもの。
運営推進会議
地域密着型サービス運営事業者が、事業所の提供しているサービス内容等を明らかにし、地域に開かれたサービスとすることにより、サービスの質を確保することを目的として設置するもの。利用者・家族、地域住民の代表者、市職員等で構成される。
おうちで療養相談センターまえばし
前橋市医師会が市の委託を受けて設置している機関。地域包括ケアシステムの構築を目指して、医療職と介護職の連携を進め、「在宅療養の推進」「病院・診療所連携の推進」「在宅療養・介護連携推進」に取り組んでいる。医療機関や介護サービス事業所の相談窓口にもなっている。
オレンジパートナー
認知症サポーターで、認知症支援を実践するための「ステップアップ講座」を修了した人。「オレンジパートナーまえばし」というチームを作り、認知症の普及啓発活動の協力や地域での見守りや話し相手、本人の困りごとの手伝いなどを行う。

##### ● カ行

介護支援専門員(ケアマネジャー)
要介護又は要支援と認定された利用者及びその家族からの相談対応と、利用者がその心身の状況等に応じて適切なサービスを利用できるように市町村、介護サービス事業者、施設等との連絡調整を行い、ケアプランを作成する専門職。なお、介護支援専門員で、一定期間の実務経験があり、かつ所定の研修を受けることにより「主任介護支援専門員」となることができる。
介護報酬
介護サービス事業者が利用者に介護保険サービスを提供した場合に、その対価として事業者に対して支払われる報酬のこと。算定は、サービスの種類により定められる単位数に、地域ごとの1単位単価を乗じて行う。
介護福祉士
社会福祉士及び介護福祉士法により定められた介護分野の専門職。専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある人に対し心身の状況に応じた介護を行い、本人及びその介護者に対して介護に関する指導を行う。身の回りの世話の介護のみならず、高齢者や障害者等の生き方や生活全体に関わることで、本人と家族の自立に向けた支援を行う。
介護予防ケアマネジメント
介護予防給付によるサービスの利用がなく、総合事業のみを利用する場合において、介護予防と自立支援の視点を踏まえ、対象者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、対象者自らの選択に基づきサービスが包括的かつ効率的に実施されるよう、専門的な視点から必要な援助を行うもの。

基本チェックリスト
65歳以上の高齢者が元気で生活するための心身機能や生活機能を自己診断するもの。
協議体
各地域における生活支援コーディネーターと、地縁団体や生活支援・介護予防サービスの提供主体等が情報共有及び連携強化の場として参画している中核となるネットワークのこと。
ケアマネジメント
生活困難な状態になり援助を必要とする利用者が、迅速かつ効果的に、必要とされるすべての保健・医療・福祉サービスを受けられるように調整することを目的とした援助展開の方法。
ケアプラン(介護サービス計画)
介護サービスの利用計画のこと。利用者の希望や心身の状況等に応じ、どのような介護サービスをいつ、どのくらい利用するかを決める。
軽費老人ホーム
家庭環境、住宅事情等の理由により、在宅において生活することが困難な高齢者が低額な料金で入所できる施設。給食サービスが付いている「A型」、自炊が原則の「B型」、高齢者のケアに配慮しつつ自立した生活を確保できるよう、車椅子での生活が容易であるなどの工夫された住宅としての機能があり、給食等のサービスを提供する「ケアハウス」の3種類があり、市内にはA型とケアハウスがある。
権利擁護
利用者の尊厳や権利を守るために、苦情相談への対応、介護支援専門員への支援、認知症等により物事を判断できなくなった人の支援、高齢者虐待への対応等を行うこと。
言語聴覚士(ST: Speech-Language-Hearing Therapist)
言葉によるコミュニケーションに問題がある人に専門的サービスを提供し、自分らしい生活を構築できるよう支援する専門職。
現物給付
利用者が所得に応じてかかった費用の1割から3割の利用料を支払うことで介護保険サービスそのものが給付されること。
後期高齢者
75歳以上の高齢者
高齢化率
高齢者人口(65歳以上人口)が総人口に占める割合のこと。
高齢者避難情報コールサービス
洪水や土砂災害の発生が想定される区域に居住し、携帯電話を保有しておらず「緊急速報メール」等を受信できない高齢者世帯に対して、自宅固定電話に避難情報等をシステムから電子音声で一斉に伝達するサービス。
国保データベースシステム(KDB)
「特定健診・特定保健指導」「医療(後期高齢者医療含む)」「介護保険」等の情報を活用し、統計情報や個人の健康に関する情報を提供し、保険者の効率的かつ効果的な保険事業の実施をサポートすることを目的として構築されたシステム。
国保連合会(国民健康保険団体連合会)
国民健康保険法第83条に基づき、会員である保険者が共同で必要な事業を行うことを目的として設立された団体。国及び都道府県知事の指導監督を受ける公法人であり、全国の都道府県で設立されている。保険医療機関等から提出される国民健康保険及び後期高齢者医療制度に係る医療費の明細書(レセプト)の内容が適切かを審査した後、内容が適切なレセプトについては市町村・国保組合等に診療報酬等を請求し、保険医療機関等に支払っている。また、医療費の審査支払以外に介護保険制度、障害者総合支援制度に基づく明細書の審査支払業務も行う。

● サ行

作業療法士(OT:Occupational Therapist)
からだやこころに障害のある人がその心身機能を回復し、日常生活・社会生活に復帰ができるように、食事や歯磨きなどの日常生活動作、家事動作、趣味活動、遊び、スポーツなどといった生活の中における作業や動作などを用いて訓練・指導・援助を行う専門職。
サービス付き高齢者向け住宅
日常生活や介護に不安のある、単身又は夫婦のみの世帯の高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる賃貸住宅等。バリアフリー構造や高齢者の生活にふさわしい居室の広さや設備を備え、安否確認、生活相談等の見守りサービスが付帯しているが、介護サービスについては、外部の事業者と別途契約する必要がある。
事業対象者
市町村が実施する総合事業の対象者。「基本チェックリスト」による判定で該当となった人。
社会福祉協議会
社会福祉法に基づき、すべての都道府県・市町村に設置され、地域住民や社会福祉関係者の参加により、地域福祉推進の中核としての役割を担い、様々な活動を行っている非営利の民間組織。
社会福祉士
社会福祉士及び介護福祉士法により定められた福祉分野の専門職。専門的知識及び技術をもって、身体上もしくは精神上の障害があること、又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言や指導、福祉サービスの提供を行う。また、医師その他の保健医療サービス提供者等との連携、調整等を行う。
常勤換算
事業所における非正規・パートタイム等の職員の総労働時間が、フルタイムの正規職員何人分に相当するかを計算して置き換え、職員数を算出すること。事業所運営基準が満たされているかの判断をする際に必要となる。 計算方法:「常勤職員の人数」+「(非常勤職員の勤務時間)÷(常勤職員が勤務すべき時間)」
シルバー人材センター
健康で働く意欲のある原則60歳以上の人々が、豊かな経験・技能等を活かし、就業等を通じて社会参加し生きがいの充実を図ることを目的に法律で指定されている、非営利の公益社団法人。原則として市区町村単位に置かれ、独立した運営を行っている。
シルバーハウジング
自治体等による賃貸住宅で、60歳以上の人々の身体特性に配慮したバリアフリー仕様の住宅。本市には、広瀬市営住宅団地に61戸あり、生活援助員による相談、安否確認、緊急時対応サービス等が受けられる。
生活支援コーディネーター
地域で、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能(主に資源開発やネットワーク構築の機能)を果たす人。
成年後見制度
認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の判断能力の不十分な成年者を保護するための制度。本人の判断能力等に応じて、家庭裁判所が「成年後見人」「保佐人」「補助人」を選任し、選任された者が本人の利益を考え、本人に代わって法律行為をしたり、本人が行う法律行為に同意したり、取り消したりすることによって本人を保護する。また、十分な判断能力があるうちに、将来、自らの判断能力が不十分になったときに備えて、あらかじめ代理人(任意後見人)に自らの財産管理等に関して代理権を付与する契約を交わすこともできる。
成年後見人
認知症等により判断能力に欠けるとして、家庭裁判所により後見開始の審判を受けた者(成年被後見人)の財産に関するすべての法律行為について代理権を有する者。
前期高齢者
65歳以上75歳未満の高齢者

## 総合事業(介護予防・日常生活支援総合事業)

地域支援事業の一部として市が行う介護予防事業や生活支援サービスの総称。介護予防や生活支援が必要な人が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上の人なら誰でも利用できる「一般介護予防事業」の2種類がある。

## ● 各行

### 第1号被保険者

介護保険の被保険者のうち65歳以上の人

### 第2号被保険者

介護保険の被保険者のうち40歳以上65歳未満の医療保険加入者

### 退院調整

病院に入院していた患者が退院する際に、本人や家族の意向を踏まえ、地域の医療機関や介護保険サービスと連携し、退院後の生活環境を整えること。

### ダブルケア

子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態。

### 団塊ジュニア世代

日本で第二次ベビーブームが起きた昭和46(1971)年から昭和49(1974)年までに生まれた世代。「団塊の世代」の子にあたる世代。

### 団塊の世代

日本で第一次ベビーブームが起きた昭和22(1947)年から昭和24(1949)年までに生まれた世代。

### 地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指す。

### 地域支援事業

被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等になった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業。地域支援事業は、「総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」の3つで成り立っている。

### 地域資源

地域で高齢者福祉に寄与する、公的なサービス以外の、団体や企業等が提供しているインフォーマルなサービスのこと。

### 地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を安心して続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が包括的に提供される体制。

### 地域包括支援センター

身近な生活圏域における地域包括ケアの中核を担う拠点として整備され、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員という3つの専門職種が配置され、各々の専門性を生かし、①総合相談・支援及び権利擁護②包括的・継続的ケアマネジメント(介護支援専門員への助言・支援等)③介護予防ケアマネジメントの各機能を担っている。本市には12か所ある。

### 地域包括支援ランチ

各地域の地域包括支援センターと連携しながら、高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を送ることができるように、高齢者の生活を支えるための総合相談窓口。本市には10か所ある。

### 地区社会福祉協議会(地区社協)

地域の生活課題を地区の住民で「共有」し、「互助」で助け合う仕組みを作り、住民で対応できない場合は「公助」につなげていく、自主的な組織。本市には23の地区社協があり、それぞれの地域特性を生かした特色のある取組を展開している。

<b>調整交付金</b>
市町村間の保険料基準額の格差を是正するために国が交付するもので、国が負担する給付費の25%（施設給付費は20%）のうち5%が、後期高齢者加入割合や所得段階別の第1号被保険者の分布状況を考慮し、調整して配分される。
<b>同一建物減算</b>
通所系サービスでは、事業所と同一建物に居住する利用者に対して、サービスを提供した場合に減算となり、訪問系サービスでは、事業所と同一建物に居住する利用者の他に、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者や、敷地外に所在する同一建物に居住する利用者が一定数を超えると減算になる。
<b>特定入所者介護（予防）サービス費</b>
低所得の利用者が施設サービスや短期入所サービスを利用したとき、食費・居住費（滞在費）の限度額を超える分が施設等に直接支給されるもの。

## ● ナ行

<b>日常生活圏域</b>																	
個々の高齢者の状況やその変化に応じた地域包括ケアや認知症ケアを推進するため、日常生活地域を基本として地域に密着したケアマネジメントを行うための単位で、本市では15圏域を設定している。																	
<b>認知症</b>																	
正常に働いていた脳の機能が何らかの脳の障害により低下し、記憶や判断力等への影響がみられ、日常生活や社会生活に支障をきたす状態。																	
<b>認知症キャラバン・メイト</b>																	
認知症サポーター（P74・P85）を養成する「認知症サポーター養成講座」の地域や職域での開催を企画、立案し、講師役を務める人。																	
<b>認知症高齢者自立度</b>																	
認知症の高齢者に係る介護の度合いを分類したもの。判定基準は以下のとおり。																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>ランク</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I</td> <td>何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">II</td> <td>日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。</td> </tr> <tr> <td>a 家庭外で上記IIの状態が見られる。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">III</td> <td>b 家庭内でも上記IIの状態が見られる。</td> </tr> <tr> <td>日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">IV</td> <td>a 日中を中心として上記IIIの状態が見られる。</td> </tr> <tr> <td>b 夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。</td> </tr> <tr> <td>M</td> <td>日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。</td> </tr> <tr> <td>M</td> <td>著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。</td> </tr> </tbody> </table>	ランク	判定基準	I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	a 家庭外で上記IIの状態が見られる。	III	b 家庭内でも上記IIの状態が見られる。	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。	IV	a 日中を中心として上記IIIの状態が見られる。	b 夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。	M	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。
ランク	判定基準																
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。																
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。																
	a 家庭外で上記IIの状態が見られる。																
III	b 家庭内でも上記IIの状態が見られる。																
	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。																
IV	a 日中を中心として上記IIIの状態が見られる。																
	b 夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。																
M	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。																
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。																
<b>認知症施策推進大綱</b>																	
認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進するために、令和元年6月に取りまとめられた国の大綱。																	
<b>認知症地域支援推進員</b>																	
市町村ごとに、地域包括支援センター等に配置され、「医療・介護等の支援ネットワーク構築」や「地域において生きがいをもった生活を送ることを支援する社会参加活動のための体制整備」、「相談支援・支援体制構築」等の推進役として、地域の特徴や課題に応じた活動を展開している。																	

<b>認知症伴走型支援事業</b>
認知症の人やその家族の支援体制の充実を図るため、地域の介護サービス事業所における既存資源を活用し、認知症の人とその家族に対する専門的な相談・助言等を日常的かつ継続的に行う伴走型支援拠点の整備を推進する。
<b>認定調査</b>
要支援・要介護認定の申請を受けた市町村が、認定調査員を訪問調査に派遣し、本人や家族に聞き取りを行うこと。市町村の職員や市町村から委託された調査員が自宅等を訪問し、心身や日常生活の様子(74項目の基本調査と特記事項)について、確認や聞き取り調査を行う。
<b>認定率</b>
「第1号被保険者」に占める「第1号被保険者の認定者数」の割合。

## ● 八行

<b>ハイリスクアプローチ／ポピュレーションアプローチ</b>
ハイリスクアプローチとは、健康診査や保健指導等により疾患発症の危険性が高いと判明した特定の対象者に介入するもの。ポピュレーションアプローチとは、普及啓発や環境整備により集団全体の健康づくり・介護予防を目指すもの。
<b>8050問題</b>
進学や就職の失敗等をきっかけに家にこもって外部との接触を断ち、いわゆる「ひきこもり」となった子が年齢を重ね「50」代となり、その子の生活を高齢となった「80」代の親が支えるという社会問題。親が無収入、病気や要介護状態になり、社会的・経済的に一家が孤立・困窮する例が増加している。
<b>非公開型医療介護専用SNS</b>
病院、診療所、薬局、介護サービス事業所等で働く医療介護従事者間の多職種連携を支援する非公開型のコミュニケーションツール。患者・要介護者等の本人や家族とのコミュニケーションにも活用できる。パソコン・タブレット・スマートフォン等で簡単に操作できる。
<b>避難行動要支援者制度</b>
要介護者や障害者、その他災害発生時に自力で避難することが困難な人の情報を事前に登録しておき、日頃の見守り活動や、もしものときの助け合いにつなげることを目的とした制度。
<b>ピンシャン！元気体操</b>
「立ち上がる」「上に手を伸ばす」「歩く」等、普段の生活の中での動作を安全に、楽に行えることを目的とした、本市オリジナルの介護予防の体操。実施場所として、65歳以上の市民が市有施設において無料で参加できる市主催の「ピンシャン！元気体操教室」と、介護予防サポーターが中心となり地域の公民館等で開催している「ピンシャン体操クラブ」、少人数短時間で行う「ピンシャン元気ひろば」がある。さらに、65歳以上世帯へのDVD貸出、オンライン配信、動画配信も行っている。
<b>フレイル</b>
加齢とともに心身の活力が低下した、健康な状態と要介護状態の中間の状態。早期の適切な対策により回復の可能性がある。
<b>ふれあいいきいきサロン</b>
地域を拠点にその地域に住む住民同士が協働で企画し、内容を決め、ともに運営していく楽しい仲間づくり・居場所づくりの活動。活動内容は高齢者サロンに限らず子育てサロンや障害者サロンもある。
<b>保健師</b>
保健師助産師看護師法に基づき、厚生労働大臣の免許を受けて、保健指導に従事する専門職。生活習慣病、児童虐待、高齢者や障害者の孤立、自殺対策を含むあらゆる年代のメンタルヘルス、感染症、自然災害、健康格差等の問題を解決するため、当事者である個人や家族を支援するとともに、地域社会全体を支援するための知識や技術を持つ公衆衛生(地域保健)の専門家。
<b>保険者</b>
介護保険の実施主体のこと。法令により市町村又は特別区と定まっている。

## ● マ行

町社協
地域福祉を推進する関係者が連携を図り、交流・見守り活動などの福祉活動を継続的に実践できるようにするとともに、住民による地域福祉活動への参加を促進することを目的とした本市独自の取り組み。
マンパワーセンター(群馬県福祉マンパワーセンター)
社会福祉を担うマンパワーの養成・確保及び資質の向上を目的とした事業を展開している。指定管理者は、群馬県社会福祉協議会が担っている。
みやぎふれあいの郷
市民の福祉の向上及び市民の交流を図るために設置された施設。高齢者の生きがい活動及び介護予防拠点としての機能も併せ持つ。
民生委員・児童委員
民生委員と児童委員は兼務となっており、厚生労働大臣から委嘱されている。民生委員としては、それぞれの地域において住民の立場に立った相談を受け、場合によっては必要な援助につなげることで社会福祉の増進に努め、児童委員としては、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるよう、子どもたちを見守り、また子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援を行う。
明寿大学
昭和46年に生涯学習の一環で市中央公民館の高齢者教室として創設され、年間20回前後の学習日のある4年制の教室のこと。定員は全学年で440人となっており、講座やクラブ活動等により楽しみながら学び、自己実現とともにその成果を地域に還元することを目指している。
めぶくPay
「めぶくアプリ」から登録できる電子決済サービスで、クレジットカードや銀行口座などからチャージすることにより、市内の加盟店舗で利用できる前橋市の電子地域通貨。本市独自の電子ポイント「めぶくポイント」の運用と併せて、市民へ支給する各種給付金の電子化を目指している。

## ● ヤ行

有料老人ホーム
高齢者を1人以上入居させ、①入浴、排せつまたは食事の介護②食事の提供③その他厚生労働省令で定める日常生活上の必要な援助のいずれかのサービスを提供する施設。 ・介護付:介護が必要となっても、当該施設が提供する「特定施設入居者生活介護」を利用しながら居室で生活を継続することが可能。(特定施設入居者生活介護の指定を受けていないと「介護付」と表示することはできない。) ・住宅型:介護が必要となった場合、訪問介護等の介護サービスを利用しながら居室での生活を継続することが可能。 ・健康型:介護が必要となった場合には、契約を解除し退去する必要がある。
ユニット
介護保険施設におけるおおむね10人以下の生活単位で、共同生活室とこれに近接する少数の居室等によって一体的に構成される場所。
要介護度
要介護認定において判定される介護の必要性の程度のこと。軽い順に要支援1、要支援2、要介護1、要介護2、要介護3、要介護4、要介護5の区分がある。
養護老人ホーム
環境上の理由及び経済的な理由によって在宅で養護を受けることが困難な高齢者が健康状態、所得要件、住環境等の審査を受け、入所判定委員会で必要とされた場合に措置入所する施設。
要支援・要介護認定者
被保険者が介護保険の給付を受けるために、保険者が介護の必要の程度を認定した人。「要支援」は2段階で認定され、家事や身支度等の日常生活に支援を必要とする状態、「要介護」は5段階で認定され、寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態のこと。

### 要配慮者(災害時要配慮者)

高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等、災害が発生した場合に、情報把握、避難、生活手段確保等の活動が円滑かつ迅速に行いにくい立場に置かれる人。

## ● ラ行

### 理学療法士(PT:Physical Therapist)

ケガや病気などで身体に障害のある人や障害の発生が予測される人に対して、基本動作能力の回復や維持、障害の悪化予防を目的に、運動療法等により自立した生活が送れるよう支援する医学的リハビリテーションの専門職。

### 老人クラブ

地域を基盤とする高齢者(おおむね60歳以上)の自主的な組織。高齢者の生きがいや健康づくりを推進し、明るい長寿社会の実現と高齢者福祉の向上を目的としている。

### 老人福祉センター

老人福祉法の規定に基づき老人の福祉を図るために設置された施設で、高齢者に関する各種の相談に応ずるとともに、高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に提供する。

## ● ワ行

### 私の人生ノート

前橋市医師会を中心に専門職の意見を反映して作成したエンディングノート。人生の最終段階を迎えるときに備え、これまでの人生を振り返り、医療・介護の希望を、本人と家族・医療・介護関係者等で繰り返し話し合うことにより、最善の医療・ケアにつなげる。長寿包括ケア課・地域包括支援センター・おうちで療養センターまえばしにて配布している。

## ● A

### ACP(アドバンス・ケア・プランニング:Advance Care Planning)

「人生会議」のこと。将来の変化に備え、将来の医療及びケアについて、本人を主体にその家族や近い人、医療・ケアチームが繰り返し話し合いを行い、本人の意思決定を支援するプロセスのこと。

## ● B

### BMI(Body Mass Index)

体重と身長から算出される肥満度を表す体格指数。体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)で算出し、25以上を肥満、18.5未満を低体重と分類している。

## ● D

### DX(デジタル・トランスフォーメーション:Digital Transformation)

デジタル化を手段として、人々の生活をより良い状態へ変革することを指す。本市では、令和2年度に策定された自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画に基づき、デジタル技術の活用によって市職員の企画力を高め住民の利便性を向上できるように業務効率化とその環境構築を進めている。

## ● I

### IADL(Instrumental Activities of Daily Living:手段的日常生活動作)

ADL(日常生活動作:着る、食べる、排せつ、入浴等、普段の生活の中で行う動作)を元にした社会生活上の複雑な動作。例えば、買い物、掃除、金銭管理、交通機関の利用等。

#### Instagram(インスタグラム)

写真・動画の共有ソーシャル・ネットワークサービス。本市では高齢者福祉・介護に関連するイベントの告知や、研修の案内、老人福祉センターの紹介など、高齢者本人やそのご家族、高齢者福祉に関心のある人に向けて情報を発信している。

### ● M

#### MaaS(マース:Mobility As A Service)

利用者一人一人の移動ニーズに合わせて、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービス。群馬県では「GunMaaS(グンマース)」として、1つのアプリ上でデマンドバスやタクシーの予約、交通チケットの購入等ができるサービスを提供している。

#### MSW協会

医療保健福祉で働くソーシャルワーカー(MSW:Medical Social Worker)が集まり活動している団体。MSWは、保健医療機関において、社会福祉の立場から患者やその家族の抱える経済的・心理的・社会的問題の解決等を援助し、社会復帰の促進を図っている。

### ● N

#### NPO(Non-Profit Organization)

継続的かつ自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。

### ● P

#### PDCAサイクル

Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Act(改善)を繰り返すことにより、業務を継続的に改善していく手法。

## 2) 介護保険のサービス一覧

### ①居宅サービス

要介護者が在宅での生活を続けながら利用できる介護サービス。なお、要支援者が受けられるサービスは介護予防サービス。

訪問介護（対象者：要介護1～5）
訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言等の必要な日常生活の世話をを行う。
訪問入浴介護（対象者：要支援1・2、要介護1～5）
介護職員と看護職員が移動入浴車等で居宅を訪問し、浴槽を持ち込んで入浴介護を行う。
訪問看護（対象者：要支援1・2、要介護1～5）
看護師等が医師の指示に基づいて居宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行う。
訪問リハビリテーション（対象者：要支援1・2、要介護1～5）
病院・診療所等の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が医師の指示に基づいて居宅を訪問し、心身機能の維持・回復や日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行う。
居宅療養管理指導（対象者：要支援1・2、要介護1～5）
病院・診療所等の医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士等が、通院が困難な人の自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行う。
通所介護（対象者：要介護1～5）
デイサービスセンター（通所介護施設）等で、入浴・排せつ・食事等の介護、日常生活上の支援、機能訓練等を日帰りで行う。
通所リハビリテーション（対象者：要支援1・2、要介護1～5）
介護老人保健施設や病院等で、心身機能の維持・回復や生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで行う。
短期入所生活介護（対象者：要支援1・2、要介護1～5）
特別養護老人ホーム等に短期間入所し、その施設で入浴・排せつ・食事等の日常生活上の支援や機能訓練等が受けられる。
短期入所療養介護（対象者：要支援1・2、要介護1～5）
介護老人保健施設等に短期間入所し、医学的な管理のもとで、医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療等が受けられる。
特定施設入居者生活介護（対象者：要支援1・2、要介護1～5）
介護保険の「特定施設」として指定を受けた定員30人以上の有料老人ホームや養護老人ホーム等の入居者が、特定施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を受けられる。
福祉用具貸与（対象者：要支援1・2、要介護1～5）
心身の状況や希望・環境に合わせて、適切に車いすや特殊寝台等の福祉用具の選定の援助・取付・調整等を行い、貸与する。
特定福祉用具購入費支給（対象者：要支援1・2、要介護1～5）
貸与になじまない入浴や排せつ等に用いる福祉用具を、都道府県等の指定を受けた福祉用具販売事業者から購入したとき、申請により購入費（同一年度で10万円を上限）から利用者負担の割合分を除いた額を支給する。
住宅改修費支給（対象者：要支援1・2、要介護1～5）
手すりの取り付けや段差の解消等の一定の住宅改修をしたとき、申請により工事費（20万円を上限）から利用者負担の割合分を除いた額を支給する。

## ②地域密着型サービス

要介護者が可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、地域の特性や利用者のニーズに応じて提供される多用で柔軟な介護サービス。なお、要支援者が受けられるサービスは地域密着型介護予防サービス。原則として、その市町村の被保険者のみが利用可能。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護（対象者：要介護1～5）
重度者をはじめとする要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期巡回型訪問と随時の対応を行う。
夜間対応型訪問介護（対象者：要介護1～5）
訪問介護員（ホームヘルパー）が夜間に定期的な巡回または随時の通報により居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の世話、緊急時の対応等を行う。
地域密着型通所介護（対象者：要介護1～5）
定員18人以下の小規模なデイサービスセンター等へ通い、入浴・排せつ・食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練等を日帰りで受けられる。
認知症対応型通所介護（対象者：要支援1・2、要介護1～5）
認知症高齢者が、認知症対応型のデイサービスセンターに通い、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練等を日帰りで受けられる。
小規模多機能型居宅介護（対象者：要支援1・2、要介護1～5）
通いを中心として、利用者の心身の状況や希望に応じて訪問や宿泊を組み合わせ、多機能なサービスを受けられる。
看護小規模多機能型居宅介護（対象者：要介護1～5）
医療ニーズの高い要介護者が、小規模多機能型居宅介護に訪問看護を組み合わせ複合的なサービスを受けられる。
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）（対象者：要支援2、要介護1～5）
認知症高齢者が、家庭的な環境と地域住民との交流のもと、少人数で共同生活を送りながら、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練等を受けられる。
地域密着型特定施設入居者生活介護（対象者：要介護1～5）
介護保険の「特定施設」として指定を受けた定員29人以下の有料老人ホームや養護老人ホーム等の入居者が、地域密着型特定施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を受けられる。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（対象者：原則として、要介護3～5）
常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所する定員29人以下の特別養護老人ホームで、地域密着型施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事などの日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を受けられる。

## ③施設サービス

要介護者が介護保険施設に入所し、それぞれの機能に応じて提供される介護サービス。

介護老人福祉施設（対象者：原則として、要介護3～5）
常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所する定員30人以上の特別養護老人ホームで、施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事などの日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を受けられる。
介護老人保健施設（対象者：要介護1～5）
病状が安定している人が在宅復帰を目指す施設で、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話を受けられる。
介護医療院（対象者：要介護1～5）
長期の療養を必要とする人のための施設で、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話を受けられる。

#### ④ケアマネジメント

##### 居宅介護支援（対象者：要介護1～5）

在宅の要介護者が、居宅サービスや地域密着型サービス等を適切に利用できるように、心身の状況・環境・本人や家族の希望等を勘案し、利用するサービスの種類や内容等を定めた「居宅サービス計画」を作成し、計画に基づくサービス提供が確保されるように事業者等と連絡調整等を行うとともに、必要な場合は施設等の紹介等を行う。

##### 介護予防支援（対象者：要支援1・2）

在宅の要支援者が、介護予防サービスや地域密着型介護予防サービス等を適切に利用できるように、地域包括支援センターの保健師等が、心身の状況・環境・本人や家族の希望等を勘案し、利用するサービスの種類や内容等を定めた「介護予防サービス計画」を作成し、計画に基づくサービス提供が確保されるように事業者等と連絡調整を行う。

### 3) 総合事業のサービス一覧

#### ①訪問型サービス

##### 介護予防訪問介護相当サービス

旧介護予防訪問介護に相当するサービス。ホームヘルパーが訪問し、主に更衣、入浴介助等の身体介護や、掃除、洗濯、買物、調理等の生活援助を行う。

##### 訪問型サービスA

主に雇用されている労働者により提供される緩和した基準によるサービス。本市では、市主催の研修を受講したホームヘルパーが対象者宅を訪問し、掃除・調理・買い物・洗濯等の家事支援を提供している。

##### 訪問型サービスC

短期集中予防サービス。専門職（理学療法士、作業療法士、管理栄養士、歯科衛生士、保健師等）が自宅に訪問し、身体のこと、食事のこと、口腔のこと、認知症予防や閉じこもり予防等について、3か月程度の短期間に集中して実施している。

#### ②通所型サービス

##### 介護予防通所介護相当サービス

旧介護予防通所介護に相当するサービス。通所介護施設において、日帰りで食事や入浴等の日常生活上の支援や、生活機能の維持向上のための機能訓練等を受けるサービス。

##### 通所型サービスA

主に雇用されている労働者又は労働者にボランティアが補助的に加わった主体により提供される、緩和した基準によるサービス。本市では、週1回、2時間程度のミニデイサービスとして実施。主な内容は、ピンシャン！元気体操等の運動プログラム、社会参加するための情報提供、社会活動に参加することを想定した模擬活動、その他介護予防に資する集団プログラム等。

##### 通所型サービスC

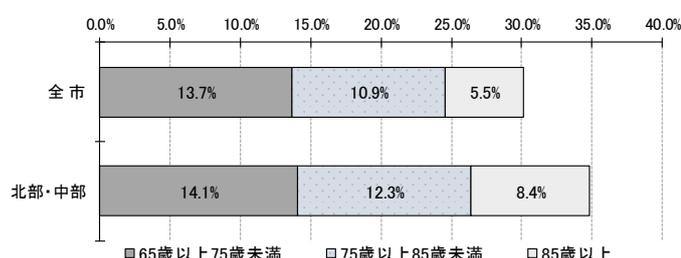
短期集中予防サービス。3か月間の短期間で集中的に専門職が関わることで、運動機能をはじめ栄養、口腔機能、生活習慣などの改善に取り組む教室形式のサービス。

## 2 日常生活圏域別データ

### 1) 北部・中部

#### ①人口等

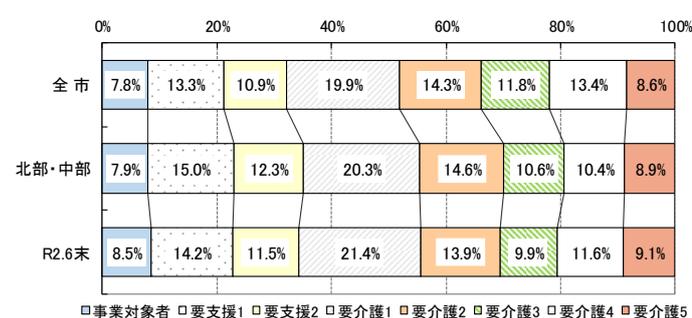
区分	R2.6末	R5.6末
人口	17,578 人	16,869 人
高齢者人口	5,955 人	5,877 人
高齢化率	33.9 %	34.8 %
75歳以上人口	3,449 人	3,504 人
75歳以上割合	19.6 %	20.8 %
85歳以上人口	1,404 人	1,424 人
85歳以上割合	8.0 %	8.4 %



全市と比較して高齢化率が4.7%高く、75歳以上の割合が高い。

#### ②認定者・事業対象者の構成

区分	R2.6末	R5.6末
認定者数	1,298 人	1,321 人
要支援1	202 人	215 人
要支援2	163 人	176 人
要介護1	303 人	291 人
要介護2	197 人	210 人
要介護3	140 人	152 人
要介護4	164 人	149 人
要介護5	129 人	128 人
事業対象者数	120 人	113 人

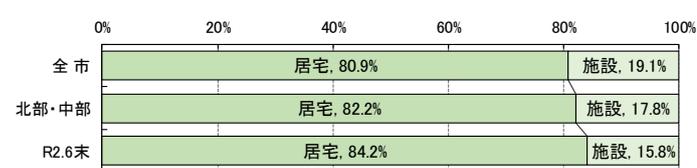


□事業対象者 □要支援1 □要支援2 □要介護1 □要介護2 □要介護3 □要介護4 □要介護5

全市に比べ、特に要支援1及び要支援2の割合が高い。

#### ③居宅と4施設の利用者(6月利用分)

区分	R2.6末	R5.6末
居宅サービス利用者	898 人	889 人
施設サービス利用者	169 人	192 人
合計	1,067 人	1,081 人
利用者比率	82.2 %	81.8 %



※4施設…特別養護老人ホーム(広域型・地域密着型)、介護老人保健施設、介護医療院

#### ④サービス種類別事業所数・定員、利用者数

主なサービス	事業所数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
居宅介護支援	8 か所	-	890 人
居宅サービス			
訪問介護	9 か所	-	326 人
訪問入浴介護	1 か所	-	11 人
訪問看護	6 か所	-	258 人
訪問リハ	4 か所	-	20 人
居宅療養管理指導	54 か所	-	434 人
通所介護	6 か所	229 人	416 人
通所リハ	4 か所	-	150 人
福祉用具貸与	1 か所	-	507 人
短期入所生活介護	4 か所	58 人	44 人
短期入所療養介護	2 か所	-	7 人
特定施設	2 か所	220 人	85 人
地域密着型サービス			
定期巡回	1 か所	-	3 人
夜間対応型訪問介護	1 か所	-	1 人
密着デイ	3 か所	35 人	73 人
認知デイ	0 か所	0 人	5 人
小規模多機能	1 か所	29 人	37 人
看護小規模多機能	0 か所	0 人	1 人
グループホーム	2 か所	18 人	41 人
密着特養	1 か所	25 人	7 人

主なサービス	施設数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
施設サービス			
特別養護老人ホーム	2 か所	120 人	89 人
介護老人保健施設	1 か所	80 人	83 人
介護医療院	1 か所	65 人	13 人

主なサービス	事業所数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
介護予防・生活支援サービス			
訪問介護相当サービス	8 か所	-	146 人
訪問型サービスA	1 か所	-	0 人
通所介護相当サービス	8 か所	229 人	173 人
通所型サービスA	0 か所	0 人	3 人

※利用者数は当該圏域に住所を有する利用者の延べ人数(現物給付分)

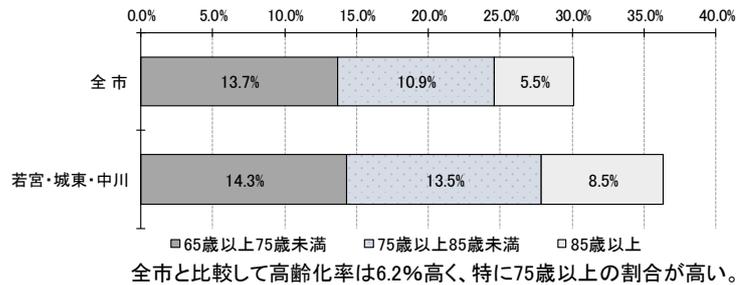
主なサービス	施設数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
その他			
有料老人ホーム	5 か所	345 人	302 人
サ高住	4 か所	99 人	89 人

※当該圏域に住所を有する事業所の利用者数

## 2) 若宮・城東・中川

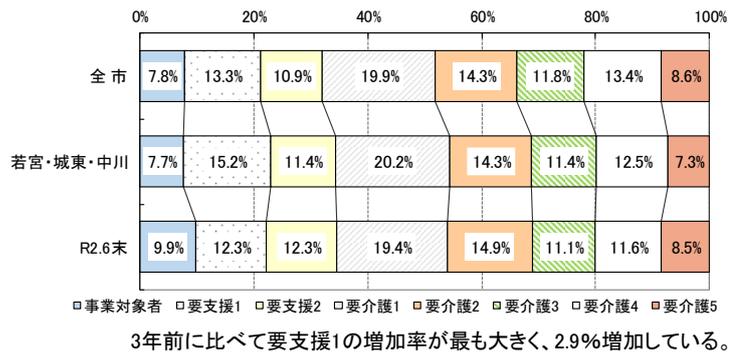
### ①人口等

区分	R2.6末	R5.6末
人口	16,527 人	15,881 人
高齢者人口	5,960 人	5,772 人
高齢化率	36.1 %	36.3 %
75歳以上人口	3,419 人	3,494 人
75歳以上割合	20.7 %	22.0 %
85歳以上人口	1,331 人	1,348 人
85歳以上割合	8.1 %	8.5 %



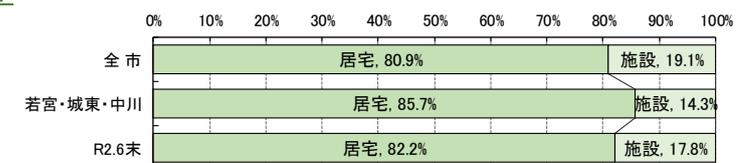
### ②認定者・事業対象者の構成

区分	R2.6末	R5.6末
認定者数	1,287 人	1,332 人
要支援1	176 人	220 人
要支援2	176 人	164 人
要介護1	277 人	291 人
要介護2	213 人	207 人
要介護3	158 人	164 人
要介護4	166 人	181 人
要介護5	121 人	105 人
事業対象者数	141 人	111 人



### ③居宅と4施設の利用者(6月利用分)

区分	R2.6末	R5.6末
居宅サービス利用者	858 人	900 人
施設サービス利用者	186 人	150 人
合計	1,044 人	1,050 人
利用者比率	81.1 %	78.8 %



### ④サービス種別事業所数・定員、利用者数

主なサービス	事業所数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
居宅介護支援	6 か所	-	897 人
居宅サービス			
訪問介護	10 か所	-	342 人
訪問入浴介護	0 か所	-	21 人
訪問看護	8 か所	-	294 人
訪問リハ	2 か所	-	30 人
居宅療養管理指導	48 か所	-	405 人
通所介護	9 か所	278 人	444 人
通所リハ	1 か所	-	103 人
福祉用具貸与	0 か所	-	523 人
短期入所生活介護	2 か所	45 人	45 人
短期入所療養介護	0 か所	-	6 人
特定施設	3 か所	220 人	97 人
地域密着型サービス			
定期巡回	0 か所	-	6 人
夜間対応型訪問介護	0 か所	-	0 人
密着デイ	3 か所	37 人	73 人
認知デイ	0 か所	0 人	15 人
小規模多機能	1 か所	29 人	29 人
看護小規模多機能	1 か所	29 人	1 人
グループホーム	2 か所	27 人	40 人
密着特養	0 か所	0 人	8 人

主なサービス	施設数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
施設サービス			
特別養護老人ホーム	1 か所	54 人	91 人
介護老人保健施設	0 か所	0 人	47 人
介護医療院	0 か所	0 人	4 人

主なサービス	事業所数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
介護予防・生活支援サービス			
訪問介護相当サービス	11 か所	-	131 人
訪問型サービスA	2 か所	-	3 人
通所介護相当サービス	12 か所	309 人	155 人
通所型サービスA	0 か所	0 人	1 人

※利用者数は当該圏域に住所を有する利用者の延べ人数  
(現物給付分)

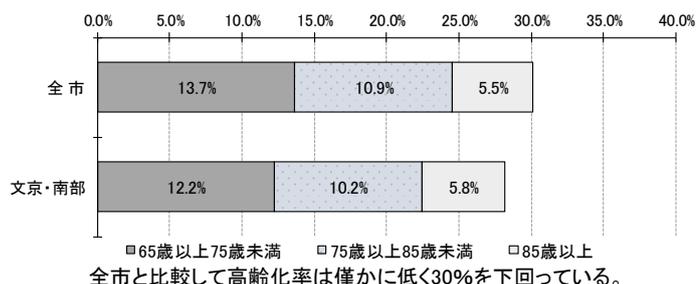
主なサービス	施設数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
その他			
有料老人ホーム	4 か所	190 人	155 人
サ高住	3 か所	93 人	72 人

※当該圏域に住所を有する事業所の利用者数

### 3) 文京・南部

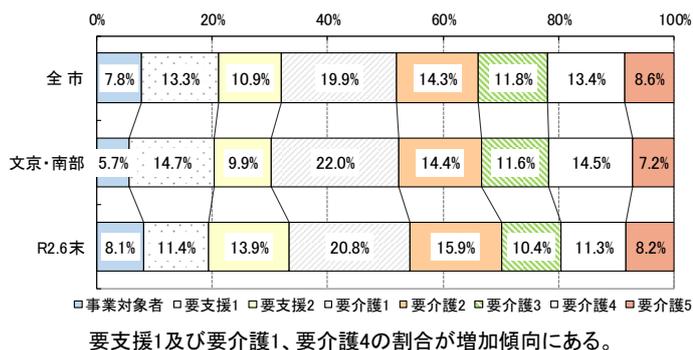
#### ①人口等

区分	R2.6末	R5.6末
人口	23,532 人	22,931 人
高齢者人口	6,449 人	6,462 人
高齢化率	27.4 %	28.2 %
75歳以上人口	3,510 人	3,657 人
75歳以上割合	14.9 %	15.9 %
85歳以上人口	1,285 人	1,322 人
85歳以上割合	5.5 %	5.8 %



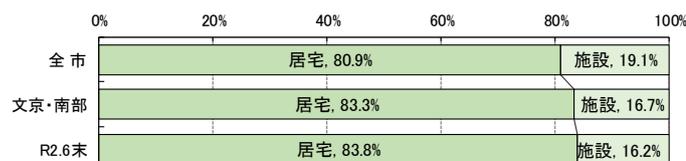
#### ②認定者・事業対象者の構成

区分	R2.6末	R5.6末
認定者数	1,162 人	1,220 人
要支援1	144 人	190 人
要支援2	176 人	128 人
要介護1	263 人	285 人
要介護2	201 人	186 人
要介護3	131 人	150 人
要介護4	143 人	188 人
要介護5	104 人	93 人
事業対象者数	102 人	74 人



#### ③居宅と4施設の利用者(6月利用分)

区分	R2.6末	R5.6末
居宅サービス利用者	798 人	807 人
施設サービス利用者	154 人	162 人
合計	952 人	969 人
利用者比率	81.9 %	79.4 %



#### ④サービス種類別事業所数・定員、利用者数

主なサービス	事業所数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
居宅介護支援	8 か所	-	788 人
居宅サービス			
訪問介護	9 か所	-	368 人
訪問入浴介護	0 か所	-	8 人
訪問看護	8 か所	-	232 人
訪問リハ	1 か所	-	25 人
居宅療養管理指導	34 か所	-	415 人
通所介護	3 か所	119 人	391 人
通所リハ	0 か所	-	98 人
福祉用具貸与	3 か所	-	502 人
短期入所生活介護	1 か所	10 人	47 人
短期入所療養介護	0 か所	-	4 人
特定施設	0 か所	0 人	70 人
地域密着型サービス			
定期巡回	0 か所	-	1 人
夜間対応型訪問介護	0 か所	-	0 人
密着デイ	1 か所	10 人	80 人
認知デイ	0 か所	0 人	10 人
小規模多機能	2 か所	58 人	22 人
看護小規模多機能	0 か所	0 人	1 人
グループホーム	3 か所	27 人	45 人
密着特養	0 か所	0 人	3 人

主なサービス	施設数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
施設サービス			
特別養護老人ホーム	1 か所	70 人	95 人
介護老人保健施設	0 か所	0 人	58 人
介護医療院	0 か所	0 人	6 人

主なサービス	事業所数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
介護予防・生活支援サービス			
訪問介護相当サービス	8 か所	-	99 人
訪問型サービスA	0 か所	-	0 人
通所介護相当サービス	3 か所	94 人	136 人
通所型サービスA	1 か所	7 人	2 人

※利用者数は当該圏域に住所を有する利用者の延べ人数  
(現物給付分)

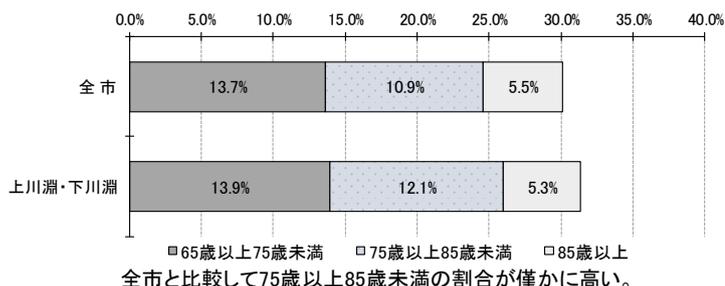
主なサービス	施設数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
その他			
有料老人ホーム	3 か所	72 人	58 人
サ高住	1 か所	34 人	24 人

※当該圏域に住所を有する事業所の利用者数

## 4) 上川淵・下川淵

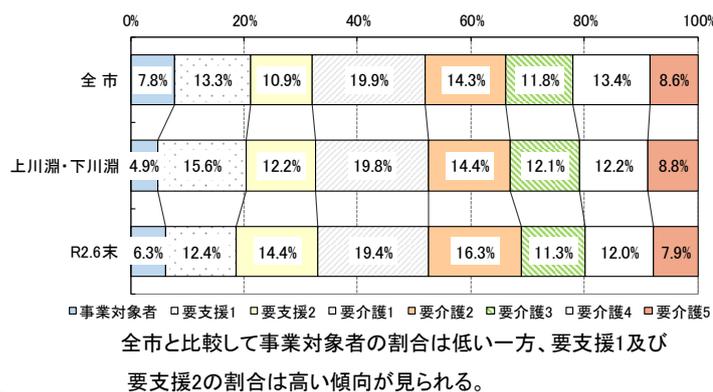
### ①人口等

区分	R2.6末	R5.6末
人口	34,338 人	33,994 人
高齢者人口	10,602 人	10,655 人
高齢化率	30.9 %	31.3 %
75歳以上人口	5,380 人	5,920 人
75歳以上割合	15.7 %	17.4 %
85歳以上人口	1,644 人	1,808 人
85歳以上割合	4.8 %	5.3 %



### ②認定者・事業対象者の構成

区分	R2.6末	R5.6末
認定者数	1,802 人	1,923 人
要支援1	238 人	315 人
要支援2	277 人	247 人
要介護1	374 人	401 人
要介護2	314 人	292 人
要介護3	217 人	244 人
要介護4	230 人	246 人
要介護5	152 人	178 人
事業対象者数	121 人	99 人



### ③居宅と4施設の利用者(6月利用分)

区分	R2.6末	R5.6末
居宅サービス利用者	1,176 人	1,261 人
施設サービス利用者	278 人	259 人
合計	1,454 人	1,520 人
利用者比率	80.7 %	79.0 %



### ④サービス種類別事業所数・定員、利用者数

主なサービス	事業所数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
居宅介護支援	12 箇所	-	1,310 人
居宅サービス			
訪問介護	11 箇所	-	454 人
訪問入浴介護	0 箇所	-	17 人
訪問看護	9 箇所	-	332 人
訪問リハ	4 箇所	-	53 人
居宅療養管理指導	44 箇所	-	488 人
通所介護	14 箇所	528 人	630 人
通所リハ	4 箇所	-	199 人
福祉用具貸与	4 箇所	-	841 人
短期入所生活介護	4 箇所	34 人	78 人
短期入所療養介護	1 箇所	-	10 人
特定施設	1 箇所	50 人	41 人
地域密着型サービス			
定期巡回	1 箇所	-	1 人
夜間対応型訪問介護	0 箇所	-	0 人
密着デイ	4 箇所	66 人	154 人
認知デイ	0 箇所	0 人	5 人
小規模多機能	2 箇所	58 人	45 人
看護小規模多機能	0 箇所	0 人	2 人
グループホーム	6 箇所	63 人	39 人
密着特養	0 箇所	0 人	3 人

主なサービス	施設数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
施設サービス			
特別養護老人ホーム	5 箇所	230 人	173 人
介護老人保健施設	1 箇所	95 人	76 人
介護医療院	0 箇所	0 人	7 人

主なサービス	事業所数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
介護予防・生活支援サービス			
訪問介護相当サービス	11 箇所	-	150 人
訪問型サービスA	0 箇所	-	0 人
通所介護相当サービス	17 箇所	564 人	187 人
通所型サービスA	1 箇所	25 人	14 人

※利用者数は当該圏域に住所を有する利用者の延べ人数  
(現物給付分)

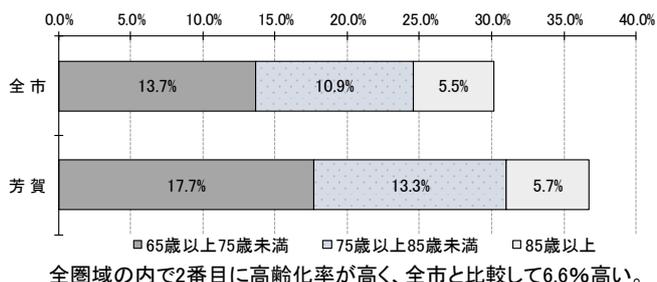
主なサービス	施設数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
その他			
有料老人ホーム	9 箇所	342 人	318 人
サ高住	0 箇所	0 人	0 人

※当該圏域に住所を有する事業所の利用者数

## 5) 芳賀

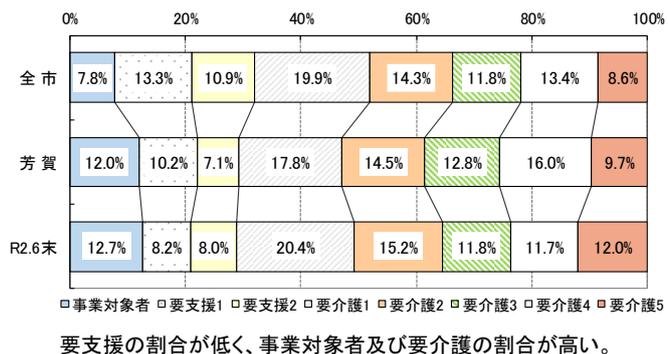
### ①人口等

区分	R2.6末	R5.6末
人口	9,368 人	8,991 人
高齢者人口	3,292 人	3,304 人
高齢化率	35.1 %	36.7 %
75歳以上人口	1,562 人	1,713 人
75歳以上割合	16.7 %	19.1 %
85歳以上人口	495 人	515 人
85歳以上割合	5.3 %	5.7 %



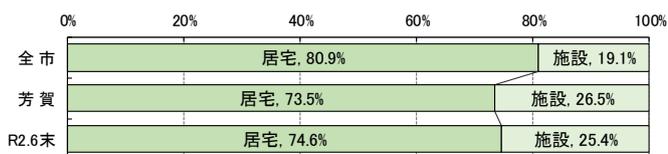
### ②認定者・事業対象者の構成

区分	R2.6末	R5.6末
認定者数	501 人	535 人
要支援1	47 人	62 人
要支援2	46 人	43 人
要介護1	117 人	108 人
要介護2	87 人	88 人
要介護3	68 人	78 人
要介護4	67 人	97 人
要介護5	69 人	59 人
事業対象者数	73 人	73 人



### ③居宅と4施設の利用者(6月利用分)

区分	R2.6末	R5.6末
居宅サービス利用者	308 人	338 人
施設サービス利用者	105 人	122 人
合計	413 人	460 人
利用者比率	82.4 %	86.0 %



### ④サービス種別事業所数・定員、利用者数

主なサービス	事業所数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
居宅介護支援	4 か所	-	384 人
居宅サービス			
訪問介護	3 か所	-	172 人
訪問入浴介護	0 か所	-	7 人
訪問看護	2 か所	-	85 人
訪問リハ	0 か所	-	5 人
居宅療養管理指導	3 か所	-	135 人
通所介護	6 か所	176 人	226 人
通所リハ	1 か所	-	34 人
福祉用具貸与	0 か所	-	222 人
短期入所生活介護	1 か所	12 人	18 人
短期入所療養介護	1 か所	-	3 人
特定施設	0 か所	0 人	6 人
地域密着型サービス			
定期巡回	0 か所	-	0 人
夜間対応型訪問介護	0 か所	-	0 人
密着デイ	1 か所	15 人	15 人
認知デイ	1 か所	12 人	8 人
小規模多機能	1 か所	29 人	8 人
看護小規模多機能	0 か所	0 人	0 人
グループホーム	2 か所	27 人	9 人
密着特養	1 か所	20 人	18 人

主なサービス	施設数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
施設サービス			
特別養護老人ホーム	1 か所	58 人	63 人
介護老人保健施設	1 か所	100 人	40 人
介護医療院	0 か所	0 人	1 人

主なサービス	事業所数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
介護予防・生活支援サービス			
訪問介護相当サービス	3 か所	-	24 人
訪問型サービスA	0 か所	-	1 人
通所介護相当サービス	5 か所	150 人	83 人
通所型サービスA	0 か所	0 人	3 人

※利用者数は当該圏域に住所を有する利用者の延べ人数  
(現物給付分)

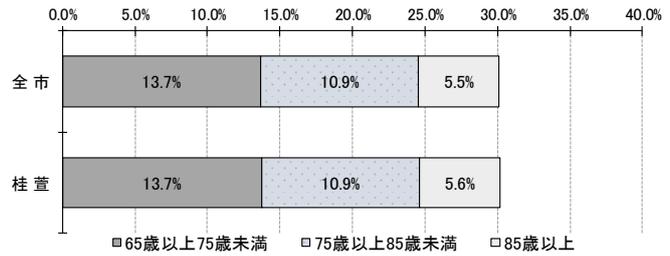
主なサービス	施設数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
その他			
有料老人ホーム	5 か所	120 人	106 人
サ高住	0 か所	0 人	0 人

※当該圏域に住所を有する事業所の利用者数

## 6) 桂萱

### ①人口等

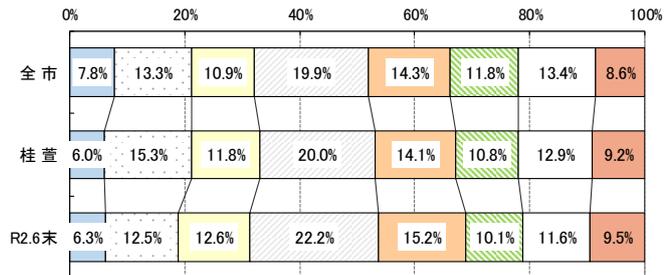
区分	R2.6末	R5.6末
人口	28,629 人	28,055 人
高齢者人口	8,400 人	8,474 人
高齢化率	29.3 %	30.2 %
75歳以上人口	4,311 人	4,623 人
75歳以上割合	15.1 %	16.5 %
85歳以上人口	1,467 人	1,569 人
85歳以上割合	5.1 %	5.6 %



全市と同等の高齢化率で、年代の分布も平均的な割合となっている。

### ②認定者・事業対象者の構成

区分	R2.6末	R5.6末
認定者数	1,538 人	1,643 人
要支援1	205 人	267 人
要支援2	207 人	206 人
要介護1	365 人	349 人
要介護2	249 人	246 人
要介護3	165 人	189 人
要介護4	191 人	226 人
要介護5	156 人	160 人
事業対象者数	103 人	104 人

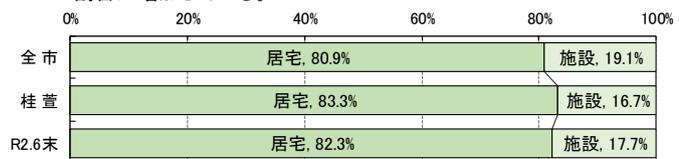


事業対象者 要支援1 要支援2 要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5

3年前と比較して要介護の割合が減少している一方で、要支援1の割合が増加している。

### ③居宅と4施設の利用者(6月利用分)

区分	R2.6末	R5.6末
居宅サービス利用者	995 人	1,066 人
施設サービス利用者	214 人	214 人
合計	1,209 人	1,280 人
利用者比率	78.6 %	77.9 %



### ④サービス種類別事業所数・定員、利用者数

主なサービス	事業所数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
居宅介護支援	12 か所	-	1,128 人
居宅サービス			
訪問介護	15 か所	-	449 人
訪問入浴介護	0 か所	-	16 人
訪問看護	9 か所	-	357 人
訪問リハ	1 か所	-	14 人
居宅療養管理指導	46 か所	-	431 人
通所介護	12 か所	461 人	580 人
通所リハ	2 か所	-	77 人
福祉用具貸与	1 か所	-	699 人
短期入所生活介護	4 か所	34 人	54 人
短期入所療養介護	1 か所	-	9 人
特定施設	3 か所	200 人	62 人
地域密着型サービス			
定期巡回	0 か所	-	0 人
夜間対応型訪問介護	0 か所	-	0 人
密着デイ	6 か所	94 人	134 人
認知デイ	3 か所	45 人	39 人
小規模多機能	2 か所	54 人	23 人
看護小規模多機能	0 か所	0 人	4 人
グループホーム	2 か所	36 人	42 人
密着特養	0 か所	0 人	5 人

主なサービス	施設数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
施設サービス			
特別養護老人ホーム	3 か所	200 人	145 人
介護老人保健施設	1 か所	80 人	60 人
介護医療院	0 か所	0 人	4 人

主なサービス	事業所数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
介護予防・生活支援サービス			
訪問介護相当サービス	15 か所	-	130 人
訪問型サービスA	1 か所	-	0 人
通所介護相当サービス	16 か所	504 人	235 人
通所型サービスA	1 か所	25 人	11 人

※利用者数は当該圏域に住所を有する利用者の延べ人数  
(現物給付分)

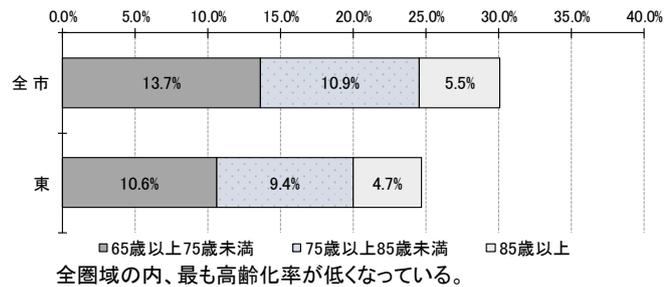
主なサービス	施設数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
その他			
有料老人ホーム	16 か所	605 人	513 人
サ高住	1 か所	16 人	12 人

※当該圏域に住所を有する事業所の利用者数

## 7) 東

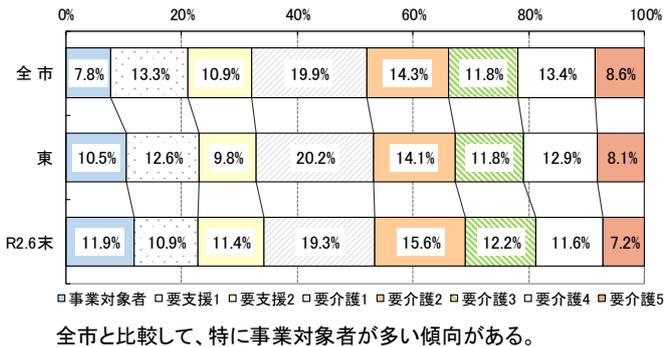
### ①人口等

区分	R2.6末	R5.6末
人口	32,372 人	32,019 人
高齢者人口	7,784 人	7,912 人
高齢化率	24.0 %	24.7 %
75歳以上人口	4,195 人	4,521 人
75歳以上割合	13.0 %	14.1 %
85歳以上人口	1,317 人	1,504 人
85歳以上割合	4.1 %	4.7 %



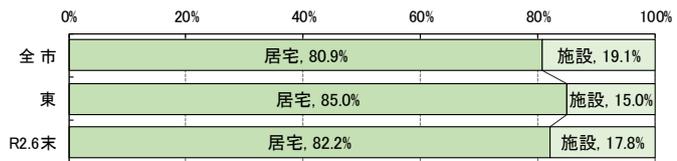
### ②認定者・事業対象者の構成

区分	R2.6末	R5.6末
認定者数	1,253 人	1,318 人
要支援1	155 人	185 人
要支援2	162 人	145 人
要介護1	274 人	298 人
要介護2	222 人	207 人
要介護3	173 人	174 人
要介護4	165 人	190 人
要介護5	102 人	119 人
事業対象者数	169 人	155 人



### ③居宅と4施設の利用者(6月利用分)

区分	R2.6末	R5.6末
居宅サービス利用者	853 人	924 人
施設サービス利用者	185 人	163 人
合計	1,038 人	1,087 人
利用者比率	82.8 %	82.5 %



### ④サービス種類別事業所数・定員、利用者数

主なサービス	事業所数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
居宅介護支援	8 か所	-	927 人
居宅サービス			
訪問介護	4 か所	-	342 人
訪問入浴介護	1 か所	-	15 人
訪問看護	12 か所	-	276 人
訪問リハ	4 か所	-	24 人
居宅療養管理指導	40 か所	-	426 人
通所介護	6 か所	225 人	511 人
通所リハ	3 か所	-	144 人
福祉用具貸与	0 か所	-	557 人
短期入所生活介護	2 か所	30 人	64 人
短期入所療養介護	1 か所	-	5 人
特定施設	1 か所	50 人	61 人
地域密着型サービス			
定期巡回	0 か所	-	2 人
夜間対応型訪問介護	0 か所	-	0 人
密着デイ	4 か所	56 人	67 人
認知デイ	1 か所	3 人	12 人
小規模多機能	3 か所	83 人	52 人
看護小規模多機能	0 か所	0 人	0 人
グループホーム	4 か所	45 人	43 人
密着特養	1 か所	20 人	18 人

主なサービス	施設数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
施設サービス			
特別養護老人ホーム	1 か所	60 人	75 人
介護老人保健施設	1 か所	70 人	67 人
介護医療院	0 か所	0 人	3 人

主なサービス	事業所数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
介護予防・生活支援サービス			
訪問介護相当サービス	3 か所	-	92 人
訪問型サービスA	0 か所	-	0 人
通所介護相当サービス	8 か所	201 人	163 人
通所型サービスA	1 か所	15 人	8 人

※利用者数は当該圏域に住所を有する利用者の延べ人数  
(現物給付分)

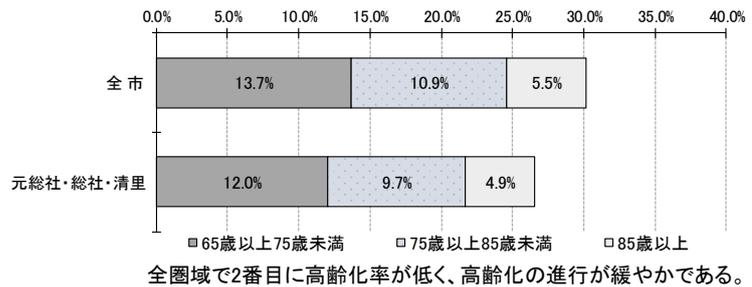
主なサービス	施設数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
その他			
有料老人ホーム	2 か所	169 人	159 人
サ高住	3 か所	110 人	104 人

※当該圏域に住所を有する事業所の利用者数

## 8) 元総社・総社・清里

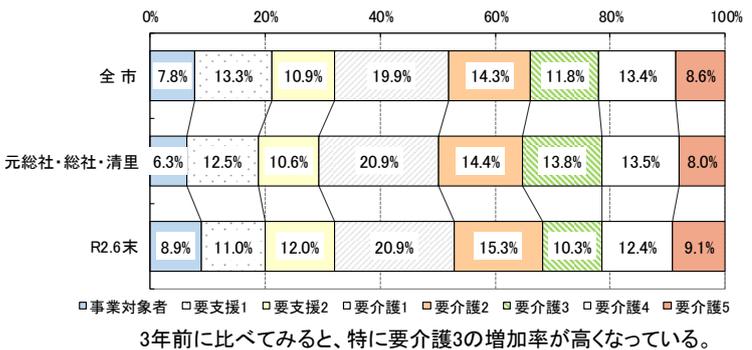
### ①人口等

区分	R2.6末	R5.6末
人口	33,974 人	33,953 人
高齢者人口	8,858 人	9,006 人
高齢化率	26.1 %	26.5 %
75歳以上人口	4,567 人	4,926 人
75歳以上割合	13.4 %	14.5 %
85歳以上人口	1,508 人	1,649 人
85歳以上割合	4.4 %	4.9 %



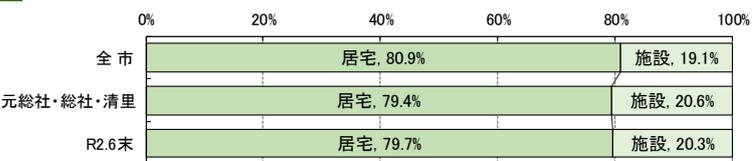
### ②認定者・事業対象者の構成

区分	R2.6末	R5.6末
認定者数	1,509 人	1,580 人
要支援1	183 人	211 人
要支援2	199 人	178 人
要介護1	346 人	352 人
要介護2	254 人	243 人
要介護3	171 人	233 人
要介護4	205 人	228 人
要介護5	151 人	135 人
事業対象者数	148 人	106 人



### ③居宅と4施設の利用者(6月利用分)

区分	R2.6末	R5.6末
居宅サービス利用者	989 人	1,026 人
施設サービス利用者	252 人	266 人
合計	1,241 人	1,292 人
利用者比率	82.2 %	81.8 %



### ④サービス種類別事業所数・定員、利用者数

主なサービス	事業所数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
居宅介護支援	16 箇所	-	1,034 人
居宅サービス			
訪問介護	8 箇所	-	368 人
訪問入浴介護	0 箇所	-	22 人
訪問看護	21 箇所	-	270 人
訪問リハ	5 箇所	-	31 人
居宅療養管理指導	44 箇所	-	395 人
通所介護	17 箇所	536 人	587 人
通所リハ	4 箇所	-	198 人
福祉用具貸与	7 箇所	-	644 人
短期入所生活介護	4 箇所	64 人	65 人
短期入所療養介護	4 箇所	-	8 人
特定施設	2 箇所	100 人	54 人
地域密着型サービス			
定期巡回	1 箇所	-	25 人
夜間対応型訪問介護	0 箇所	-	0 人
密着デイ	5 箇所	66 人	71 人
認知デイ	0 箇所	0 人	2 人
小規模多機能	2 箇所	47 人	39 人
看護小規模多機能	0 箇所	0 人	0 人
グループホーム	3 箇所	72 人	56 人
密着特養	1 箇所	10 人	12 人

主なサービス	施設数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
施設サービス			
特別養護老人ホーム	3 箇所	220 人	113 人
介護老人保健施設	4 箇所	300 人	139 人
介護医療院	0 箇所	0 人	2 人

主なサービス	事業所数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
介護予防・生活支援サービス			
訪問介護相当サービス	6 箇所	-	124 人
訪問型サービスA	1 箇所	-	0 人
通所介護相当サービス	18 箇所	513 人	135 人
通所型サービスA	1 箇所	20 人	12 人

※利用者数は当該圏域に住所を有する利用者の延べ人数  
(現物給付分)

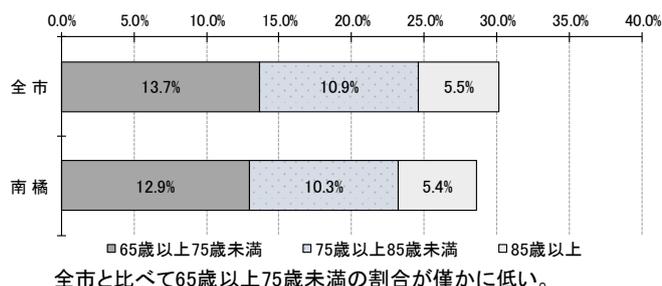
主なサービス	施設数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
その他			
有料老人ホーム	9 箇所	235 人	215 人
サ高住	6 箇所	223 人	207 人

※当該圏域に住所を有する事業所の利用者数

## 9) 南橋

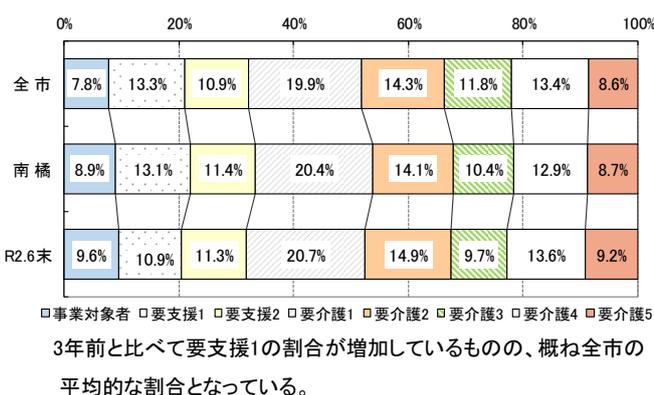
### ①人口等

区分	R2.6末	R5.6末
人口	39,095 人	38,833 人
高齢者人口	10,728 人	11,099 人
高齢化率	27.4 %	28.6 %
75歳以上人口	5,603 人	6,081 人
75歳以上割合	14.3 %	15.7 %
85歳以上人口	1,800 人	2,096 人
85歳以上割合	4.6 %	5.4 %



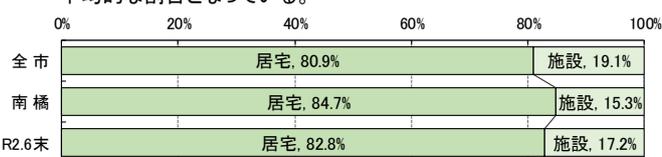
### ②認定者・事業対象者の構成

区分	R2.6末	R5.6末
認定者数	1,754 人	1,939 人
要支援1	212 人	279 人
要支援2	220 人	242 人
要介護1	401 人	435 人
要介護2	290 人	300 人
要介護3	189 人	222 人
要介護4	263 人	275 人
要介護5	179 人	186 人
事業対象者数	186 人	190 人



### ③居宅と4施設の利用者(6月利用分)

区分	R2.6末	R5.6末
居宅サービス利用者	1,202 人	1,297 人
施設サービス利用者	249 人	234 人
合計	1,451 人	1,531 人
利用者比率	82.7 %	79.0 %



### ④サービス種類別事業所数・定員、利用者数

主なサービス	事業所数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
居宅介護支援	14 箇所	-	1,407 人
居宅サービス			
訪問介護	16 箇所	-	595 人
訪問入浴介護	2 箇所	-	23 人
訪問看護	14 箇所	-	411 人
訪問リハ	2 箇所	-	20 人
居宅療養管理指導	62 箇所	-	551 人
通所介護	27 箇所	756 人	808 人
通所リハ	3 箇所	-	184 人
福祉用具貸与	1 箇所	-	854 人
短期入所生活介護	2 箇所	30 人	69 人
短期入所療養介護	1 箇所	-	3 人
特定施設	0 箇所	0 人	38 人
地域密着型サービス			
定期巡回	0 箇所	-	1 人
夜間対応型訪問介護	0 箇所	-	0 人
密着デイ	6 箇所	79 人	105 人
認知デイ	1 箇所	10 人	8 人
小規模多機能	2 箇所	58 人	51 人
看護小規模多機能	0 箇所	0 人	1 人
グループホーム	6 箇所	81 人	56 人
密着特養	1 箇所	20 人	19 人

主なサービス	施設数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
施設サービス			
特別養護老人ホーム	2 箇所	120 人	126 人
介護老人保健施設	1 箇所	80 人	81 人
介護医療院	0 箇所	0 人	8 人

主なサービス	事業所数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
介護予防・生活支援サービス			
訪問介護相当サービス	16 箇所	-	164 人
訪問型サービスA	2 箇所	-	2 人
通所介護相当サービス	26 箇所	664 人	263 人
通所型サービスA	1 箇所	26 人	12 人

※利用者数は当該圏域に住所を有する利用者の延べ人数  
(現物給付分)

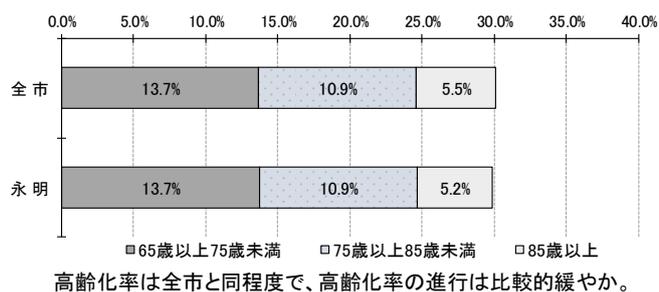
主なサービス	施設数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
その他			
有料老人ホーム	16 箇所	341 人	290 人
サ高住	6 箇所	203 人	151 人

※当該圏域に住所を有する事業所の利用者数

## 10) 永明

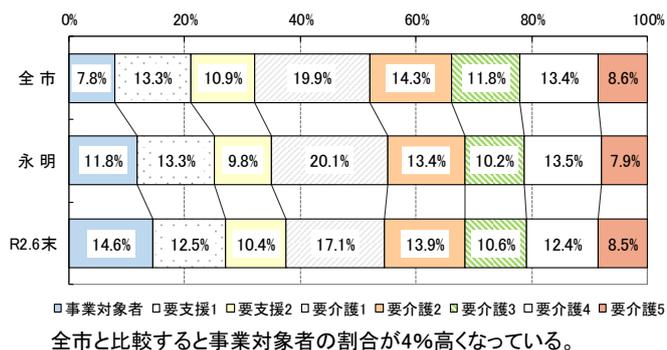
### ①人口等

区分	R2.6末	R5.6末
人口	23,721 人	23,724 人
高齢者人口	6,945 人	7,078 人
高齢化率	29.3 %	29.8 %
75歳以上人口	3,421 人	3,823 人
75歳以上割合	14.4 %	16.1 %
85歳以上人口	1,081 人	1,233 人
85歳以上割合	4.6 %	5.2 %



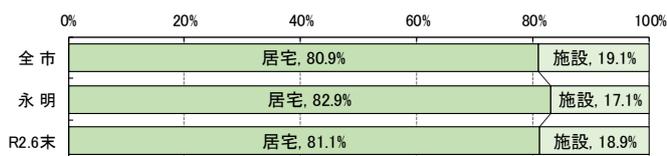
### ②認定者・事業対象者の構成

区分	R2.6末	R5.6末
認定者数	1,003 人	1,198 人
要支援1	147 人	181 人
要支援2	122 人	133 人
要介護1	201 人	273 人
要介護2	163 人	182 人
要介護3	125 人	139 人
要介護4	145 人	183 人
要介護5	100 人	107 人
事業対象者数	171 人	161 人



### ③居宅と4施設の利用者(6月利用分)

区分	R2.6末	R5.6末
居宅サービス利用者	675 人	807 人
施設サービス利用者	157 人	166 人
合計	832 人	973 人
利用者比率	83.0 %	81.2 %



### ④サービス種類別事業所数・定員、利用者数

主なサービス	事業所数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
居宅介護支援	10 箇所	-	918 人
居宅サービス			
訪問介護	4 箇所	-	248 人
訪問入浴介護	0 箇所	-	11 人
訪問看護	6 箇所	-	275 人
訪問リハ	3 箇所	-	22 人
居宅療養管理指導	21 箇所	-	283 人
通所介護	4 箇所	147 人	379 人
通所リハ	2 箇所	-	89 人
福祉用具貸与	0 箇所	-	536 人
短期入所生活介護	1 箇所	5 人	38 人
短期入所療養介護	1 箇所	-	15 人
特定施設	1 箇所	50 人	32 人
地域密着型サービス			
定期巡回	0 箇所	-	0 人
夜間対応型訪問介護	0 箇所	-	0 人
密着デイ	7 箇所	96 人	139 人
認知デイ	0 箇所	0 人	4 人
小規模多機能	1 箇所	25 人	10 人
看護小規模多機能	0 箇所	0 人	2 人
グループホーム	2 箇所	36 人	36 人
密着特養	0 箇所	0 人	2 人

主なサービス	施設数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
施設サービス			
特別養護老人ホーム	1 箇所	85 人	85 人
介護老人保健施設	1 箇所	100 人	79 人
介護医療院	0 箇所	0 人	0 人

主なサービス	事業所数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
介護予防・生活支援サービス			
訪問介護相当サービス	3 箇所	-	90 人
訪問型サービスA	0 箇所	-	2 人
通所介護相当サービス	10 箇所	228 人	190 人
通所型サービスA	1 箇所	20 人	42 人

※利用者数は当該圏域に住所を有する利用者の延べ人数  
(現物給付分)

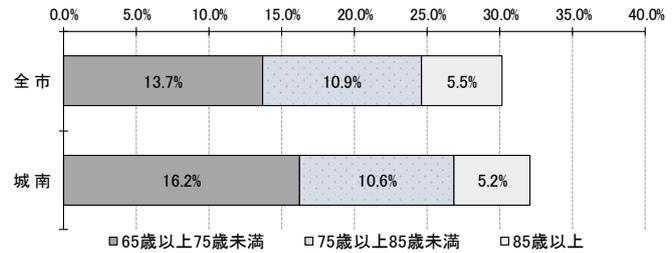
主なサービス	施設数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
その他			
有料老人ホーム	7 箇所	231 人	209 人
サ高住	1 箇所	50 人	48 人

※当該圏域に住所を有する事業所の利用者数

## 11) 城南

### ①人口等

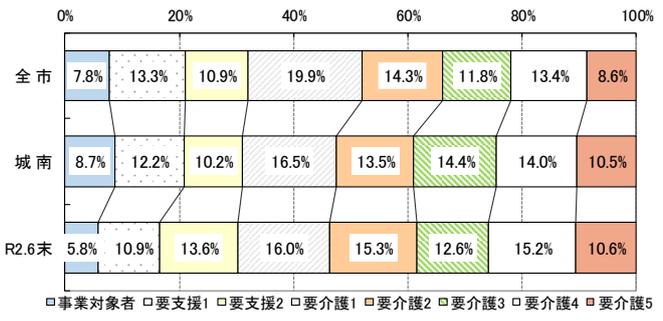
区分	R2.6末	R5.6末
人口	17,892 人	17,823 人
高齢者人口	5,522 人	5,710 人
高齢化率	30.9 %	32.0 %
75歳以上人口	2,582 人	2,819 人
75歳以上割合	14.4 %	15.8 %
85歳以上人口	916 人	921 人
85歳以上割合	5.1 %	5.2 %



全市に比べて僅かに高齢化率が高く、特に65歳以上75歳未満の割合が2.5%高い。

### ②認定者・事業対象者の構成

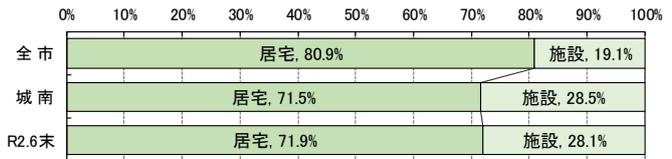
区分	R2.6末	R5.6末
認定者数	996 人	967 人
要支援1	115 人	129 人
要支援2	144 人	108 人
要介護1	169 人	175 人
要介護2	162 人	143 人
要介護3	133 人	153 人
要介護4	161 人	148 人
要介護5	112 人	111 人
事業対象者数	61 人	92 人



全市と比べて要介護3以上の割合が高い一方で、要介護1の割合は低い傾向がある。

### ③居宅と4施設の利用者(6月利用分)

区分	R2.6末	R5.6末
居宅サービス利用者	586 人	560 人
施設サービス利用者	229 人	223 人
合計	815 人	783 人
利用者比率	81.8 %	81.0 %



### ④サービス種類別事業所数・定員、利用者数

主なサービス	事業所数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
居宅介護支援	9 か所	-	644 人
居宅サービス			
訪問介護	7 か所	-	190 人
訪問入浴介護	0 か所	-	10 人
訪問看護	8 か所	-	127 人
訪問リハ	4 か所	-	22 人
居宅療養管理指導	18 か所	-	202 人
通所介護	9 か所	308 人	339 人
通所リハ	2 か所	-	37 人
福祉用具貸与	1 か所	-	389 人
短期入所生活介護	2 か所	32 人	42 人
短期入所療養介護	2 か所	-	16 人
特定施設	0 か所	0 人	17 人
地域密着型サービス			
定期巡回	0 か所	-	0 人
夜間対応型訪問介護	0 か所	-	0 人
密着デイ	4 か所	64 人	71 人
認知デイ	0 か所	0 人	4 人
小規模多機能	0 か所	0 人	6 人
看護小規模多機能	0 か所	0 人	0 人
グループホーム	2 か所	18 人	15 人
密着特養	1 か所	20 人	17 人

主なサービス	施設数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
施設サービス			
特別養護老人ホーム	3 か所	150 人	137 人
介護老人保健施設	2 か所	100 人	69 人
介護医療院	0 か所	0 人	0 人

主なサービス	事業所数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
介護予防・生活支援サービス			
訪問介護相当サービス	5 か所	-	39 人
訪問型サービスA	0 か所	-	0 人
通所介護相当サービス	10 か所	288 人	146 人
通所型サービスA	1 か所	18 人	15 人

※利用者数は当該圏域に住所を有する利用者の延べ人数(現物給付分)

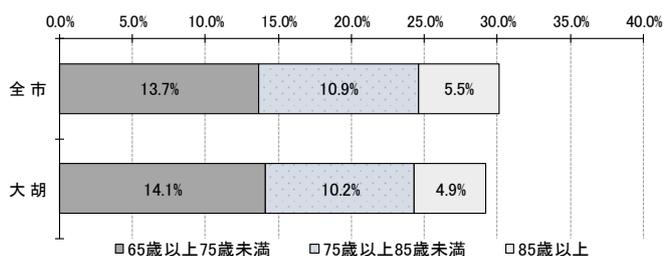
主なサービス	施設数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
その他			
有料老人ホーム	7 か所	193 人	176 人
サ高住	0 か所	0 人	0 人

※当該圏域に住所を有する事業所の利用者数

## 12) 大胡

### ①人口等

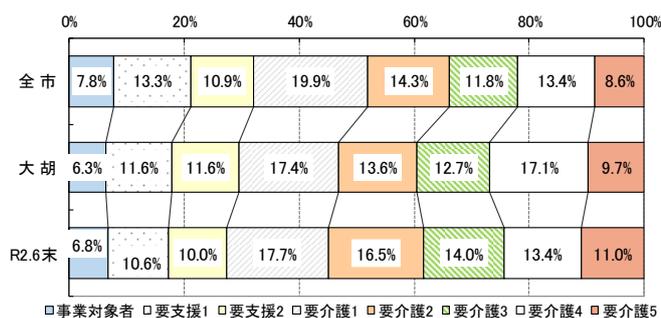
区分	R2.6末	R5.6末
人口	17,988 人	17,550 人
高齢者人口	4,932 人	5,133 人
高齢化率	27.4 %	29.2 %
75歳以上人口	2,402 人	2,654 人
75歳以上割合	13.4 %	15.1 %
85歳以上人口	835 人	863 人
85歳以上割合	4.6 %	4.9 %



全市と同程度の高齢化率だが、85歳以上の割合は低い傾向がある。

### ②認定者・事業対象者の構成

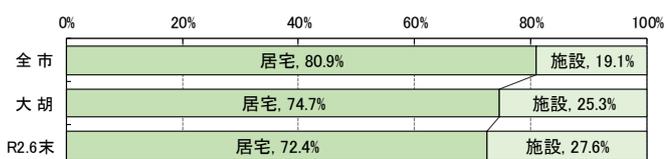
区分	R2.6末	R5.6末
認定者数	794 人	841 人
要支援1	90 人	104 人
要支援2	85 人	104 人
要介護1	151 人	156 人
要介護2	141 人	122 人
要介護3	119 人	114 人
要介護4	114 人	154 人
要介護5	94 人	87 人
事業対象者数	58 人	57 人



全市と比べて要介護1以上の割合が高い傾向がある。

### ③居宅と4施設の利用者(6月利用分)

区分	R2.6末	R5.6末
居宅サービス利用者	478 人	487 人
施設サービス利用者	182 人	165 人
合計	660 人	652 人
利用者比率	83.1 %	77.5 %



### ④サービス種類別事業所数・定員、利用者数

主なサービス	事業所数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
居宅介護支援	2 か所	-	536 人
居宅サービス			
訪問介護	1 か所	-	112 人
訪問入浴介護	1 か所	-	3 人
訪問看護	5 か所	-	146 人
訪問リハ	1 か所	-	6 人
居宅療養管理指導	15 か所	-	192 人
通所介護	10 か所	262 人	308 人
通所リハ	0 か所	-	25 人
福祉用具貸与	1 か所	-	318 人
短期入所生活介護	3 か所	16 人	47 人
短期入所療養介護	0 か所	-	3 人
特定施設	1 か所	50 人	27 人
地域密着型サービス			
定期巡回	0 か所	-	0 人
夜間対応型訪問介護	0 か所	-	0 人
密着デイ	4 か所	56 人	98 人
認知デイ	0 か所	0 人	6 人
小規模多機能	0 か所	0 人	9 人
看護小規模多機能	0 か所	0 人	0 人
グループホーム	1 か所	9 人	13 人
密着特養	0 か所	0 人	4 人

主なサービス	施設数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
施設サービス			
特別養護老人ホーム	3 か所	197 人	122 人
介護老人保健施設	0 か所	0 人	38 人
介護医療院	0 か所	0 人	1 人

主なサービス	事業所数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
介護予防・生活支援サービス			
訪問介護相当サービス	0 か所	-	35 人
訪問型サービスA	0 か所	-	0 人
通所介護相当サービス	13 か所	286 人	112 人
通所型サービスA	1 か所	15 人	2 人

※利用者数は当該圏域に住所を有する利用者の延べ人数  
(現物給付分)

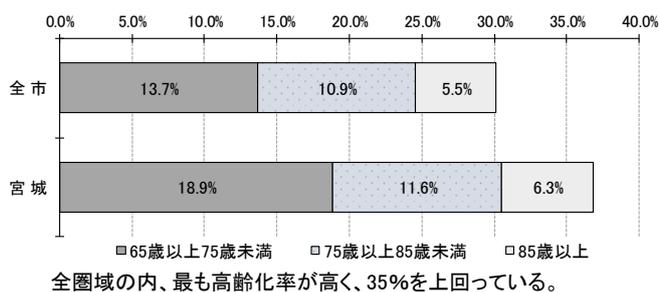
主なサービス	施設数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
その他			
有料老人ホーム	9 か所	171 人	140 人
サ高住	2 か所	55 人	48 人

※当該圏域に住所を有する事業所の利用者数

## 13) 宮城

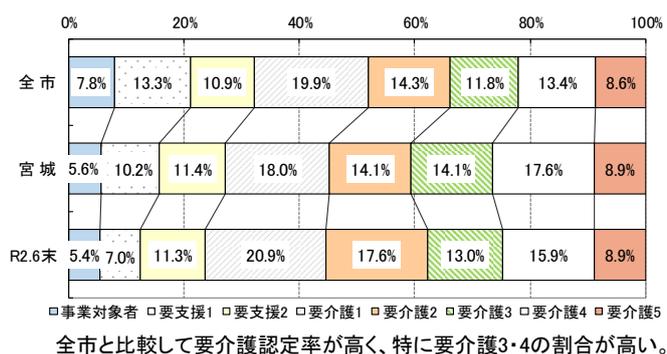
### ①人口等

区分	R2.6末	R5.6末
人口	7,552 人	7,182 人
高齢者人口	2,582 人	2,645 人
高齢化率	34.2 %	36.8 %
75歳以上人口	1,196 人	1,289 人
75歳以上割合	15.8 %	17.9 %
85歳以上人口	461 人	455 人
85歳以上割合	6.1 %	6.3 %



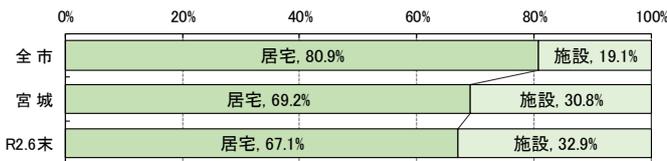
### ②認定者・事業対象者の構成

区分	R2.6末	R5.6末
認定者数	435 人	455 人
要支援1	32 人	49 人
要支援2	52 人	55 人
要介護1	96 人	87 人
要介護2	81 人	68 人
要介護3	60 人	68 人
要介護4	73 人	85 人
要介護5	41 人	43 人
事業対象者数	25 人	27 人



### ③居宅と4施設の利用者(6月利用分)

区分	R2.6末	R5.6末
居宅サービス利用者	247 人	252 人
施設サービス利用者	121 人	112 人
合計	368 人	364 人
利用者比率	84.6 %	80.0 %



### ④サービス種類別事業所数・定員、利用者数

主なサービス	事業所数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
居宅介護支援	3 か所	-	287 人
居宅サービス			
訪問介護	0 か所	-	83 人
訪問入浴介護	0 か所	-	6 人
訪問看護	0 か所	-	71 人
訪問リハ	0 か所	-	2 人
居宅療養管理指導	1 か所	-	52 人
通所介護	2 か所	75 人	167 人
通所リハ	0 か所	-	27 人
福祉用具貸与	0 か所	-	162 人
短期入所生活介護	1 か所	10 人	24 人
短期入所療養介護	0 か所	-	8 人
特定施設	0 か所	0 人	2 人
地域密着型サービス			
定期巡回	0 か所	-	0 人
夜間対応型訪問介護	0 か所	-	0 人
密着デイ	1 か所	10 人	42 人
認知デイ	0 か所	0 人	0 人
小規模多機能	0 か所	0 人	0 人
看護小規模多機能	0 か所	0 人	0 人
グループホーム	1 か所	9 人	10 人
密着特養	1 か所	20 人	18 人

主なサービス	施設数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
施設サービス			
特別養護老人ホーム	1 か所	50 人	67 人
介護老人保健施設	0 か所	0 人	27 人
介護医療院	0 か所	0 人	0 人

主なサービス	事業所数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
介護予防・生活支援サービス			
訪問介護相当サービス	1 か所	-	20 人
訪問型サービスA	0 か所	-	1 人
通所介護相当サービス	3 か所	85 人	46 人
通所型サービスA	0 か所	0 人	5 人

※利用者数は当該圏域に住所を有する利用者の延べ人数  
(現物給付分)

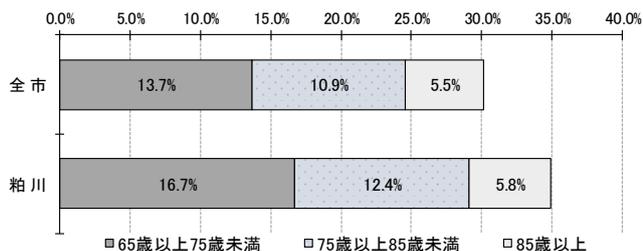
主なサービス	施設数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
その他			
有料老人ホーム	0 か所	0 人	0 人
サ高住	0 か所	0 人	0 人

※当該圏域に住所を有する事業所の利用者数

## 14) 粕川

### ①人口等

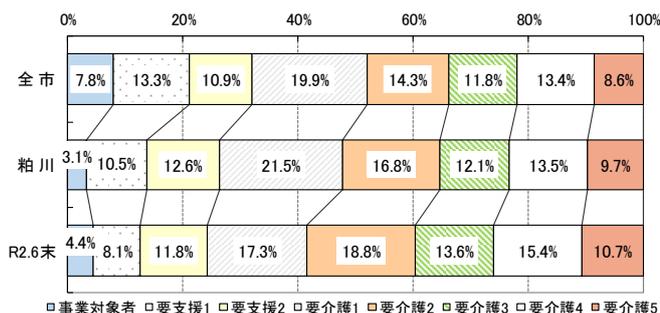
区分	R2.6末	R5.6末
人口	10,571 人	10,175 人
高齢者人口	3,512 人	3,549 人
高齢化率	33.2 %	34.9 %
75歳以上人口	1,752 人	1,851 人
75歳以上割合	16.6 %	18.2 %
85歳以上人口	574 人	588 人
85歳以上割合	5.4 %	5.8 %



全市と比較して高齢化率が高くなっており、特に65歳以上75歳未満の割合が多い。

### ②認定者・事業対象者の構成

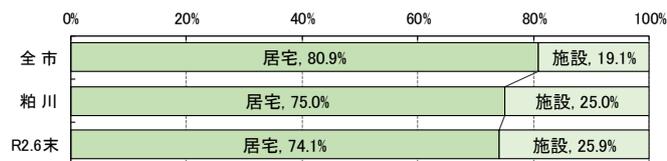
区分	R2.6末	R5.6末
認定者数	591 人	616 人
要支援1	50 人	67 人
要支援2	73 人	80 人
要介護1	107 人	137 人
要介護2	116 人	107 人
要介護3	84 人	77 人
要介護4	95 人	86 人
要介護5	66 人	62 人
事業対象者数	27 人	20 人



全市に比べ事業対象者の割合が低い一方、要介護の割合は高い。

### ③居宅と4施設の利用者(6月利用分)

区分	R2.6末	R5.6末
居宅サービス利用者	358 人	357 人
施設サービス利用者	125 人	119 人
合計	483 人	476 人
利用者比率	81.7 %	77.3 %



### ④サービス種類別事業所数・定員、利用者数

主なサービス	事業所数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
居宅介護支援	3 か所	-	384 人
居宅サービス			
訪問介護	3 か所	-	140 人
訪問入浴介護	0 か所	-	3 人
訪問看護	1 か所	-	87 人
訪問リハ	0 か所	-	4 人
居宅療養管理指導	6 か所	-	94 人
通所介護	5 か所	123 人	251 人
通所リハ	0 か所	-	21 人
福祉用具貸与	0 か所	-	232 人
短期入所生活介護	1 か所	5 人	29 人
短期入所療養介護	0 か所	-	3 人
特定施設	0 か所	0 人	8 人
地域密着型サービス			
定期巡回	0 か所	-	0 人
夜間対応型訪問介護	0 か所	-	0 人
密着デイ	1 か所	14 人	52 人
認知デイ	0 か所	0 人	0 人
小規模多機能	0 か所	0 人	3 人
看護小規模多機能	0 か所	0 人	0 人
グループホーム	1 か所	9 人	6 人
密着特養	0 か所	0 人	0 人

主なサービス	施設数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
施設サービス			
特別養護老人ホーム	1 か所	70 人	86 人
介護老人保健施設	0 か所	0 人	30 人
介護医療院	0 か所	0 人	3 人

主なサービス	事業所数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
介護予防・生活支援サービス			
訪問介護相当サービス	3 か所	-	14 人
訪問型サービスA	0 か所	-	0 人
通所介護相当サービス	5 か所	107 人	56 人
通所型サービスA	0 か所	0 人	1 人

※利用者数は当該圏域に住所を有する利用者の延べ人数(現物給付分)

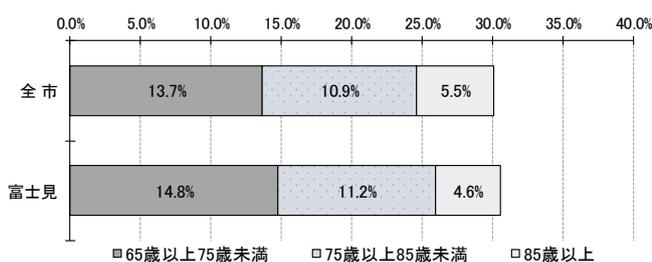
主なサービス	施設数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
その他			
有料老人ホーム	4 か所	81 人	67 人
サ高住	1 か所	20 人	18 人

※当該圏域に住所を有する事業所の利用者数

## 15) 富士見

### ①人口等

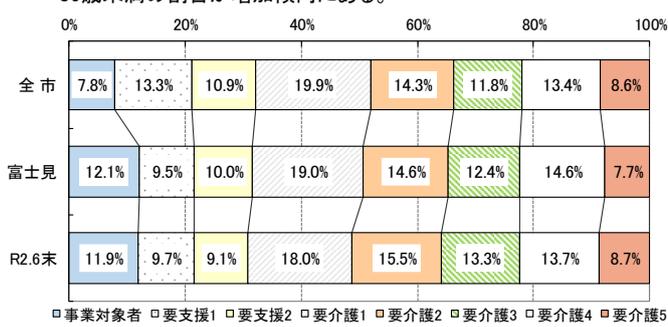
区分	R2.6末	R5.6末
人口	22,448 人	22,235 人
高齢者人口	6,595 人	6,791 人
高齢化率	29.4 %	30.5 %
75歳以上人口	3,145 人	3,507 人
75歳以上割合	14.0 %	15.8 %
85歳以上人口	993 人	1,025 人
85歳以上割合	4.4 %	4.6 %



おむね平均的な高齢化率であるものの、3年前より75歳以上85歳未満の割合が増加傾向にある。

### ②認定者・事業対象者の構成

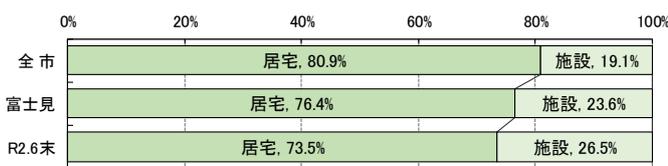
区分	R2.6末	R5.6末
認定者数	898 人	989 人
要支援1	99 人	107 人
要支援2	93 人	113 人
要介護1	183 人	214 人
要介護2	158 人	164 人
要介護3	136 人	140 人
要介護4	140 人	164 人
要介護5	89 人	87 人
事業対象者数	121 人	136 人



全市に比べ事業対象者の割合が高く、要支援1の割合が低い。

### ③居宅と4施設の利用者(6月利用分)

区分	R2.6末	R5.6末
居宅サービス利用者	560 人	619 人
施設サービス利用者	202 人	191 人
合計	762 人	810 人
利用者比率	84.9 %	81.9 %



### ④サービス種別事業所数・定員、利用者数

主なサービス	事業所数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
居宅介護支援	7 か所	-	698 人
居宅サービス			
訪問介護	4 か所	-	243 人
訪問入浴介護	0 か所	-	7 人
訪問看護	3 か所	-	161 人
訪問リハ	0 か所	-	1 人
居宅療養管理指導	10 か所	-	226 人
通所介護	9 か所	252 人	388 人
通所リハ	0 か所	-	69 人
福祉用具貸与	1 か所	-	409 人
短期入所生活介護	2 か所	30 人	37 人
短期入所療養介護	0 か所	-	9 人
特定施設	0 か所	0 人	12 人
地域密着型サービス			
定期巡回	0 か所	-	0 人
夜間対応型訪問介護	0 か所	-	1 人
密着デイ	2 か所	20 人	53 人
認知デイ	0 か所	0 人	3 人
小規模多機能	1 か所	29 人	24 人
看護小規模多機能	0 か所	0 人	0 人
グループホーム	2 か所	18 人	22 人
密着特養	1 か所	20 人	18 人

主なサービス	施設数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
施設サービス			
特別養護老人ホーム	2 か所	120 人	99 人
介護老人保健施設	0 か所	0 人	71 人
介護医療院	0 か所	0 人	3 人

主なサービス	事業所数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
介護予防・生活支援サービス			
訪問介護相当サービス	3 か所	-	66 人
訪問型サービスA	0 か所	-	2 人
通所介護相当サービス	10 か所	242 人	153 人
通所型サービスA	2 か所	25 人	1 人

※利用者数は当該圏域に住所を有する利用者の延べ人数(現物給付分)

主なサービス	施設数 R5.6末	定員数 R5.6末	利用者数 R5.6末
その他			
有料老人ホーム	4 か所	120 人	110 人
サ高住	2 か所	63 人	57 人

※当該圏域に住所を有する事業所の利用者数

### 3 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

#### 1) 調査概要

##### ①調査の目的

第9期まえばしマイルプランの策定にあたり、要介護状態になる前の65歳以上の高齢者について、日常生活圏域における高齢者の生活の実態やニーズ、地域の課題を把握し、それらを反映した施策を検討することを目的としています。

##### ②調査の対象

- ・要支援者 500人(無作為抽出)
- ・事業対象者 500人(無作為抽出)
- ・上記及び要介護者以外の高齢者 4,000人(無作為抽出)

##### ③調査の方法

郵送

##### ④調査の期間

令和4年12月

図表7-1: ニーズ調査の概要

圏域名	1号 被保険者	調査対象				調査人数				回収数				回収率
		一般	事業	要支援	総数	一般	事業	要支援	総数	一般	事業	要支援	総数	
北部・中部	5,860	4,433	127	391	4,951	238	30	30	298	146	25	21	192	64.4%
若宮・城東・中川	5,746	4,344	127	364	4,835	233	29	29	291	157	16	17	190	65.3%
文京・南部	6,444	5,151	75	300	5,526	262	33	33	328	165	24	22	211	64.3%
上川淵・下川淵	10,609	8,652	111	558	9,321	430	54	54	538	303	35	30	368	68.4%
芳賀	3,292	2,689	82	103	2,874	134	17	17	168	89	10	9	108	64.3%
桂萱	8,397	6,699	106	441	7,246	340	43	43	426	203	33	23	259	60.8%
東	7,860	6,421	168	335	6,924	319	40	40	399	214	26	28	268	67.2%
元総社・総社・清里	8,783	7,109	110	396	7,615	356	45	45	446	217	28	19	264	59.2%
南橘	10,963	8,939	193	469	9,601	444	55	55	554	288	41	40	369	66.6%
永明	6,735	5,454	165	285	5,904	273	34	34	341	187	17	16	220	64.5%
城南	5,993	4,888	102	237	5,227	243	30	30	303	154	19	22	195	64.4%
大胡	4,976	4,101	64	216	4,381	202	25	25	252	125	17	16	158	62.7%
宮城	2,648	2,177	26	96	2,299	108	13	13	134	58	6	11	75	56.0%
粕川	3,534	2,920	19	138	3,077	144	18	18	180	96	11	12	119	66.1%
富士見	6,774	5,666	146	220	6,032	274	34	34	342	158	24	17	199	58.2%
合計	98,614	79,643	1,621	4,549	85,813	4,000	500	500	5,000	2,560	332	303	3,195	63.9%

## 2) 調査結果

調査票の回収数は3,195通で、回収率は63.9%でした。各項目の結果は以下のとおりです。

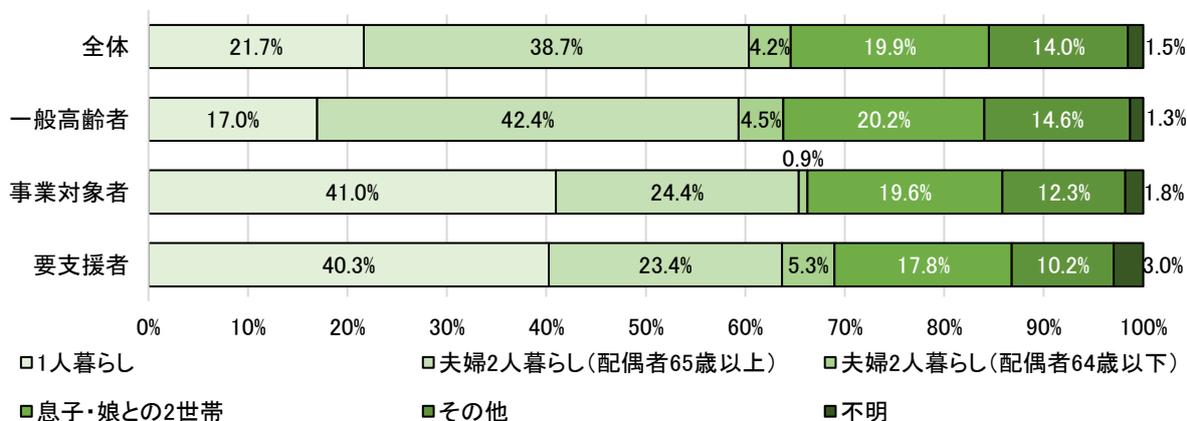
### (1) 家族や生活状況について

#### ① 家族構成

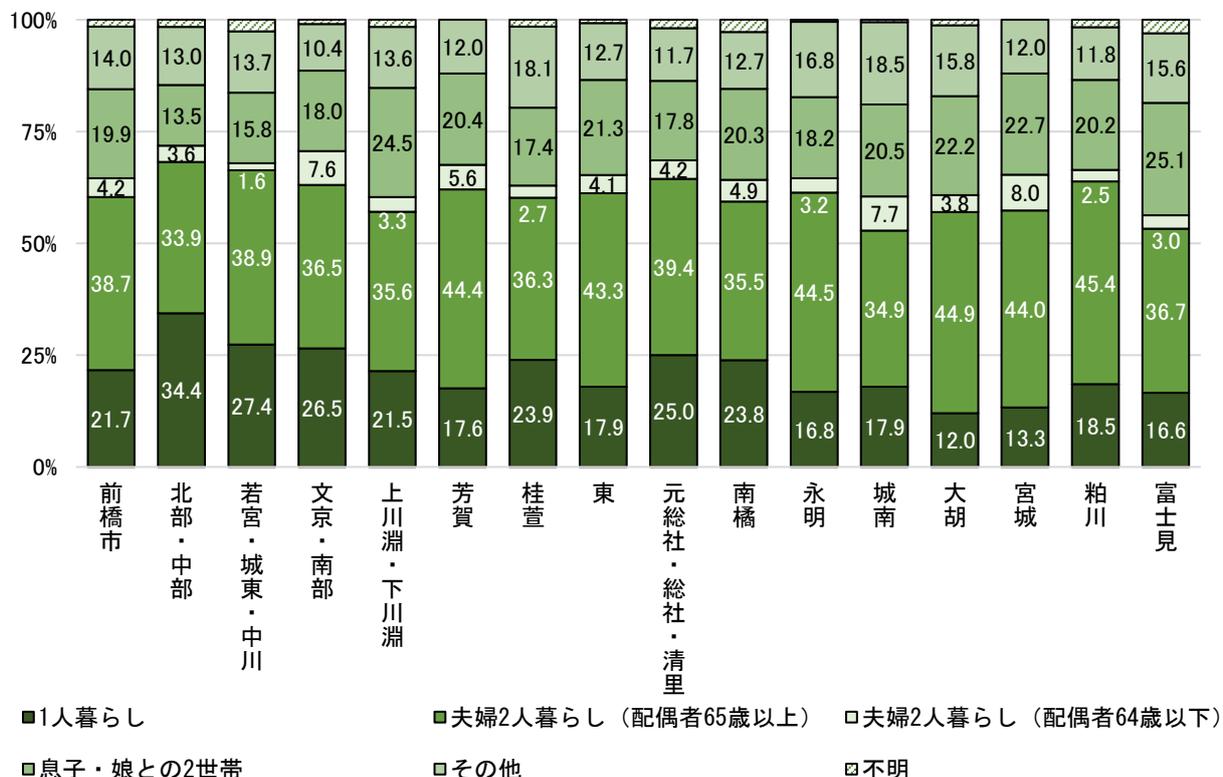
前橋市全体では、高齢者のみの世帯が60.4%という結果でした。事業対象者・要支援者の約40%がひとり暮らしであり、一般高齢者と比較して僅かに多い割合となっています。

圏域別に見ると、北部・中部地区ではひとり暮らしの割合が34.4%と最も多く、一方で、大胡、宮城地区ではひとり暮らしの割合が12.0%、13.3%と少なくなっています。また、北部・中部以外の地区では、それぞれ高齢者のみの夫婦2人暮らし世帯の割合が最も多くなっています。

図表7-2: 家族構成



図表7-3: 圏域別の家族構成(%)



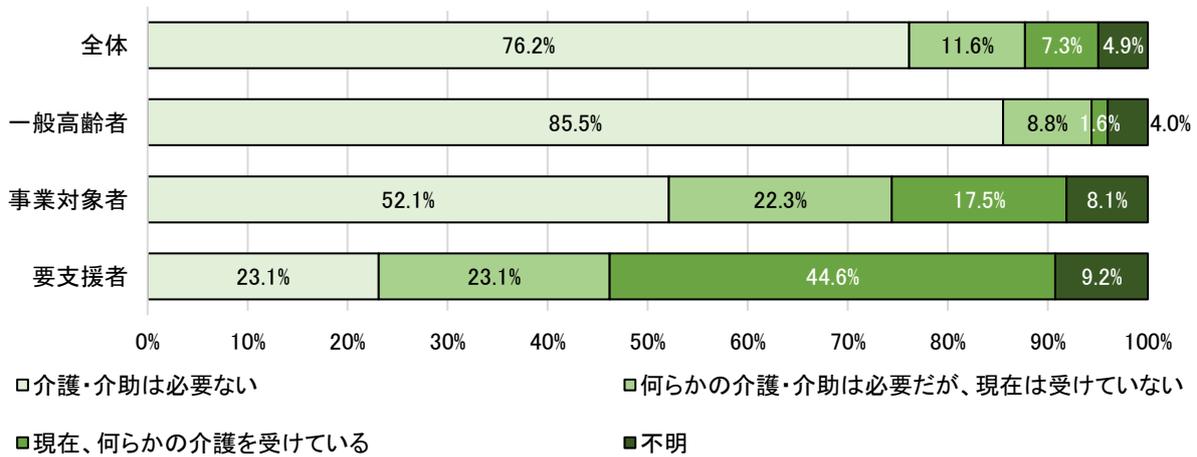
※高齢者のみの世帯はひとり暮らしと夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)の合計

## ②介護・介助の必要性

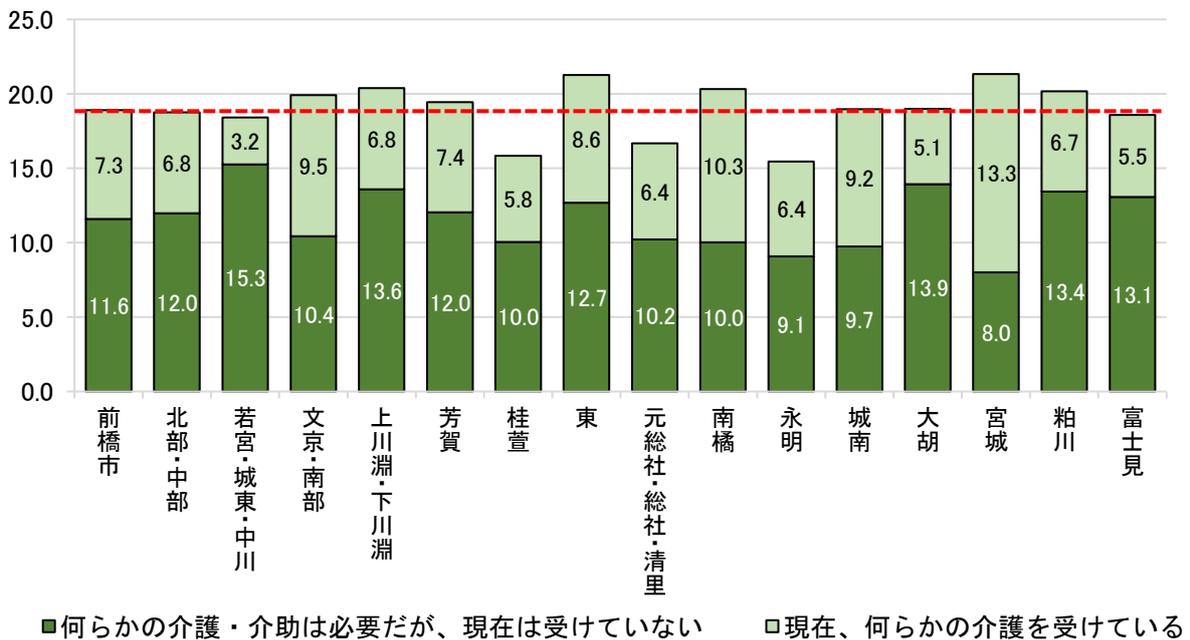
市内全体では、一般高齢者の約10%、事業対象者及び要支援者でそれぞれ約20%が「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」と回答しています。

圏域別にみると、若宮・城東・中川地区では、「現在、何らかの介護を受けている」高齢者の割合が最も少なく、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」と回答した人の割合が最も多くなっています。

図表7-4:「普段の生活で介護・介助が必要か」の集計結果



図表7-5:介護が必要な高齢者の割合(%)

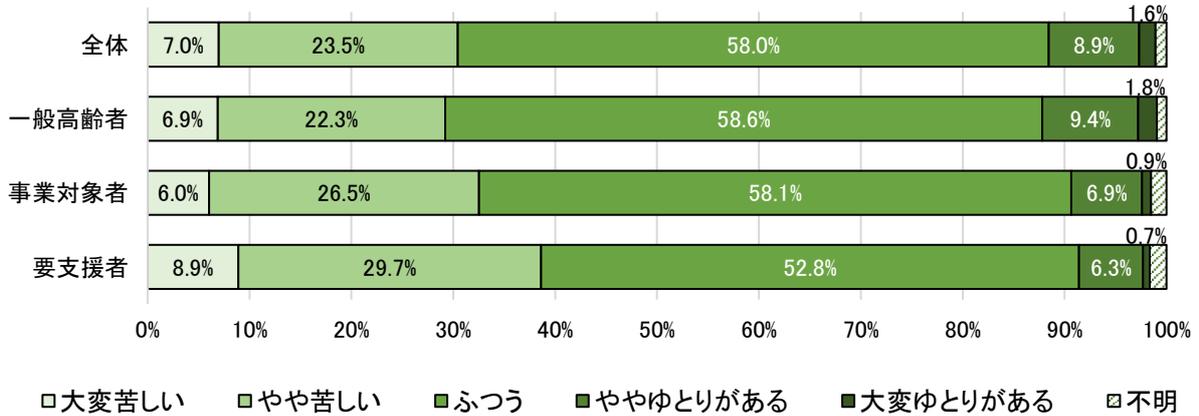


### ③経済的な暮らしの状況

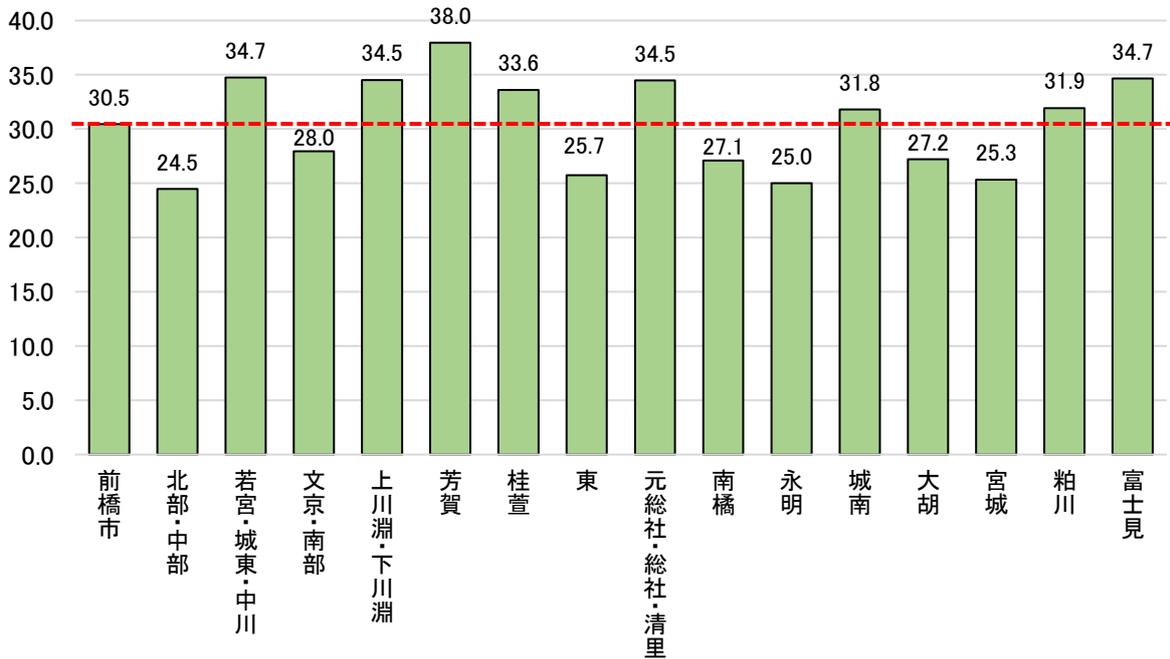
全体の約30%が現在の暮らしが苦しいと感じていると回答しています。また、要支援者になると、経済的に苦しい人が僅かに増加していますが、介護保険の利用状況による大きな差はありません。

圏域別に見ると、芳賀地区は現在の暮らしが苦しいと感じている人の割合が38%と多く、北部・中部、東、永明、宮城地区は現在の暮らしが苦しいと感じている人の割合が少なくなっています。

図表7-6: 現在の暮らしが苦しいと感じる高齢者の割合



図表7-7: 圏域別の現在の暮らしが苦しいと感じる高齢者の割合(%)



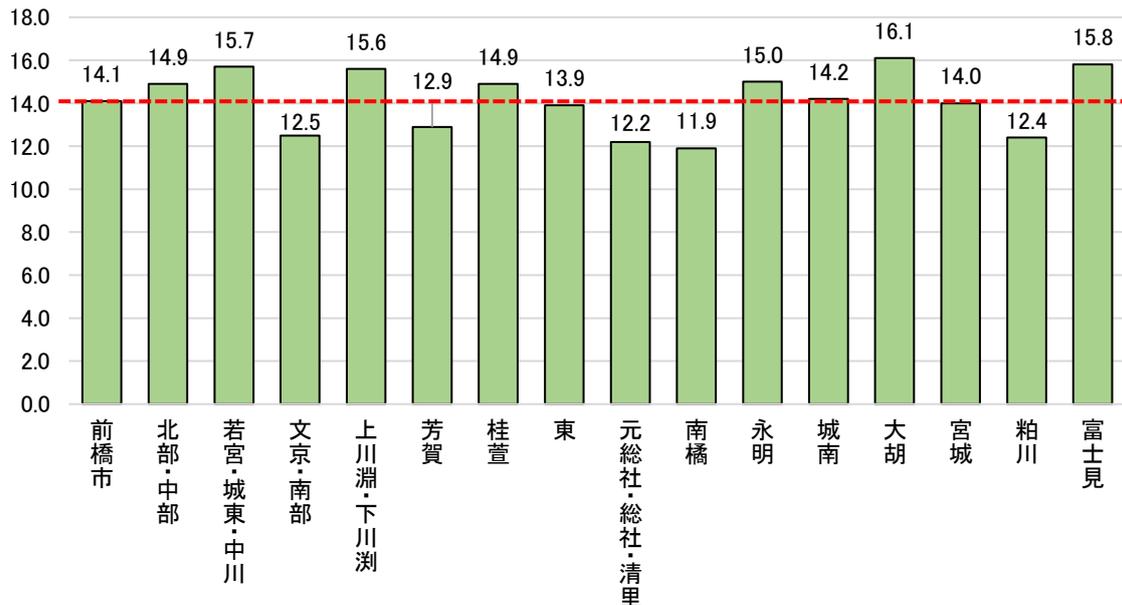
## (2) 身体機能について

### ①運動器機能リスク

全体では、約14%の人の運動器機能が低下してきています。

圏域別に見ると、特に若宮・城東・中川、上川淵・下川淵、大胡、富士見地区は運動器機能リスクを抱えている人が多い一方で、文京・南部、芳賀、元総社・総社・清里、南橘、粕川地区は比較的元気な人が多いと推察されます。大胡地区はグループ活動への参加状況が低く、閉じこもりリスクも高いことから、外出する機会が少ないことも原因の一つに考えられます。

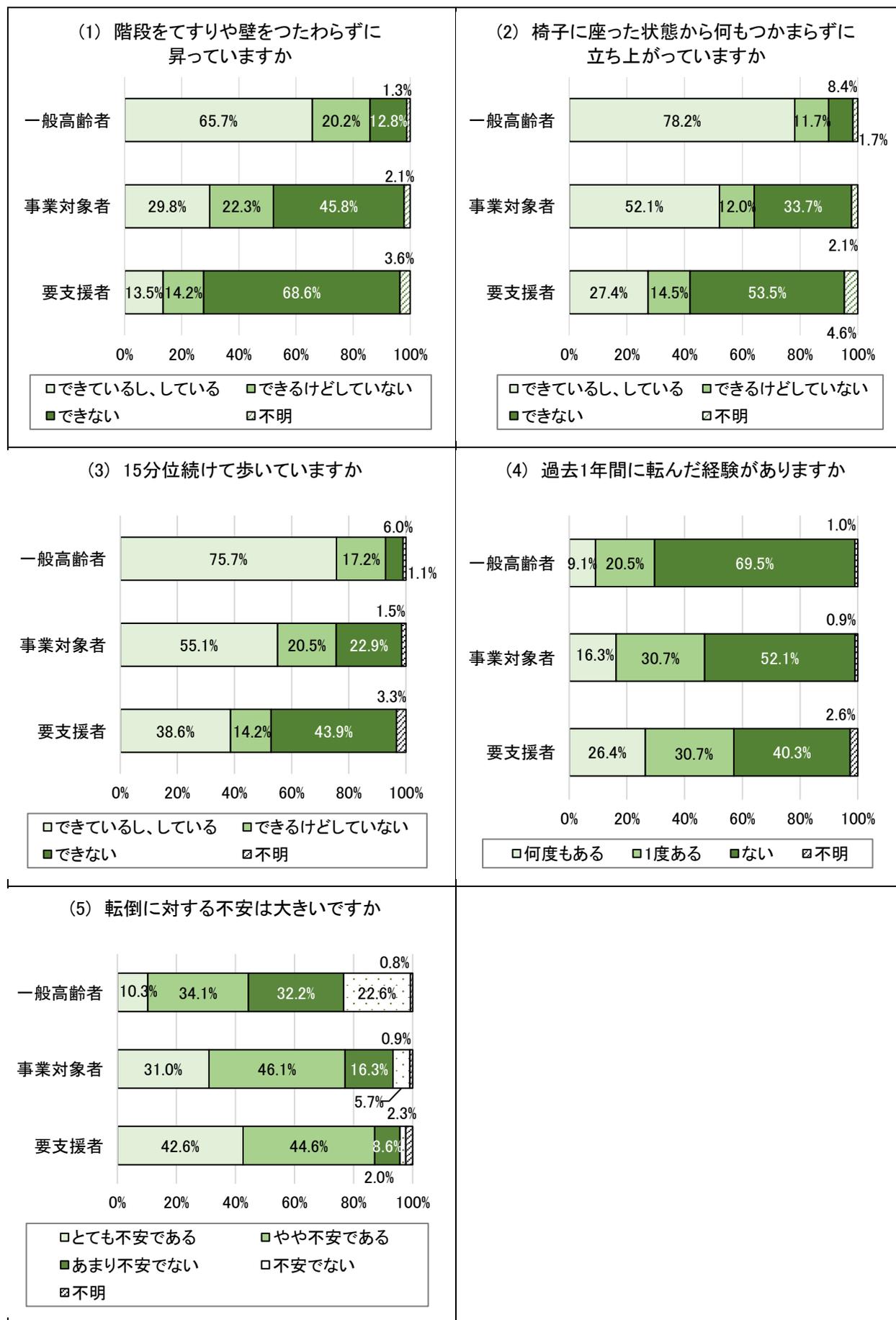
図表7-8:運動器機能リスク高齢者の割合(%)



※運動器機能リスク高齢者の割合は、図表7-9の5項目において、下表から色付きの項目を3つ以上選択した回答数から作成。

	設問内容	回答	
1	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	「できているし、している」 又は 「できるけどしていない」	「できない」
2	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	「できているし、している」 又は 「できるけどしていない」	「できない」
3	15分位続けて歩いていますか	「できているし、している」 又は 「できるけどしていない」	「できない」
4	過去1年間に転んだ経験がありますか	「何度もある」又は 「1度ある」	「ない」
5	転倒に対する不安は大きいですか	「とても不安である」又は 「やや不安である」	「あまり不安でない」 「不安でない」

図表7-9: からだを動かすことへの区分別集計結果

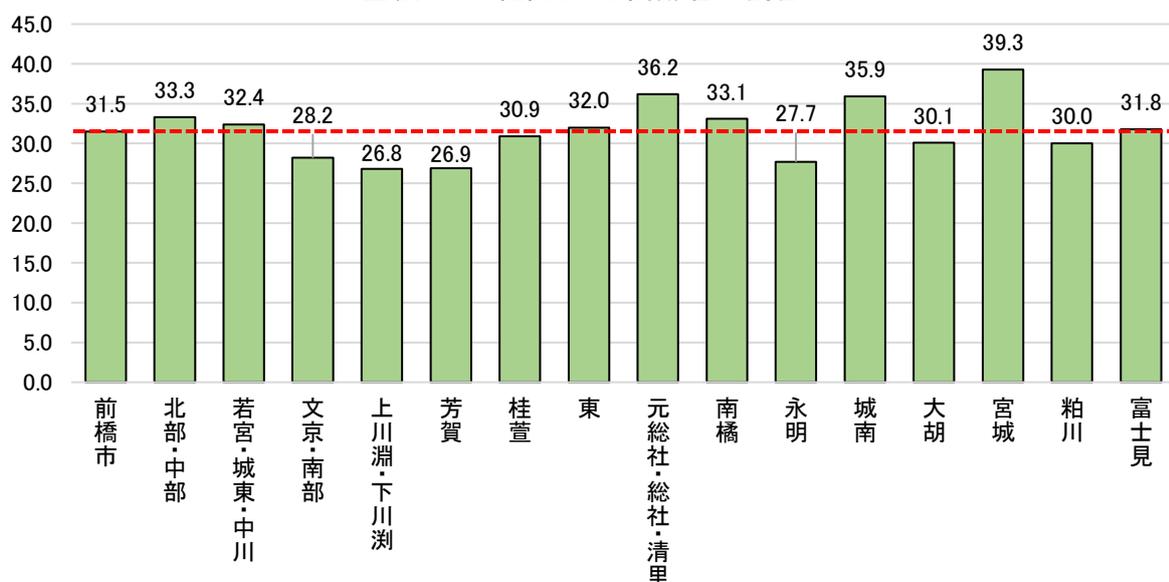


## ②転倒リスク

全体では、約30%の高齢者が、過去1年間に転倒した経験があると回答しました。図表7-9(5)において、要支援者のうち、約90%が転倒に対して不安を感じており、過去1年間の転倒経験が「何度もある」又は「1度ある」人は約60%となっています。

圏域別に見ると、宮城地区は転倒リスクを抱えている人の割合が最も多くなっています。その一方で、特に上川淵・下川淵、芳賀地区は他の圏域よりも転倒リスクが低く、30%を下回りました。転倒リスクの高い元総社・総社・清里地区は、運動器機能リスクは低い傾向にあるため、必ずしも相関関係にはないと考えられます。

図表7-10: 転倒リスク高齢者の割合(%)



※転倒リスク高齢者の割合は、「過去1年間に転んだ経験があるか」の設問に対し、「何度もある」又は「1度ある」を選択した回答数より作成。

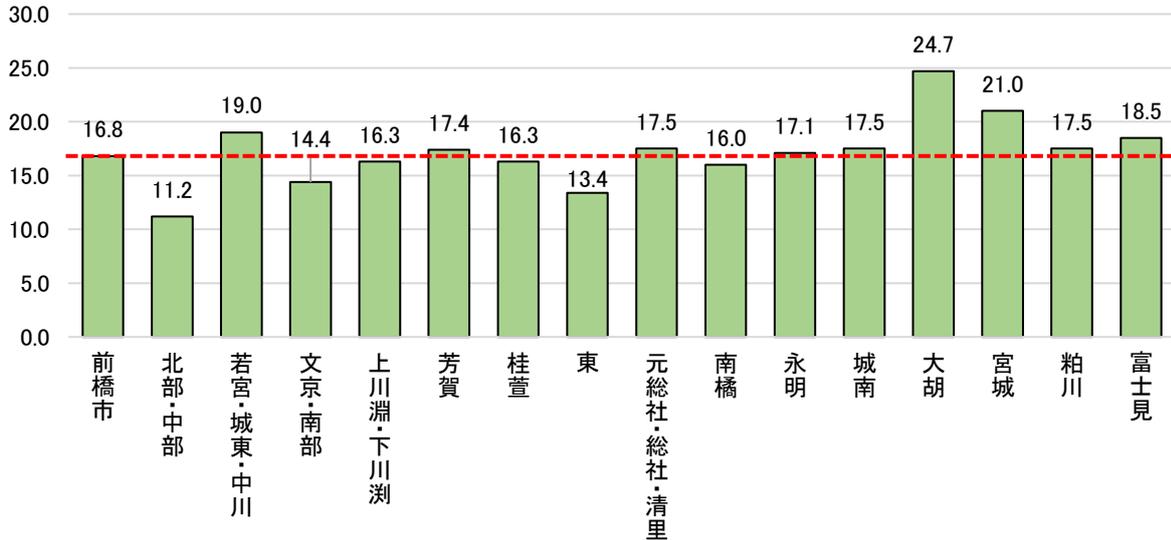
### ③閉じこもりリスク

全体では、約17%の人が外出の機会が少なく、閉じこもりリスクを抱えています。事業対象者、要支援者は、一般高齢者と比べ週5回以上外出する人の割合が大幅に少ない状況です。

圏域別に見ると、大胡地区は閉じこもりリスクを抱えている人の割合が特に多くなっています。一方で、北部・中部、文京・南部、東地区は割合が少なくなっており、15%を下回っています。

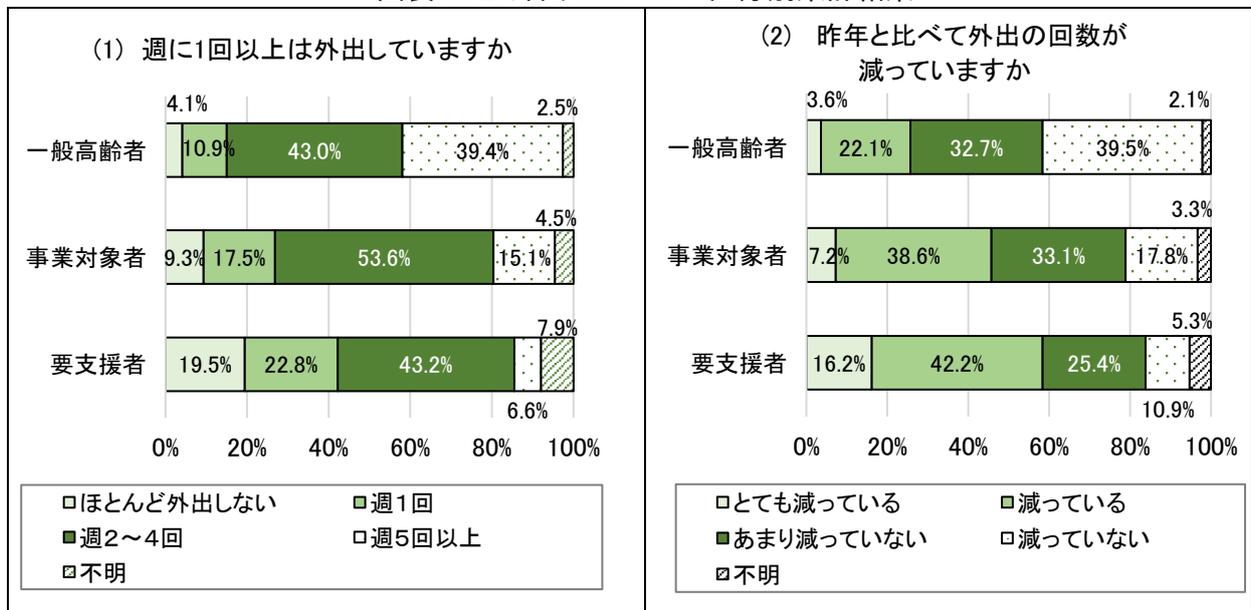
外出回数の減少は、身体的な理由だけでなく、コロナ禍における自粛の傾向や居住地区の交通事情、商業地域の分布、通いの場等の環境も影響があると想定されます。

図表7-11:閉じこもりリスク高齢者の割合(%)



※閉じこもりリスク高齢者の割合は、下表「(1) 週に1回以上は外出していますか」から「週1回」又は「ほとんど外出しない」を選択した回答数より作成。

図表7-12:外出についての区分別集計結果



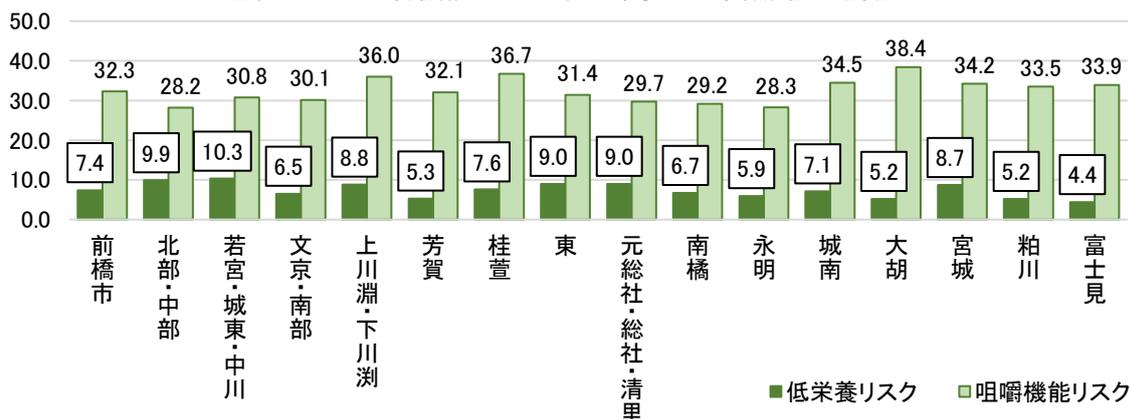
### (3) 食事について

#### ①咀嚼機能リスク・低栄養リスク

咀嚼機能については、一般高齢者でも約34%が、半年前に比べて固いものが食べにくくなったと感じています。圏域別では、上川淵・下川淵、桂萱、大胡地区の咀嚼機能リスクが高く、一方で北部・中部、永明地区では低くなっています。大胡地区は図表7-15を見ると、自分の歯が20本以上ある人の割合も低くなっているため、口腔ケアを周知していく必要があります。

低栄養リスクを抱える人の割合は、若宮・城東・中川地区が最も高く約10%になっています。一方で、富士見地区は栄養改善リスクを抱える人の割合が最も低く約4%でした。

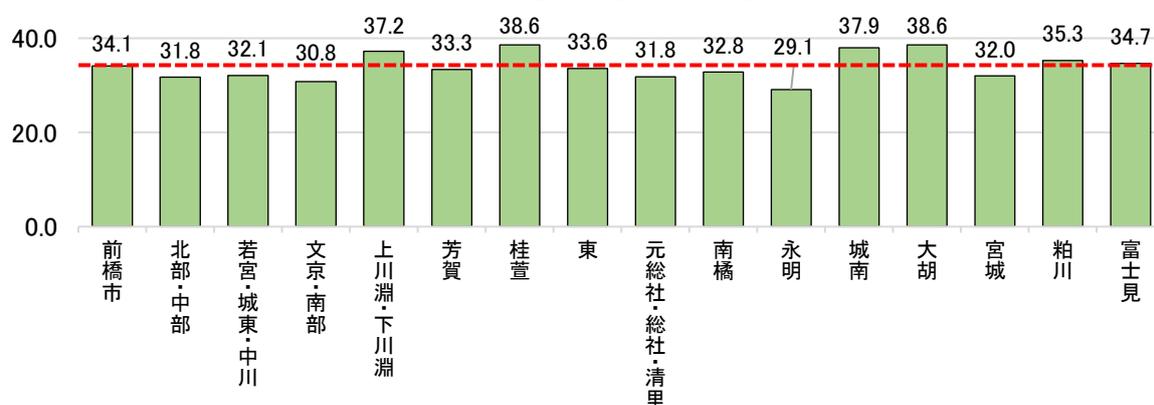
図表7-13:咀嚼機能リスク・低栄養リスク高齢者の割合(%)



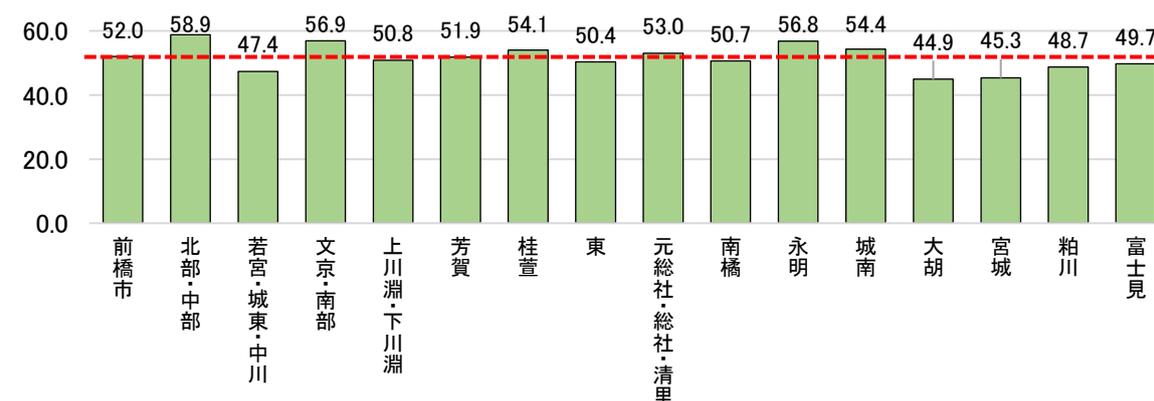
※咀嚼リスク高齢者の割合は、下表7-14で「はい」を選択した回答数より作成。

※低栄養リスク高齢者はBMIが18.5未満の高齢者数より作成。 BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) × 身長(m)

図表7-14:半年前に比べて固いものが食べにくくなった人の集計結果(%)



図表7-15:自分の歯が20本以上の人の集計結果(%)



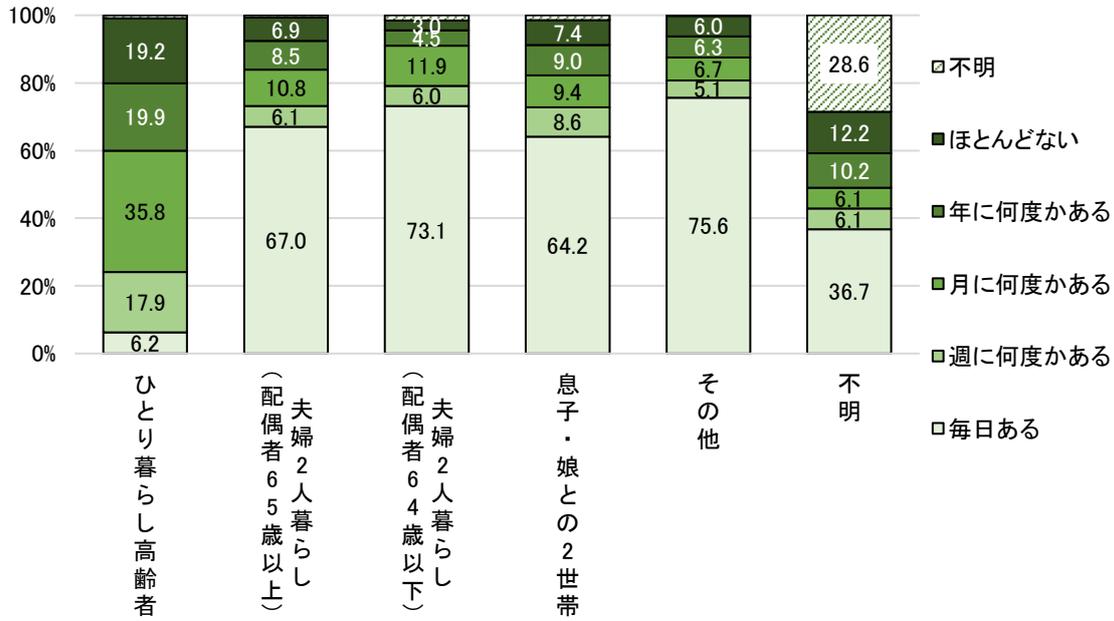
### ③孤食の状況

市全体では、毎日誰かと食事を共にする機会がある人の割合は50%を超えています。

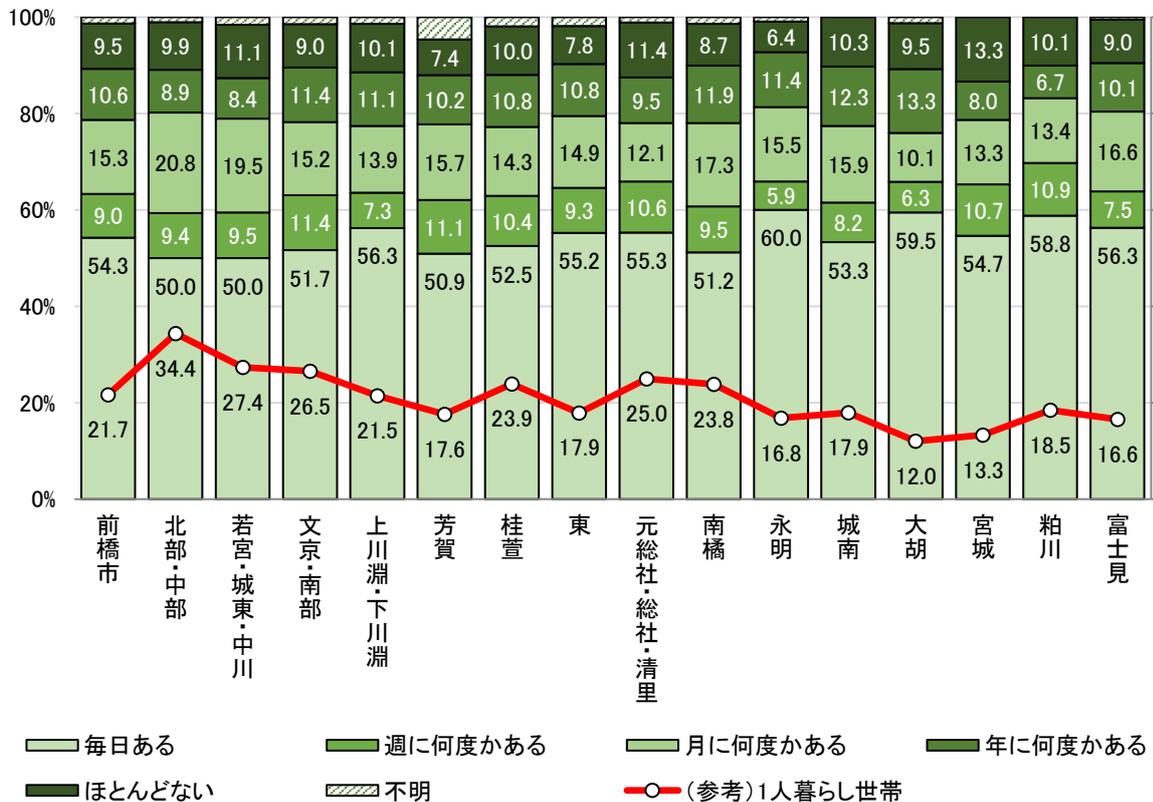
ひとり暮らし高齢者は他の家族構成に比べて、毎日食事を共にする割合が極端に低くなっています。

圏域別にみると、月に一回以上、誰かと食事を共にする機会がある人の割合は、粕川地区が最も高く、約83%でした。ひとり暮らし高齢者の多い北部・中部や若宮・城東・中川地区は、他の圏域と比較して毎日誰かと食事を共にする人の割合が低くなっています。また、地域のグループ等の活動状況と関係があることも考えられます。

図表7-16:【家族構成別】誰かと食事を共にする機会がある割合(%)



図表7-17:【圏域別】誰かと食事を共にする機会がある割合(%)



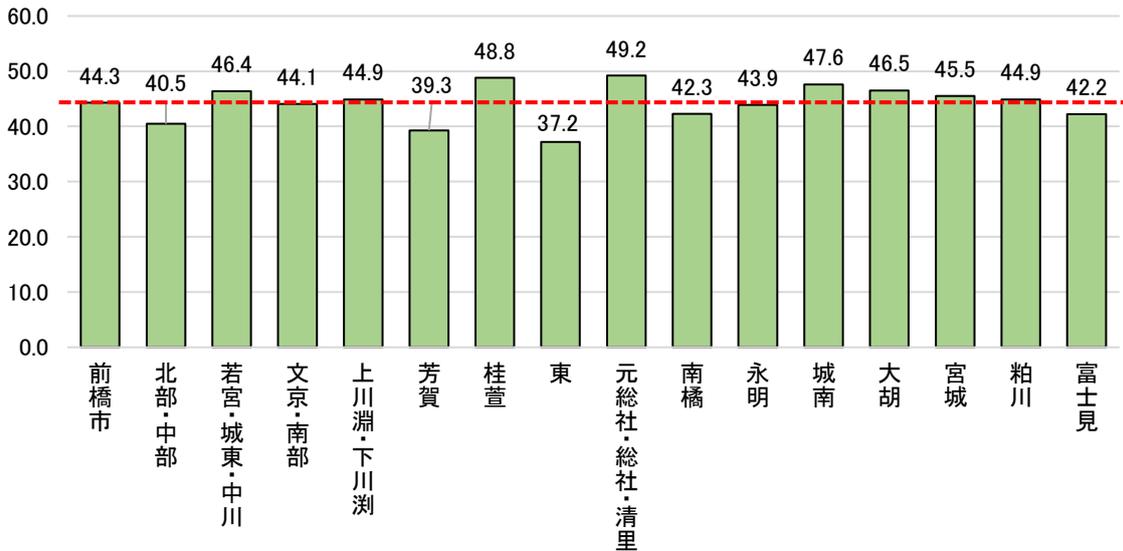
#### (4) 日常生活について

##### ① 認知機能について

一般高齢者では約45%の人が、事業対象者、要支援者になると約60%の人が、物忘れが多いと感じています。

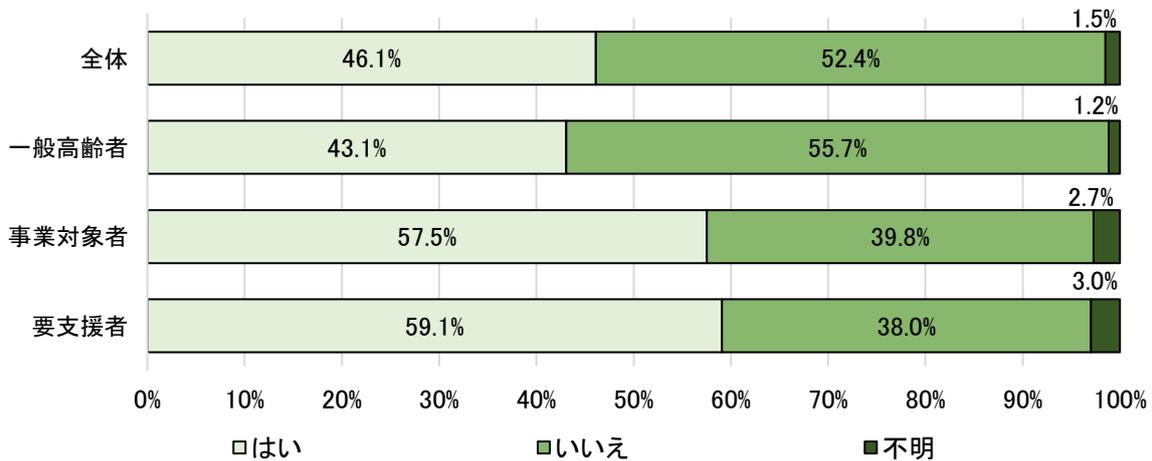
圏域別に見ると、元総社・総社・清里地区では認知機能に不安のある人の割合が最も高く、次いで桂萱地区の割合が高くなっています。反対に、東地区は認知機能の不安がある人の割合が最も低くなっています。

図表7-18: 認知症リスク高齢者の割合(%)



※認知症リスク高齢者の割合は、図表7-19で「はい」を選択した回答数より作成。

図表7-19: 「物忘れが多いと感じるか」の集計結果(%)

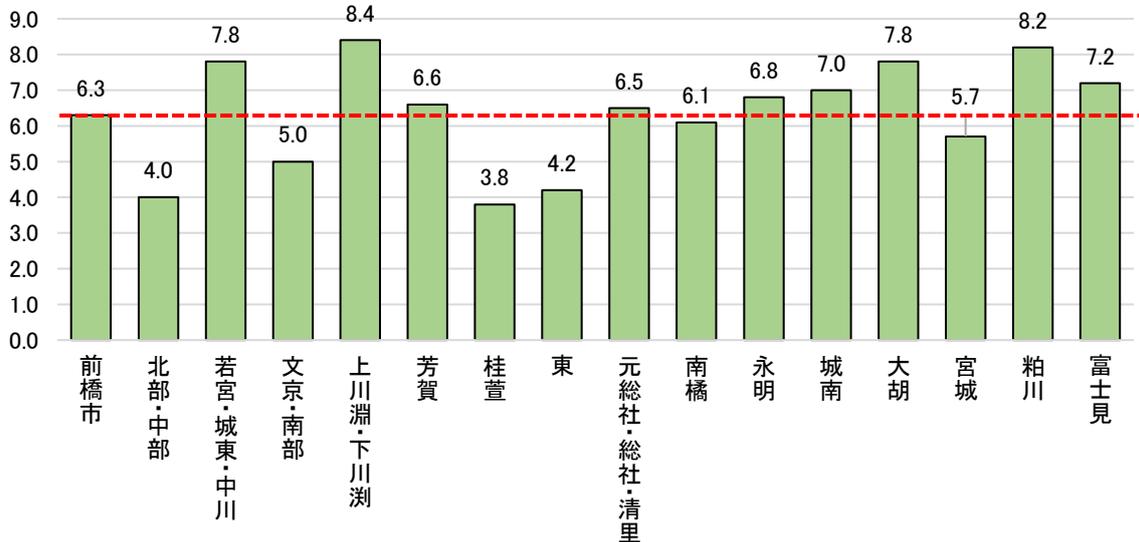


## (5) IADL(手段的日常生活動作能力)について

要支援者は、外出に困難を抱える割合が多い一方で、食事の用意や金銭管理は、約60%の人が自ら行うことができるとの回答がありました。

圏域別にみると、上川淵・下川淵、粕川地区はIADLが低い人の割合が多くなっています。

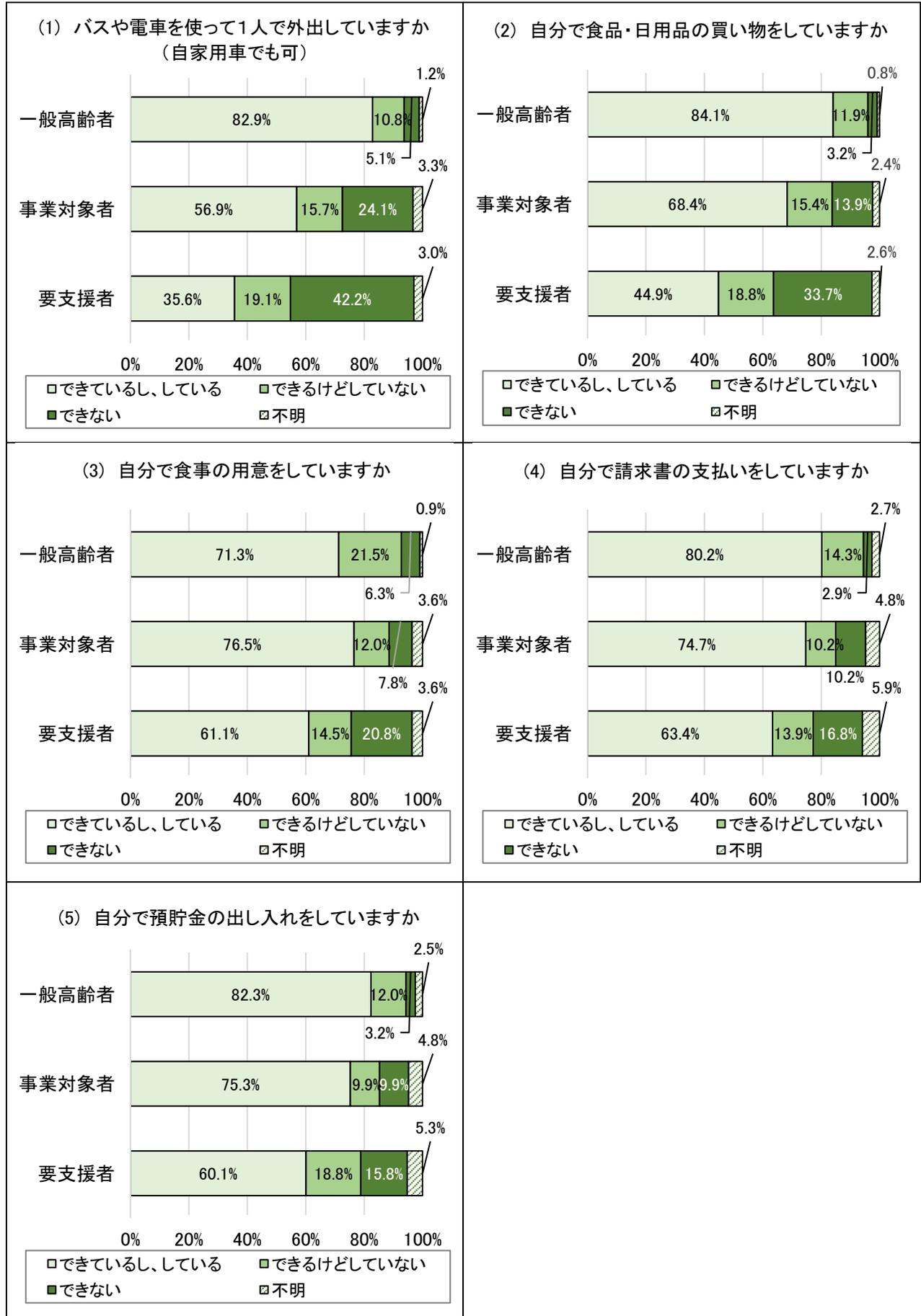
図表7-20: IADLが低い高齢者の割合(%)



※IADLが低い高齢者の割合は、図表7-21の項目において、下表から色付きの項目を3つ以上選択した回答数から作成。

	設問内容	回答	
1	バスや電車を使って一人で外出していますか	「できているし、している」	「できるけどしていない」 又は「できない」
2	自分で食品・日用品の買物をしていますか (自家用車でも可)	「できているし、している」	「できるけどしていない」 又は「できない」
3	自分で食事の用意をしていますか	「できているし、している」	「できるけどしていない」 又は「できない」
4	自分で請求書の支払いをしていますか	「できているし、している」	「できるけどしていない」 又は「できない」
5	自分で預貯金の出し入れをしていますか	「できているし、している」	「できるけどしていない」 又は「できない」

図表7-21: IADL(手段的日常生活動作能力)についての区別集計結果



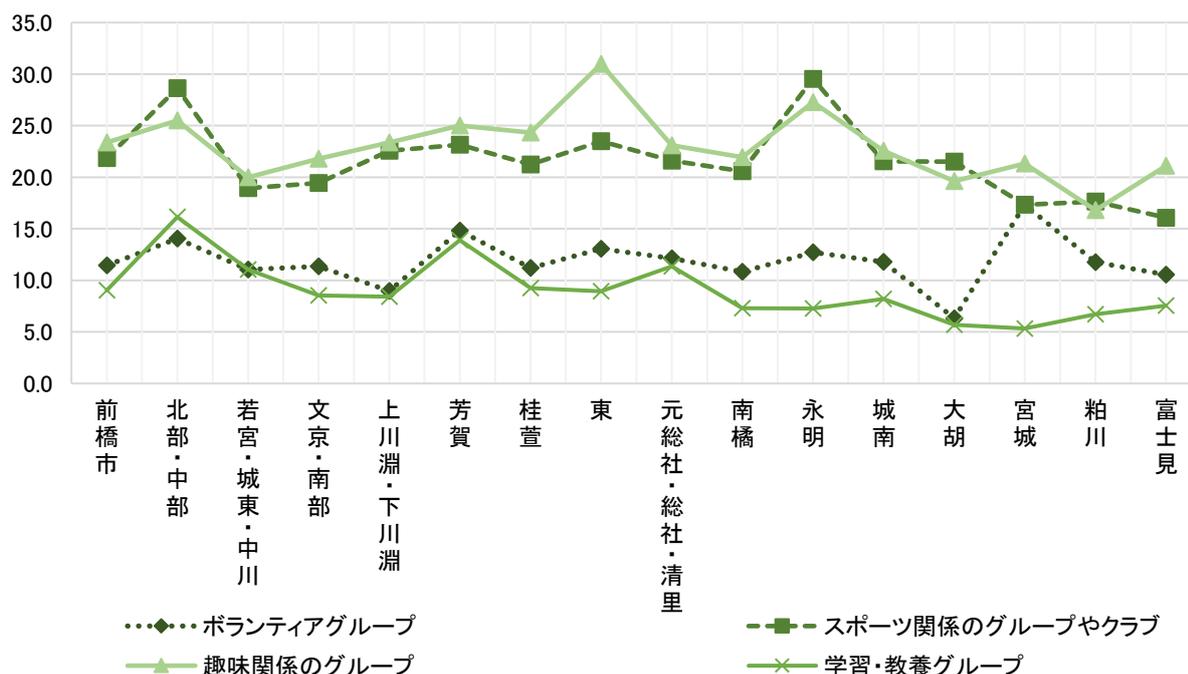
## (6) 地域での活動について

### ①グループ等への参加状況

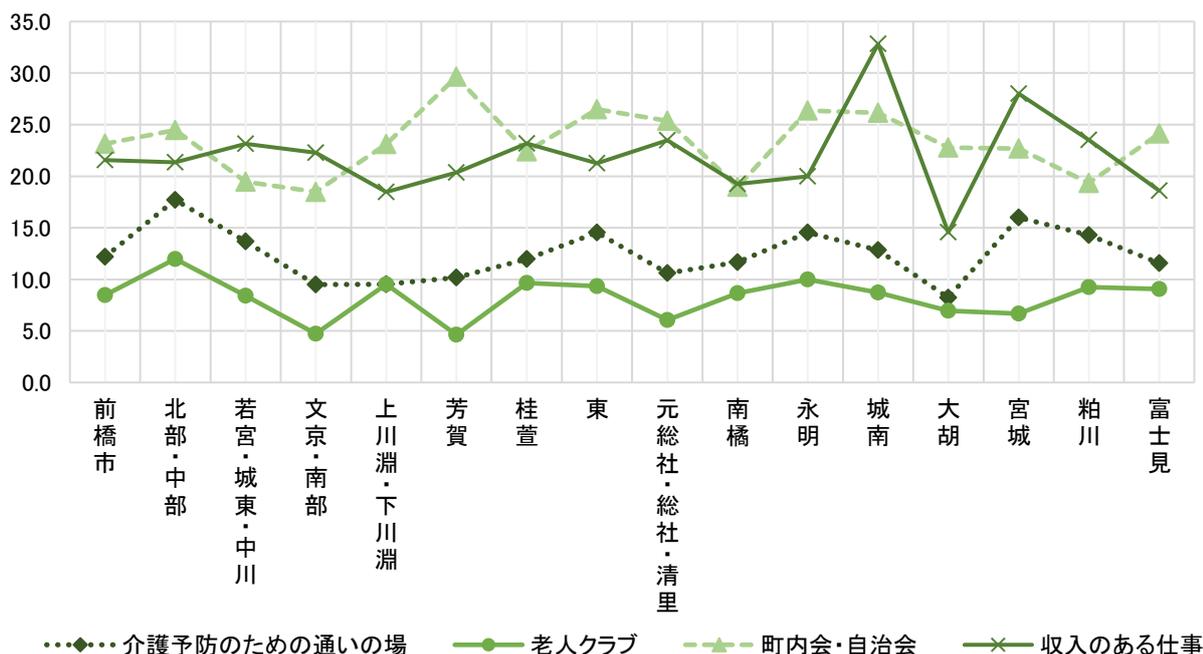
図表7-22を見ると、スポーツや趣味のグループには5人に1人が参加している一方、ボランティア、学習・教養のグループへの参加は低い傾向にあります。また、図表7-23では、町内会・自治会及び収入のある仕事を行う人の割合が比較的に多くなっています。また、通いの場の参加者の割合は老人クラブより多い傾向です。

圏域別に見ると、北部・中部地区は地域でさまざまな活動に参加している高齢者の割合が多くなっています。また、東地区は趣味関係のグループが多く、城南地区は収入のある仕事に取り組む人の割合が多い状況です。

図表7-22: 地域での活動に参加している高齢者の割合(%)



図表7-23: 地域での活動に参加している高齢者の割合(%)

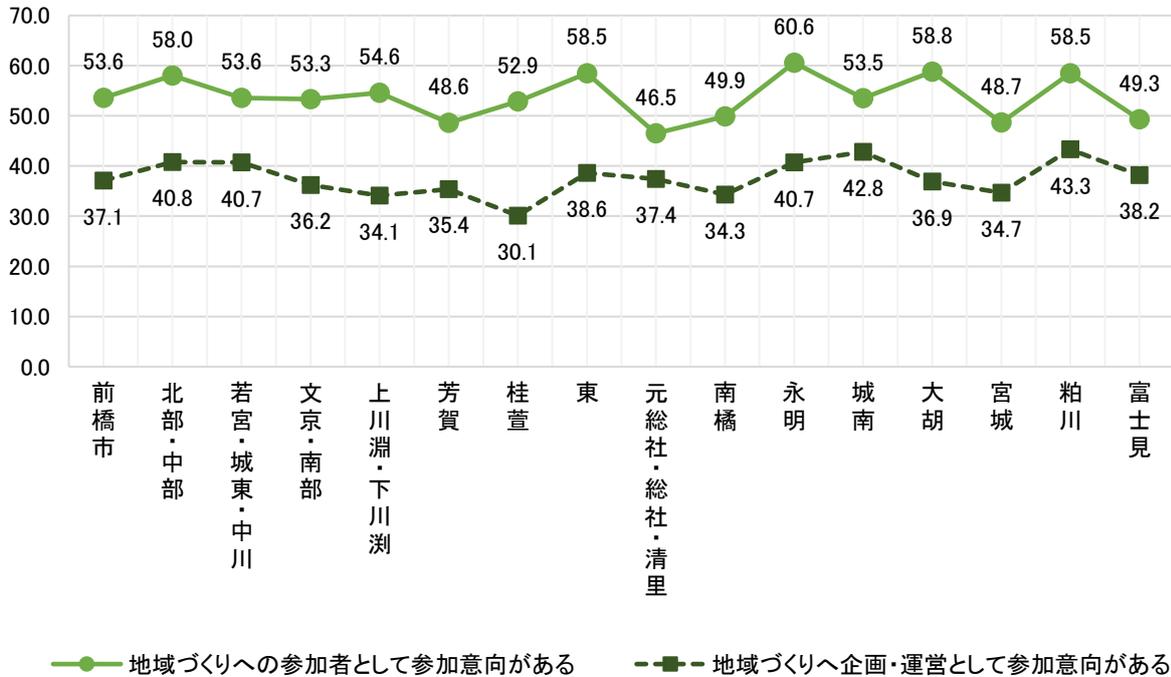


## ②地域づくりへの参加意向

地域づくり活動へ参加者として参加意向のある人は全体で50%を超えており、企画・運営として参加意向のある人も40%近い割合であることから、地域づくりへの参加意向は高いと考えられます。

圏域別に見ると、北部・中部、永明、粕川地区は参加者としても企画・運営としても参加してもよいと考える人が多いことが分かりました。一方、桂萱地区は参加者としての参加意向はあるものの、企画・運営への参加意向は低い傾向が見られます。

図表7-24: 地域づくりへの参加意向のある高齢者の割合(%)



※地域づくりへの参加意向のある高齢者の割合は、地域住民の有志による健康づくり活動や趣味等の活動に対する参加意向を問う設問にて、「是非参加したい」「参加してもよい」を選択した回答数より作成。

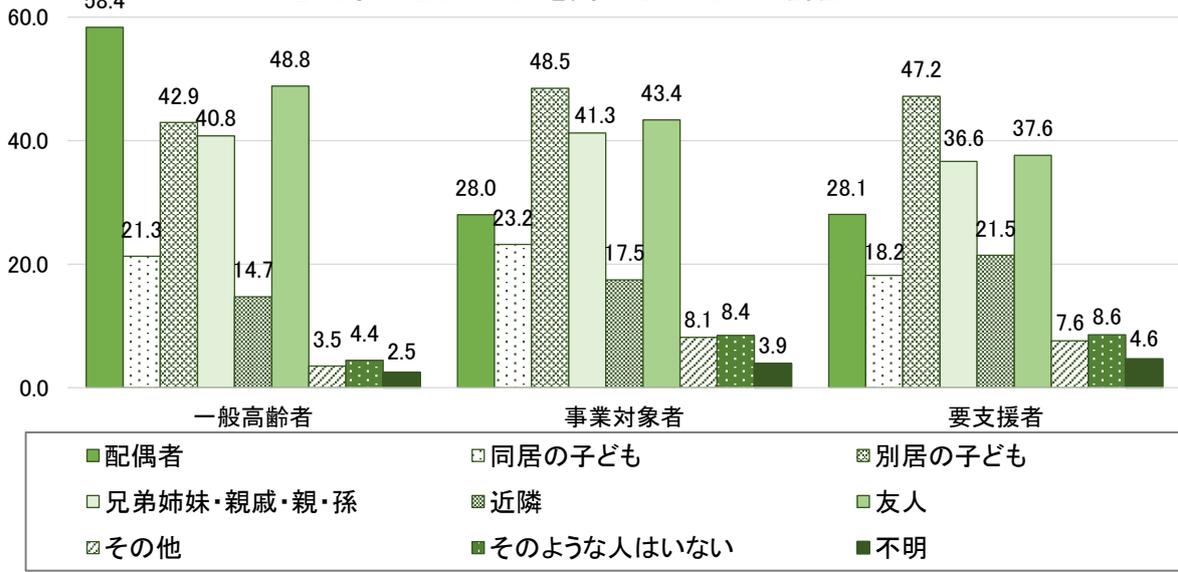
(7) たすけあいについて

①情緒的サポート

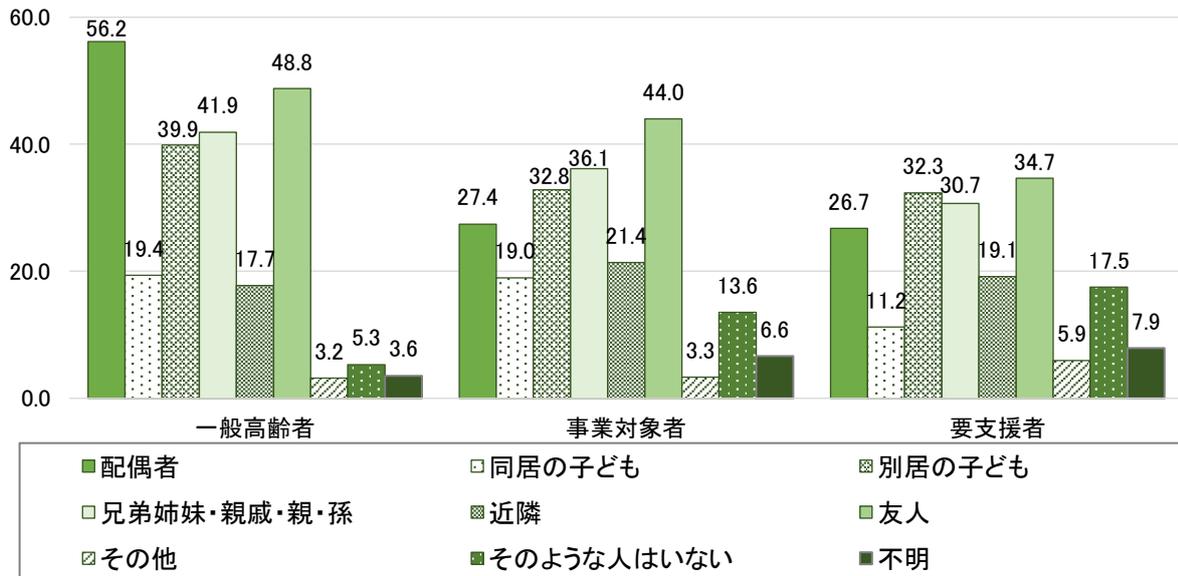
一般高齢者は配偶者や友人がサポート役になる割合が多くなっています。一方、事業対象者・要支援者では、配偶者がサポート役になる割合が一般高齢者の半分程度になっています。

また、心配事や愚痴を聞いてあげる人は、要支援者・事業対象者ともに、一般高齢者と比べ「そのような人はいない」と回答する人の割合が多くなっています。

図表7-25  
心配事や愚痴(ぐち)を聞いてくれる人の割合(%)



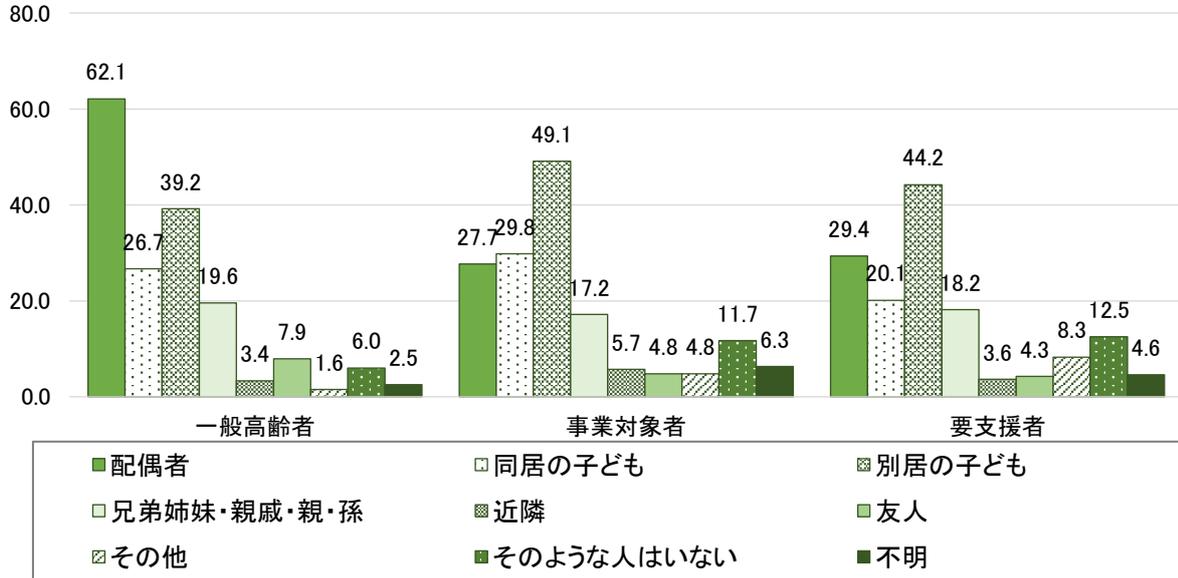
図表7-26  
心配事や愚痴(ぐち)を聞いてあげる人の割合(%)



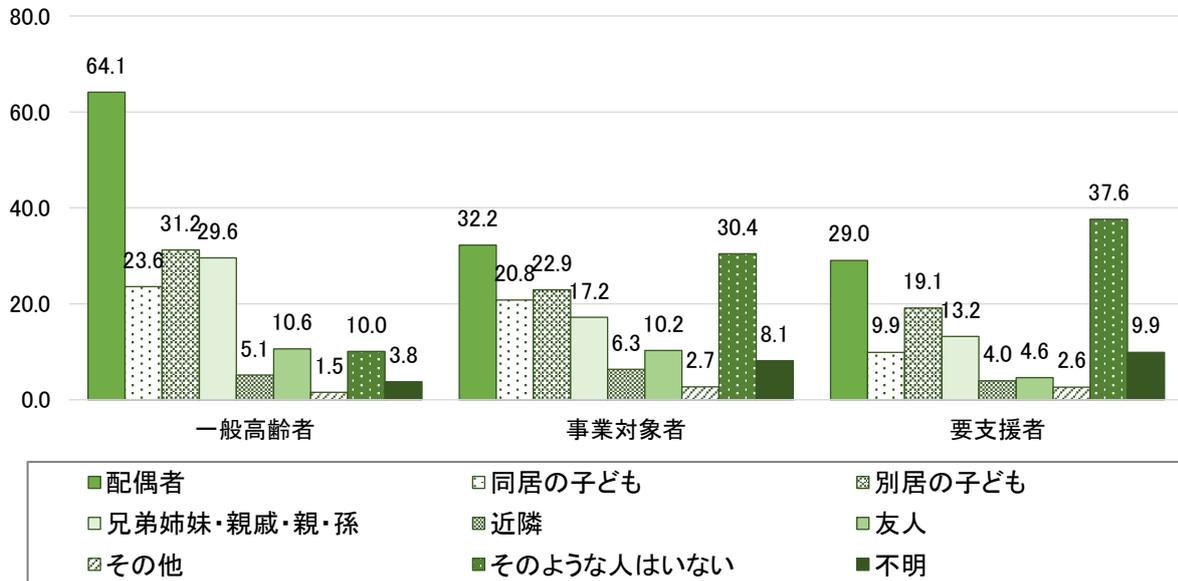
## ②手段的サポート

一般高齢者は配偶者や子どもがサポート役になる割合が多くなっています。一方で、事業対象者・要支援者になると、配偶者がサポート役になる割合が一般高齢者の半分程度となっています。

図表7-27  
看病や世話をしてくれる人の割合(%)



図表7-28  
看病や世話をしてあげる人の割合(%)

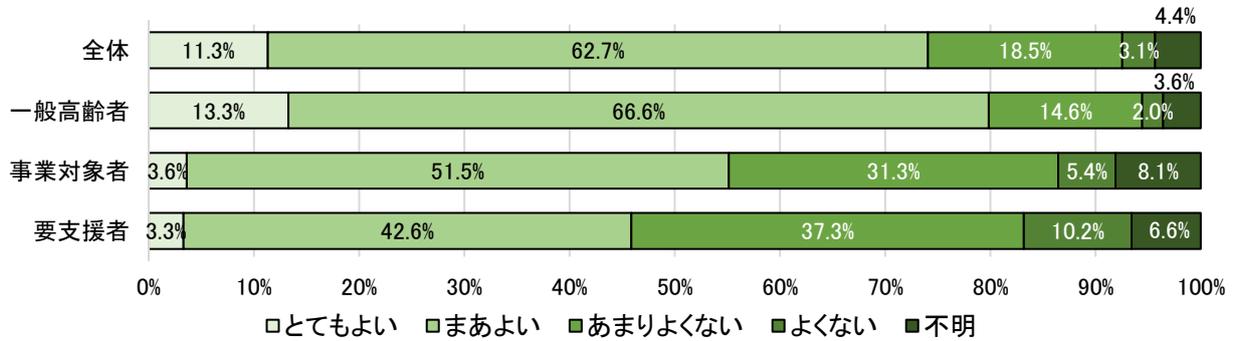


## (8) 心身の健康について

### ①主観的健康観

一般高齢者の約80%の人が主観的に健康と感じているのに対して、事業対象者は約55%、要支援者は約46%にとどまります。

図表7-29: 現在の健康状態

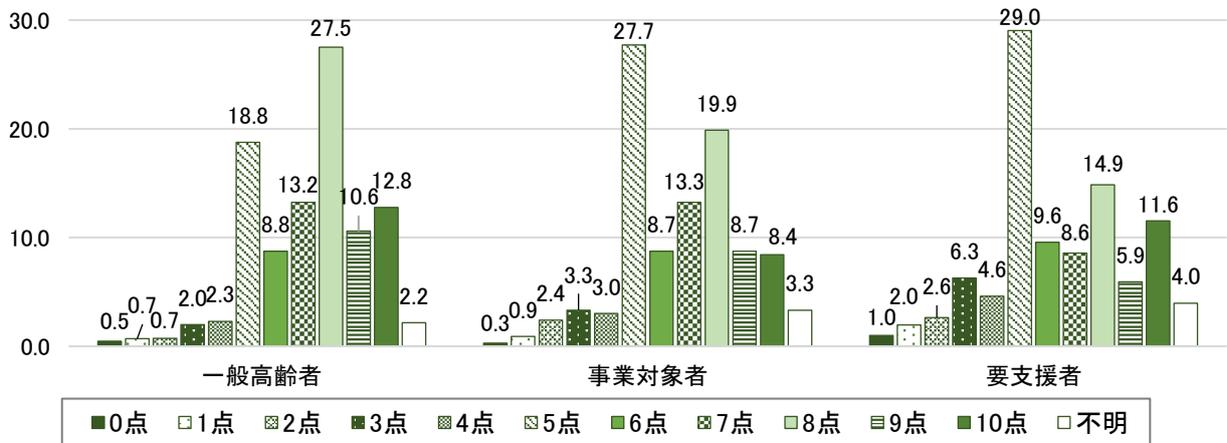


### ②主観的幸福観

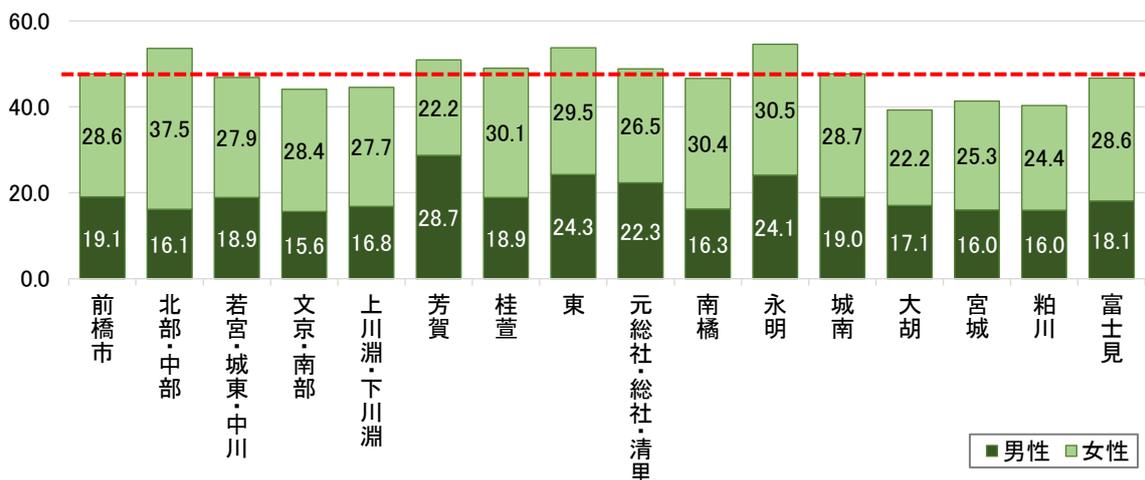
一般高齢者は8点を選択する人の割合が最も多く、一方で、事業対象者・要支援者は5点を選択する人の割合が最も多くなっています。

圏域別に見ると、全体のうち半数近くの方が8点以上と回答していますが、大胡、宮城、粕川地区は、他の地区に比べて低い割合となっています。

図表7-30: 主観的幸福感の分布(10点評価)(%)



図表7-31: 主体的幸福感の高い(8点以上)高齢者の割合(%)

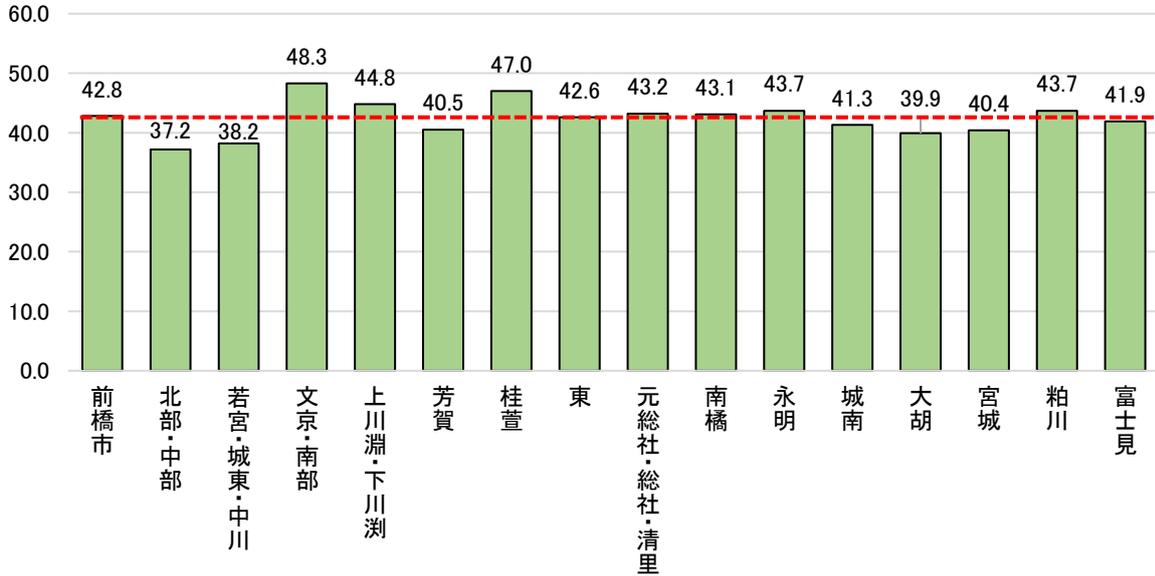


### ③うつリスク

一般高齢者よりも事業対象者・要支援者の方が、うつリスクが高くなっています。

圏域別に見ると、北部・中部、若宮・城東・中川、大胡地区は、比較的にはうつリスクが低くなっていますが、どの圏域でも40%前後という高い割合となっています。

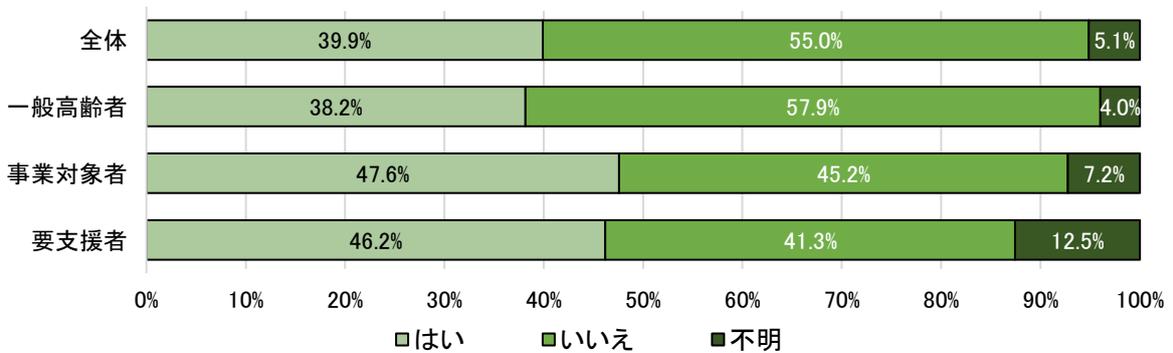
図表7-32:うつリスク高齢者の割合(%)



※うつリスク高齢者の割合は、図表7-33、7-34のいずれかの設問に「はい」を選択した回答数より作成。

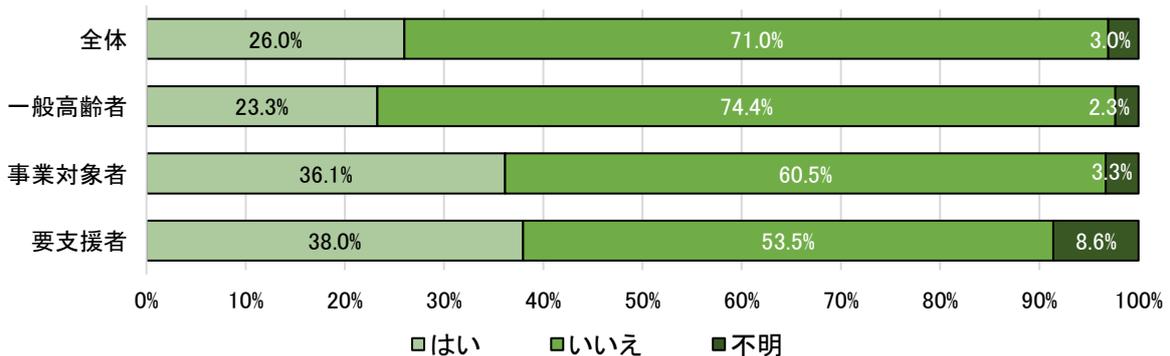
図表7-33

「この1か月間、気分が沈んだりゆううつになったりすることがあったか」の集計結果



図表7-34

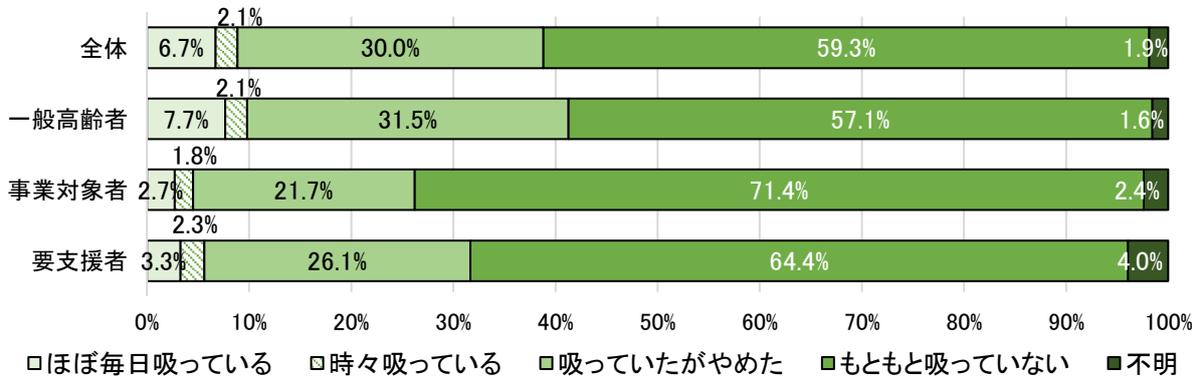
「この1か月間、物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがあったか」の集計結果



#### ④タバコ

タバコを吸っている人の割合は、全体で10%を切っています。事業対象者・要支援者になると、さらに減少しています。

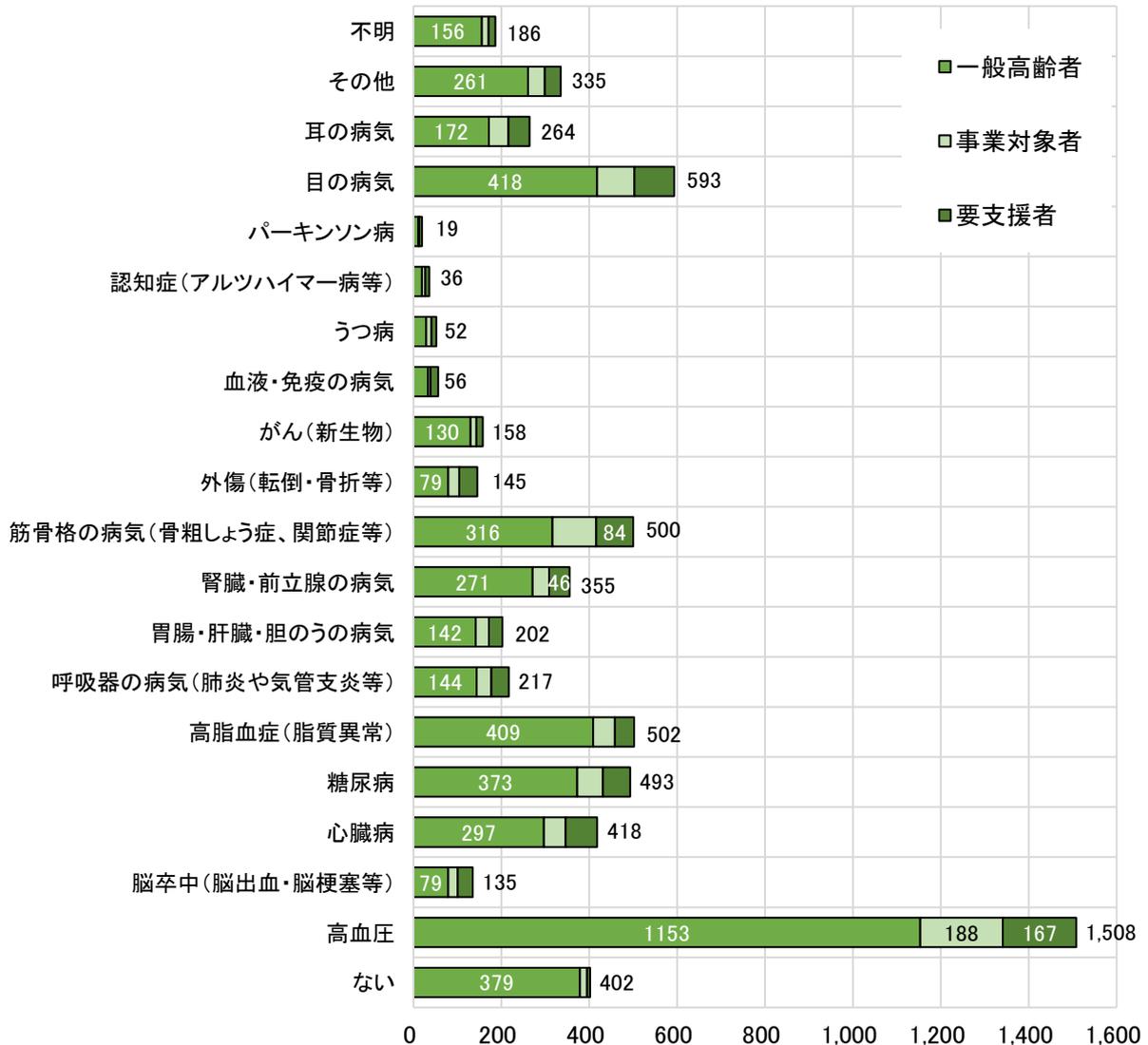
図表7-35:「タバコを吸っているか」の集計結果



#### ⑤病気

現在治療中の病気のある人は全体の81.6%でした。高血圧がもっとも多く全体の47.2%の回答がありました。病気の種類は要支援等の認定の状況で大きな傾向の差はありませんでした。

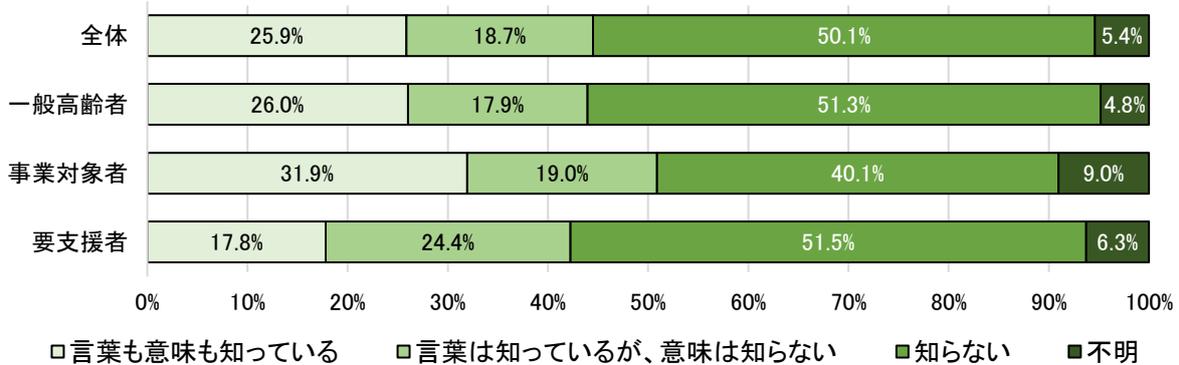
図表7-36:「現在治療中、または後遺症のある病気はありますか(いくつでも)」の集計結果(人)



### ③フレイルの認知度

全体では、4人に1人がフレイルの意味も含めて知っていることが分かりました。また、約50%の事業対象者は言葉としてフレイルを知っていることから、関心の高いことが伺えます。

図表7-37:「フレイル」という言葉を知っている割合

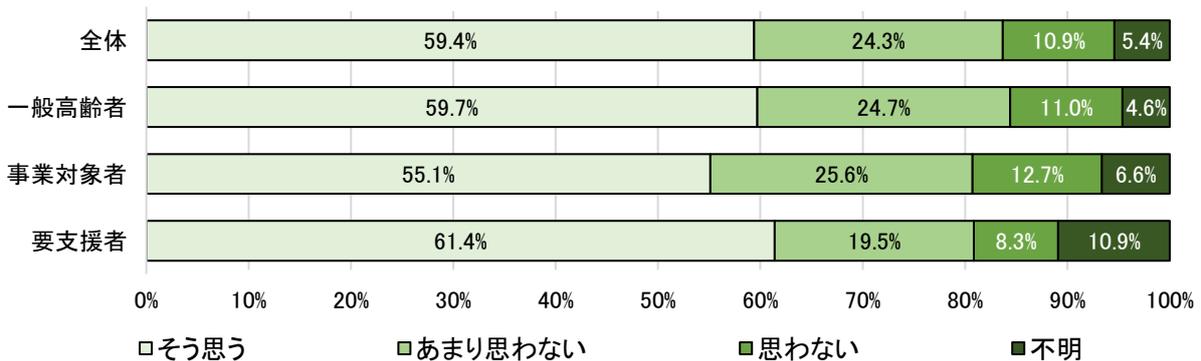


## (9) 在宅医療・人生の最期について

### ①在宅医療

通院が困難な状態になった場合、在宅医療を受けたい人の割合は全体で約60%でした。一方で、在宅以外で医療を受けることを望む人も一定数いることが分かりました。

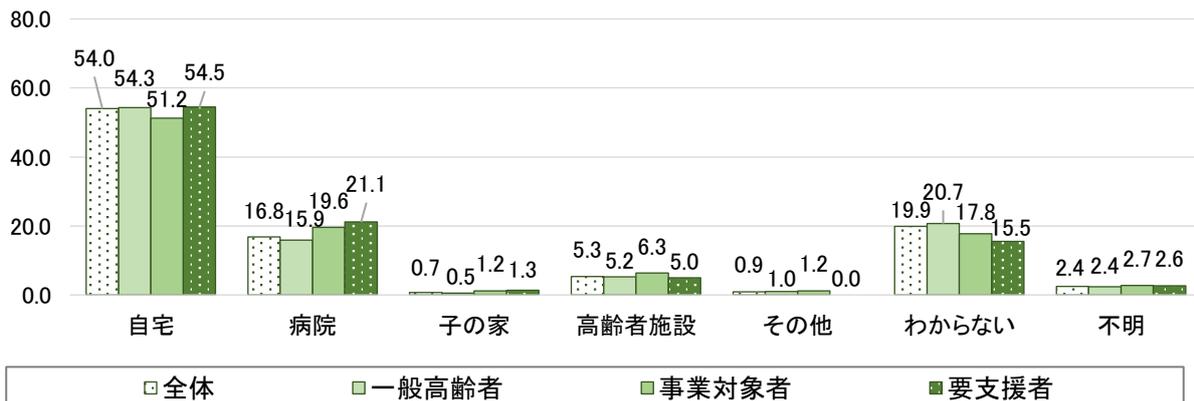
図表7-38:通院が困難な状態になった場合、在宅医療を受けたい人の割合



### ②人生の最期

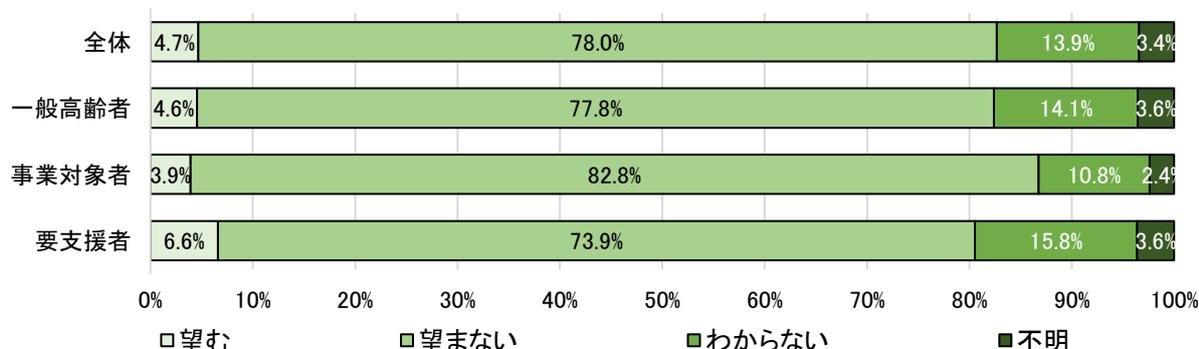
人生の最期をどこで迎えたいかという設問では、どの認定状況の人でも自宅と答えた割合が50%を超えています。病院で最後を迎えたい人は事業対象者と要支援者に多く、一般高齢者は「わからない」という回答が約20%でした。

図表7-39:「あなたは人生の最期をどこで迎えたいですか」の集計結果(%)

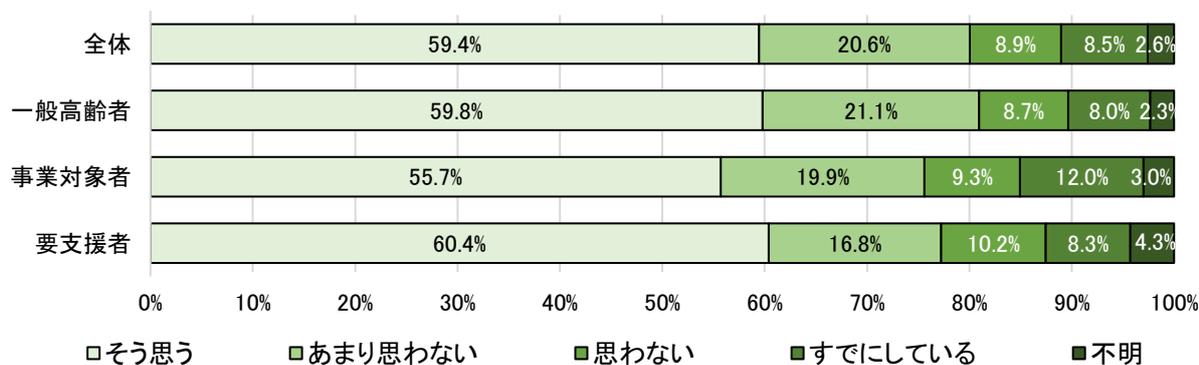


延命治療を望む人は全体で10%を切っており、全体では約80%の人が延命治療を望まないと回答しています。また、人生の最期をどのように迎えるかといった本人の希望を、家族や大切な人と話し合いたいと思う人は、全体で約60%と多くの人が望んでいることが分かりました。一方で、すでに話し合っている人は、約10%でした。

図表7-40: 人生の最期のときに延命治療を望む人の集計結果



図表7-41: 人生の最期における希望について、家族や大切な人と話し合ったり共有したいと思う人の集計結果

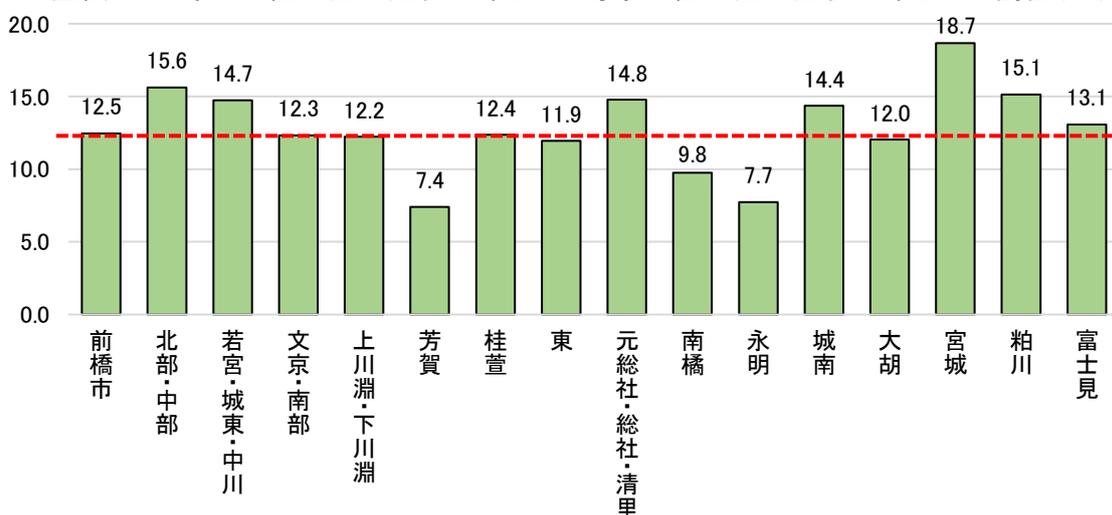


**(10) 認知症について**

**① 認知症の症状**

全体の12.5%が家族内に認知症の症状があります。また、芳賀、永明地区では、認知症の症状のある人の割合は低く、一方で宮城地区は本人又は家族内に症状のある人がいる割合が高い傾向です。

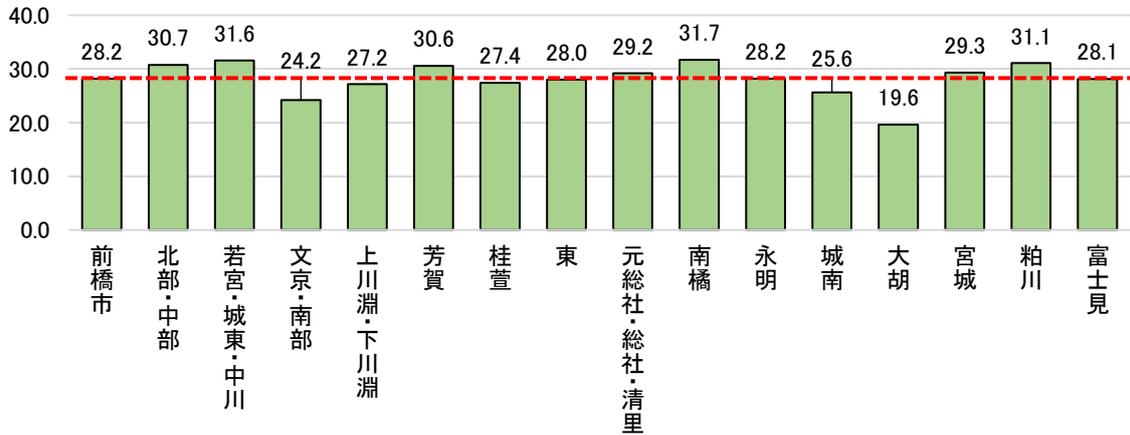
図表7-42: 本人に認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人の割合(%)



## ②認知症に関する相談窓口

認知症に関する相談窓口の認知度は約28%で、圏域別に見ると文京・南部、城南、大胡地区の認知度が特に低いという結果になりました。認知症リスクのある人は全体では約45%であったことから、認知症に関する相談窓口のニーズがあることが伺えます。

図表7-43: 認知症に関する相談窓口を知っている人の割合(%)

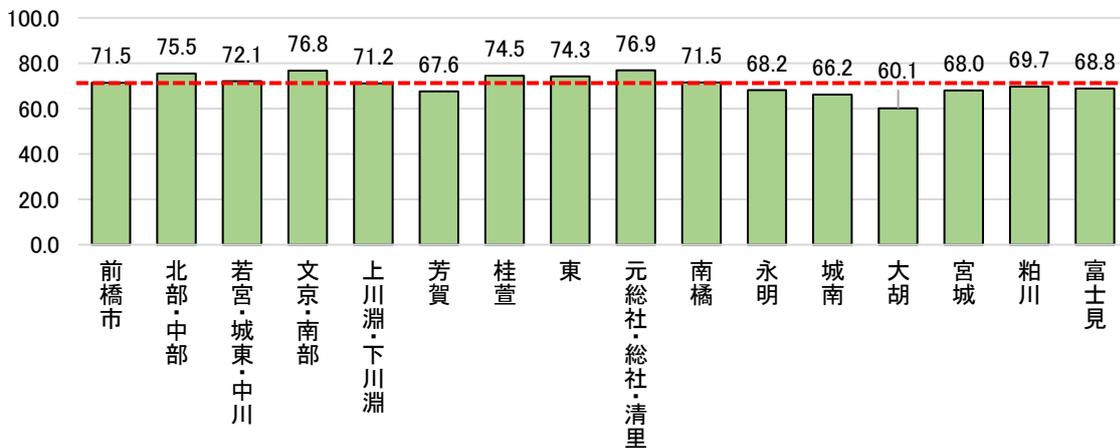


## ③認知症予防

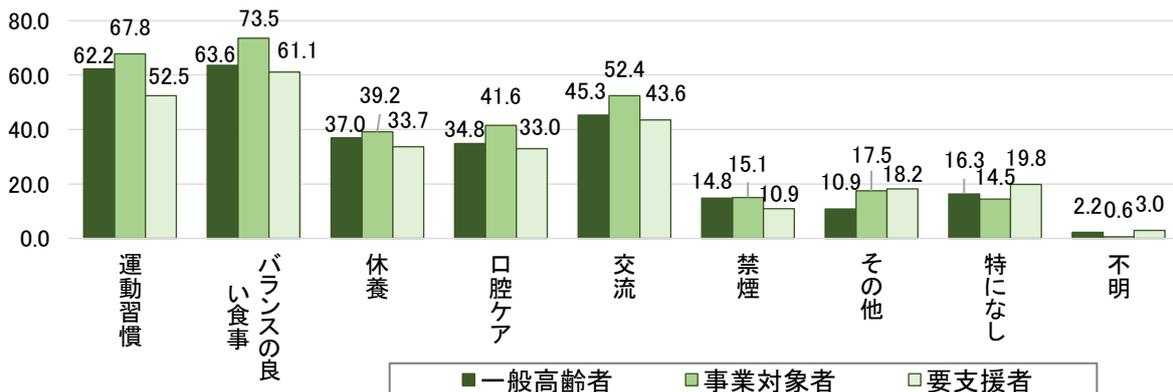
認知症予防について知っている人の割合は全体の約70%でした。大胡地区が最も少なくなっていますが、約60%の人が認知症予防とは何かを知っていることが分かりました。

認知症予防のため心がけていることとしては、バランスの良い食事と運動習慣に気を付けている人が多い結果となりました。また、事業対象者は、一般高齢者・要支援者に比べて、認知症予防に意識的に取り組んでいる割合が多いことが見受けられます。

図表7-44: 認知症予防とは何か知っている人の割合(%)



図表7-45: 「認知症予防のために心掛けていることはありますか」の集計結果(%)

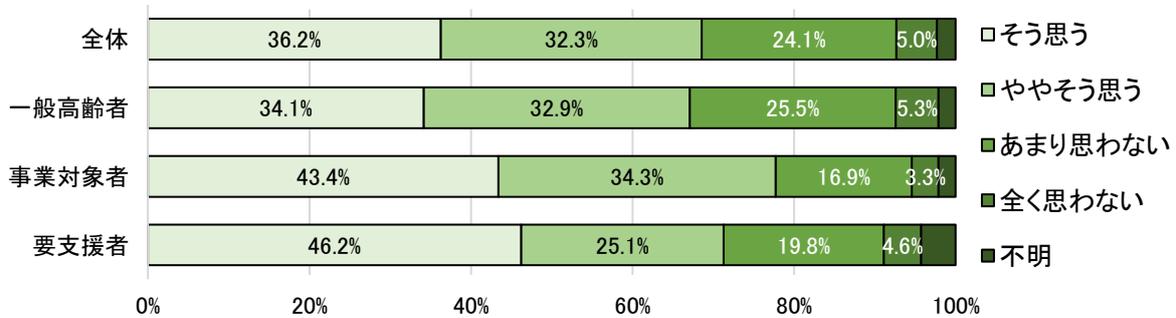


#### ④認知症と暮らす社会

認知症は全体の約70%の人から身近な病気として捉えられています。事業対象者、要支援者になると、身近に感じる人の割合が約10%増えている状況が見られます。

一方で、認知症の人やその家族にとって住みやすい地域だと考える人の割合は40%にとどまっています。圏域別に見ると、北部・中部、宮城地区は認知症の人やその家族にとって住みにくいと答えた人の割合が高くなっています。

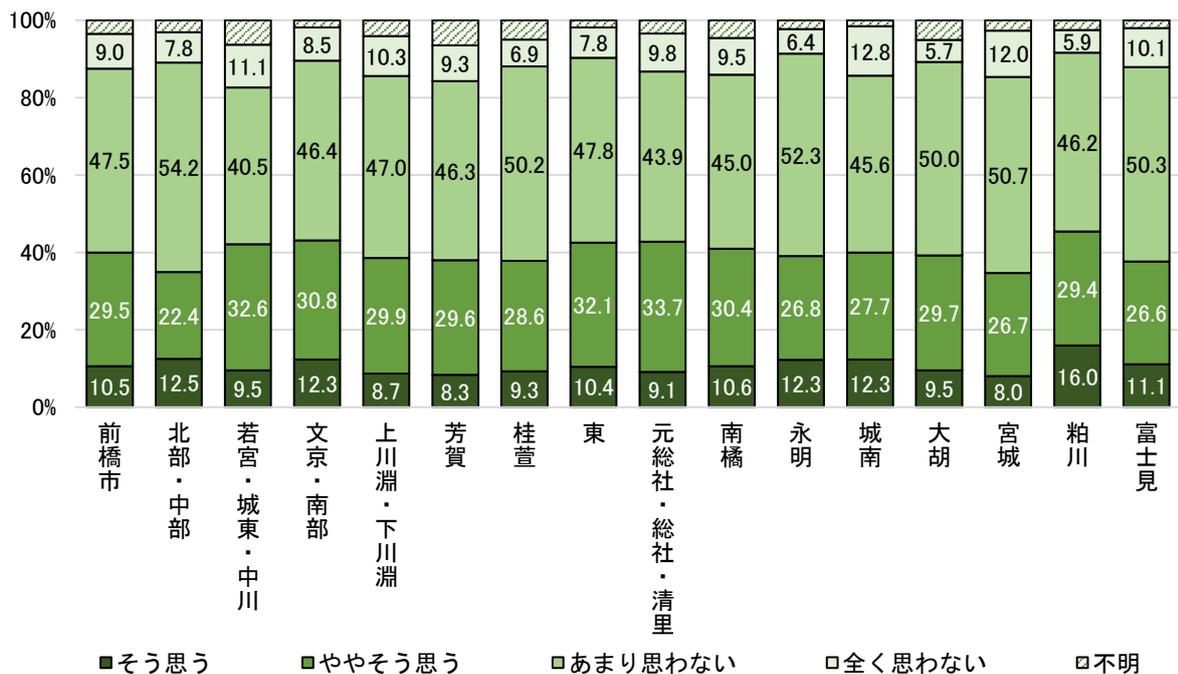
図表7-46: 認知症が身近な病気であると感じている人の割合



図表7-47: 認知症の人やその家族にとって住みやすい地域だと思う人の割合



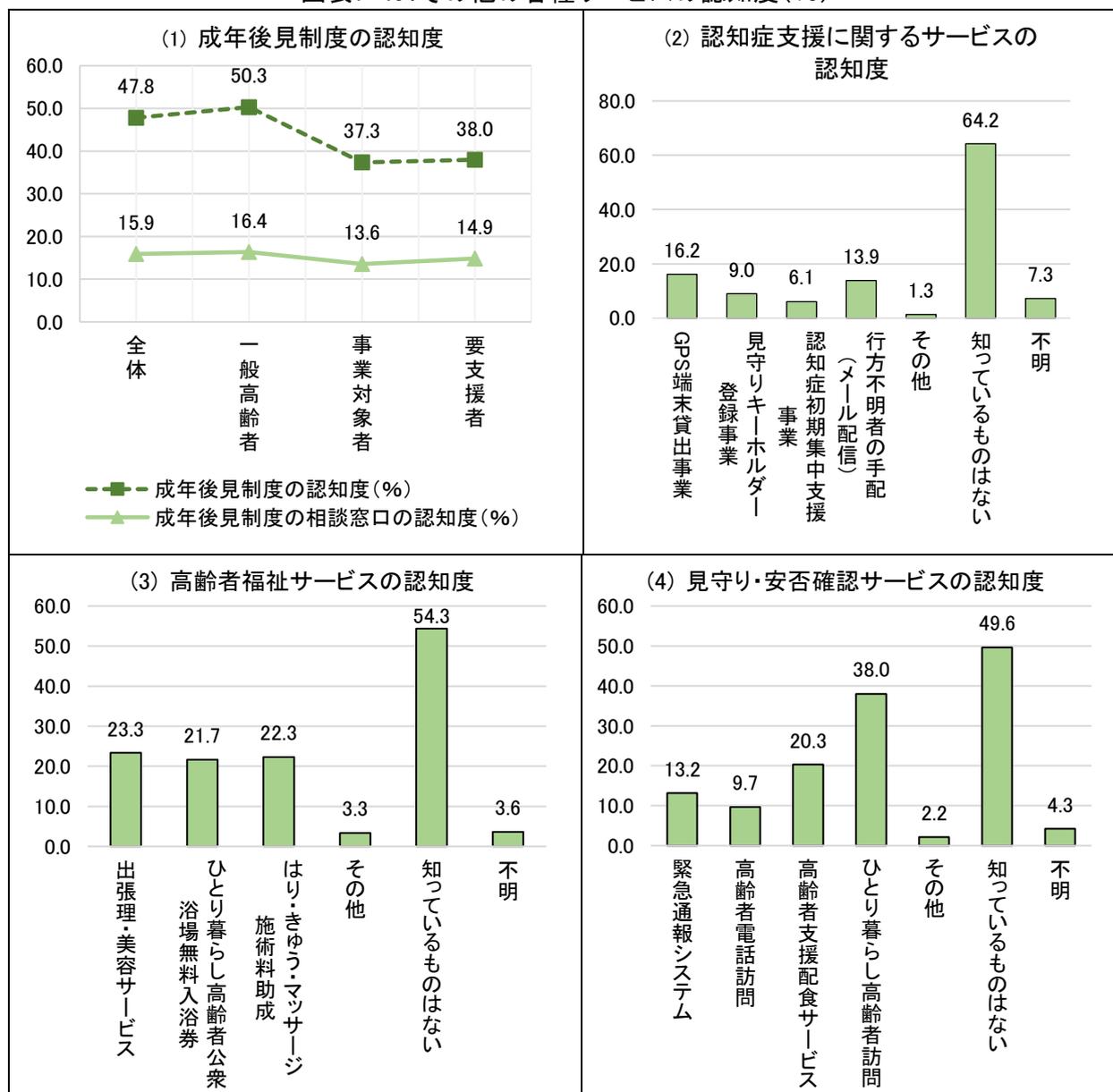
図表7-48: 【圏域別】認知症の人やその家族にとって住みやすい地域だと思う人の割合(%)



## (11) その他の制度・サービスの認知度について

各制度・サービスの認知度を設問として設定し、「知っている」と回答があったものを集計しました。集計結果は下表のとおりです。成年後見制度の認知度は、一般高齢者に比べて事業対象者と要支援者は約10%低くなっています。また、全体としてサービスの認知度は高いとは言えず、特に認知症支援に関するサービスが知られていないことが分かりました。

図表7-49: その他の各種サービスの認知度(%)

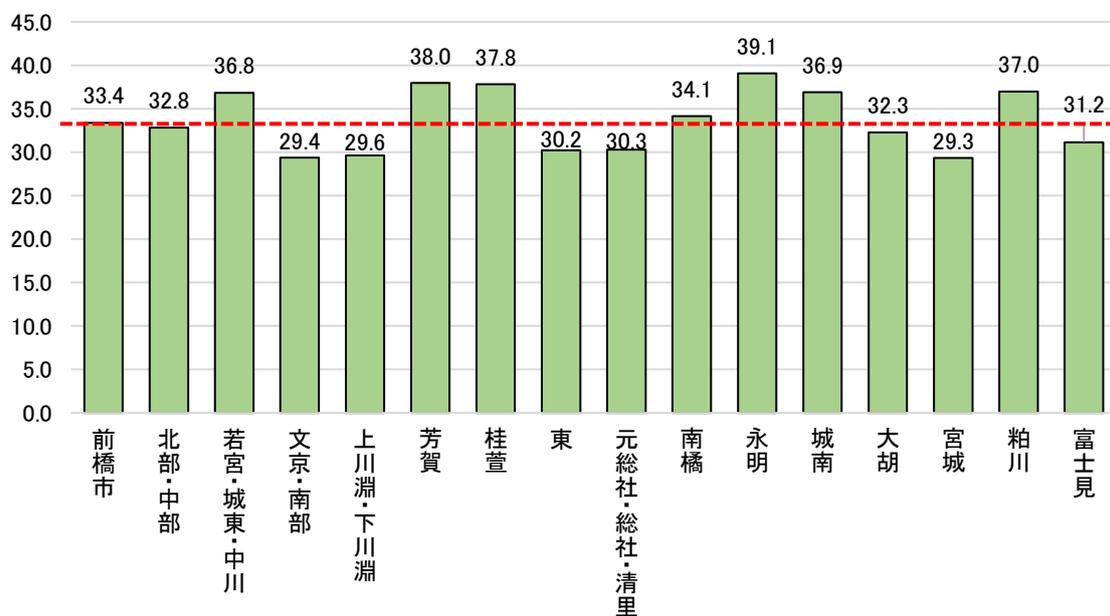


## (12) 地域包括支援センターについて

### ①地域包括支援センターの認知度

地域包括支援センターの認知度は約33%で、圏域別に見ると永明地区の認知度が高い一方で、文京・南部、上川淵・下川淵、宮城地区の認知度は30%を切っています。

図表7-50: 地域包括支援センターの認知度(%)



## 4 在宅介護実態調査

### 1) 調査概要

#### ① 調査の目的

第9期まえばしスマイルプランの策定にあたり、「介護離職をなくしていくためにはどのようなサービスが必要か」といった観点も盛り込み、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「介護等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討するために調査を実施しました。

#### ② 調査の対象

市内の在宅で生活している要支援・要介護者のうち「要支援・要介護認定の更新申請・区分変更申請」をしている636人

#### ③ 調査の方法

調査票を認定調査員が手渡しし、郵送回答による調査  
国が示した手法を活用し、「基本項目+オプション項目」の調査票を使用

#### ④ 調査の期間

令和5年1月初旬から望ましいサンプル数とされる600件以上を確保できる時点までの約6か月

#### ⑤ 集計上の留意点

介護内容の設問など、すべての方が回答していないものがあります。また、要介護度データは、二次判定結果の項目であることや無回答者を除くことなどにより、数値が一致しない場合があります。

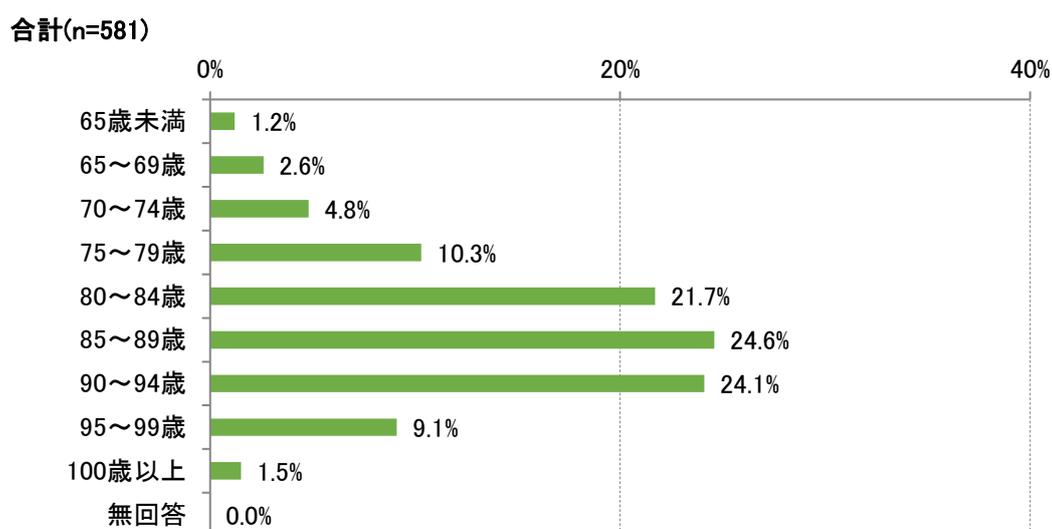
### 2) 調査結果

#### (1) 本人の状況

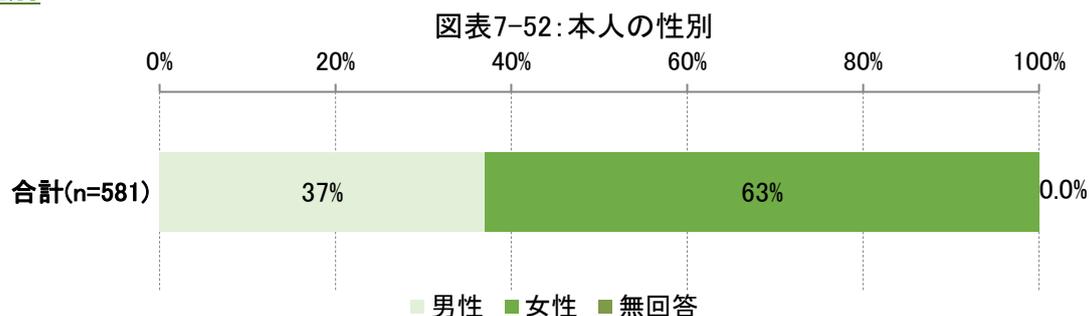
調査対象の本人状況は、それぞれ図表のとおりです。

#### ① 年齢

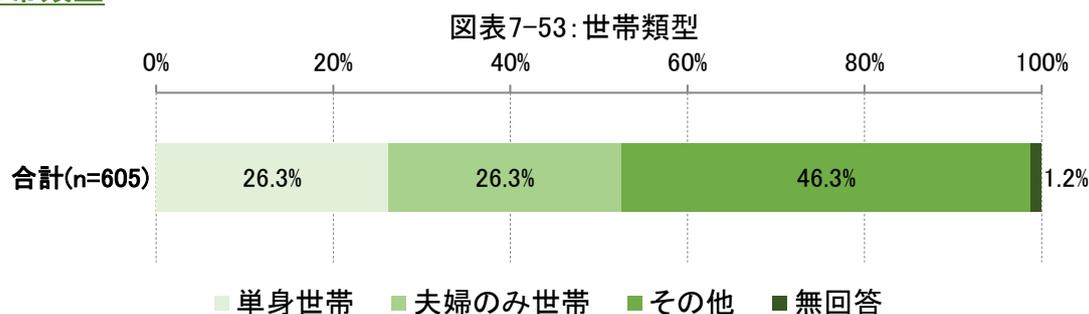
図表7-51: 本人の年齢



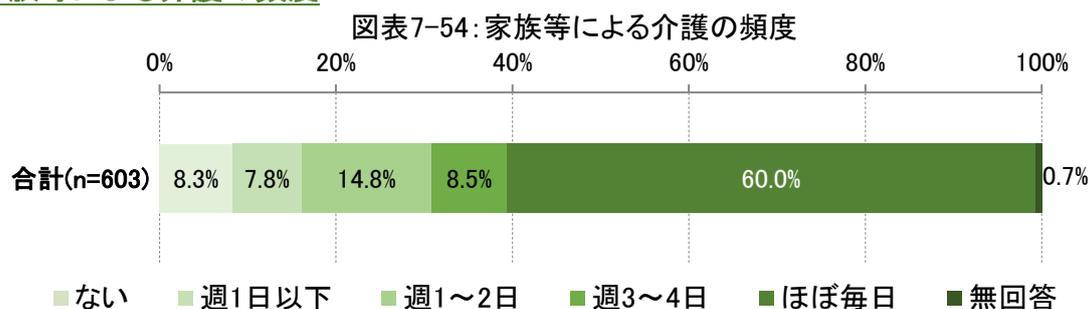
## ② 性別



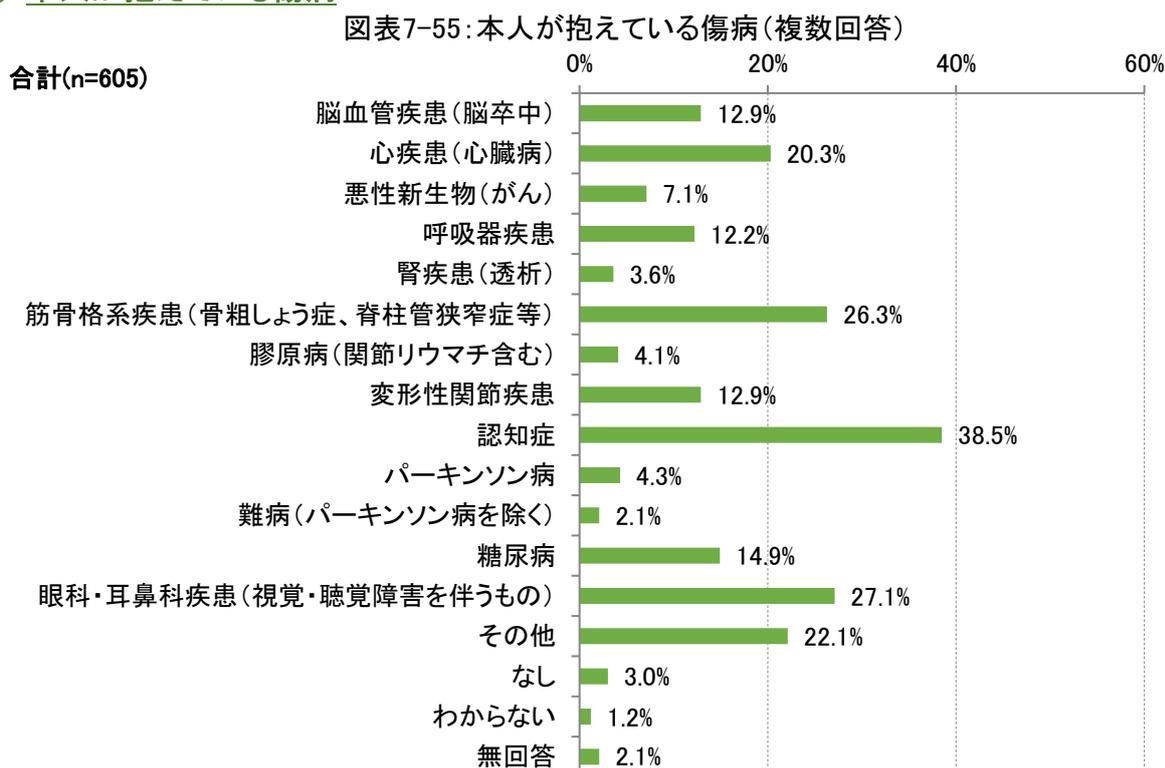
## ③ 世帯類型



## ④ 家族等による介護の頻度

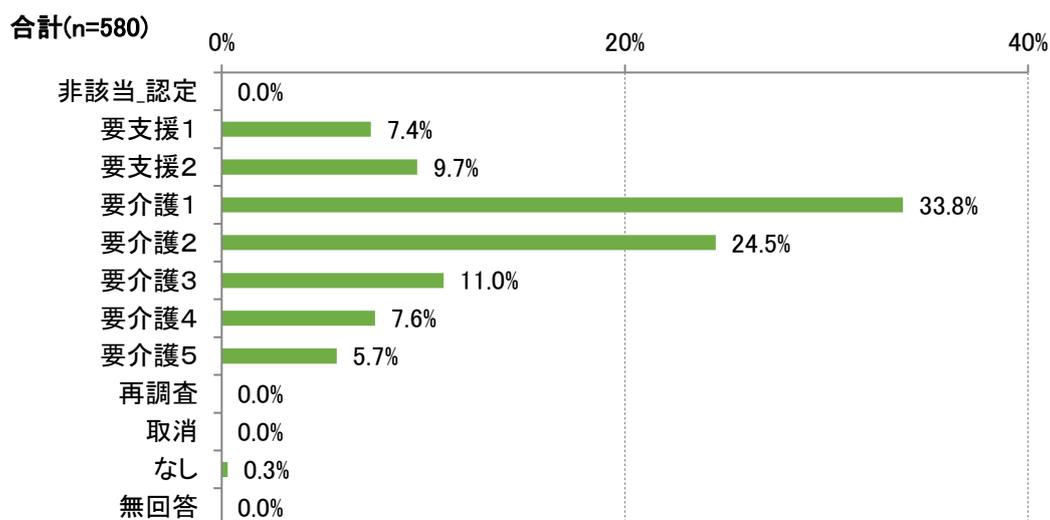


## ⑤ 本人が抱えている傷病



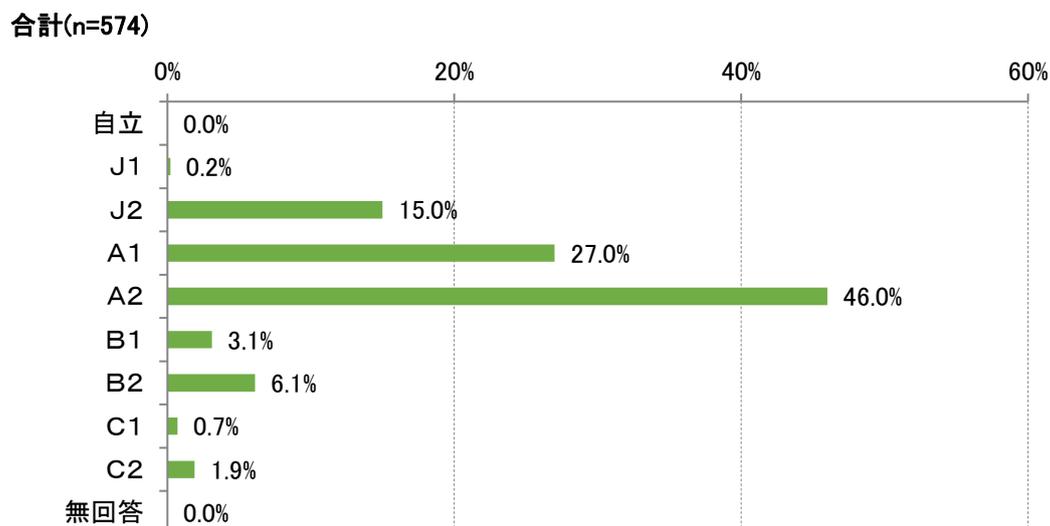
## ⑥ 要介護度(二次判定結果)

図表7-56:要介護度(二次判定結果)



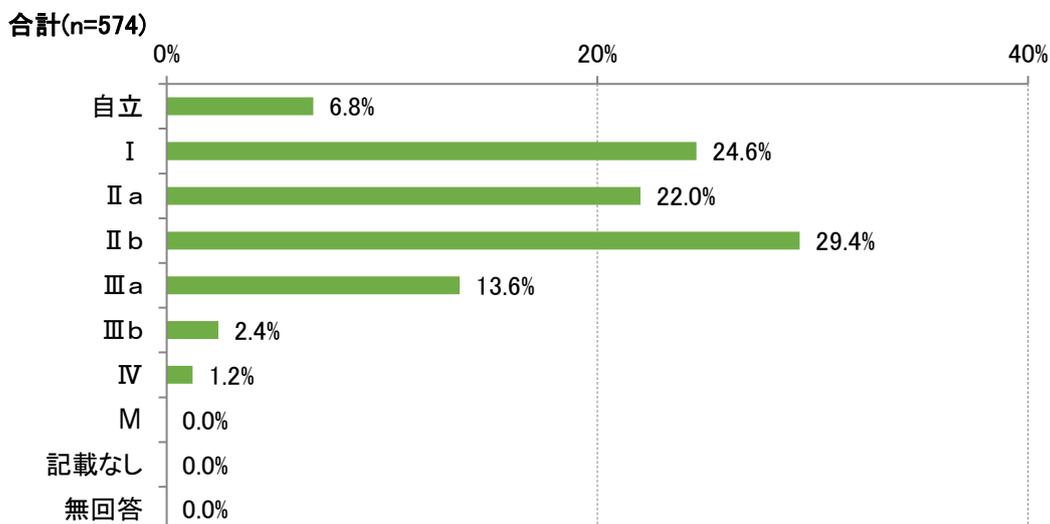
## ⑦ 障害高齢者の日常生活自立度

図表7-57:障害高齢者の日常生活自立度



## ⑧ 認知症高齢者の日常生活自立度

図表7-58:認知症高齢者の日常生活自立度

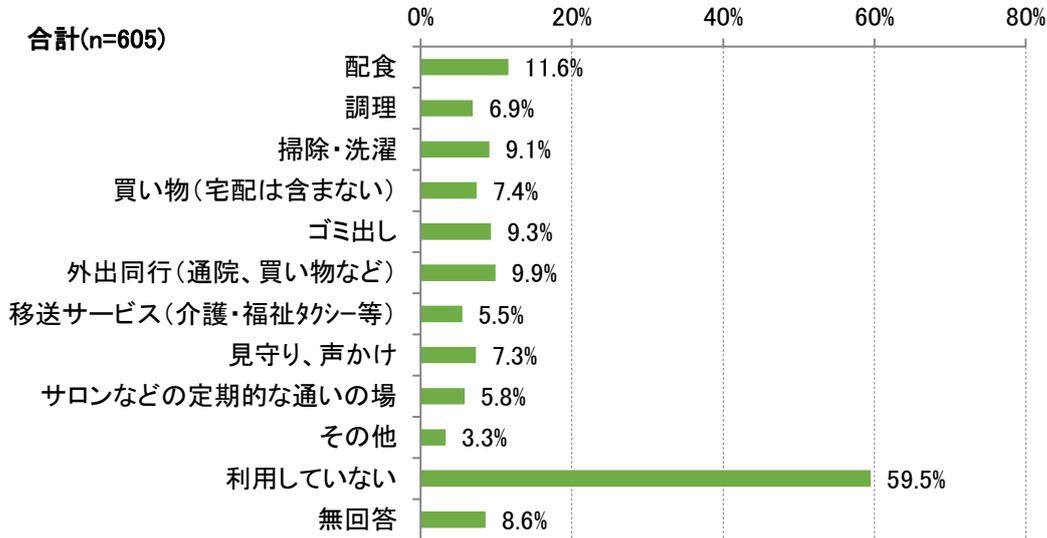


## (2) 利用サービスの状況

### ① 保険外の支援・サービスの利用状況

保険外の支援・サービスは、59.5%が「利用していない」と回答しています。利用率が高いのは、「配食(11.6%)」、「外出同行(通院、買い物など)(9.9%)」です。

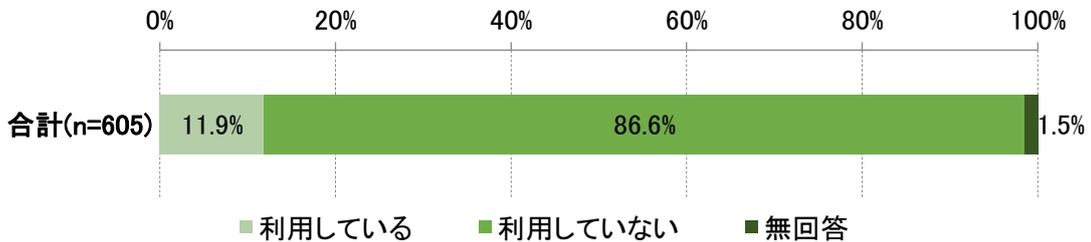
図表7-59: 保険外の支援・サービスの利用状況(複数回答)



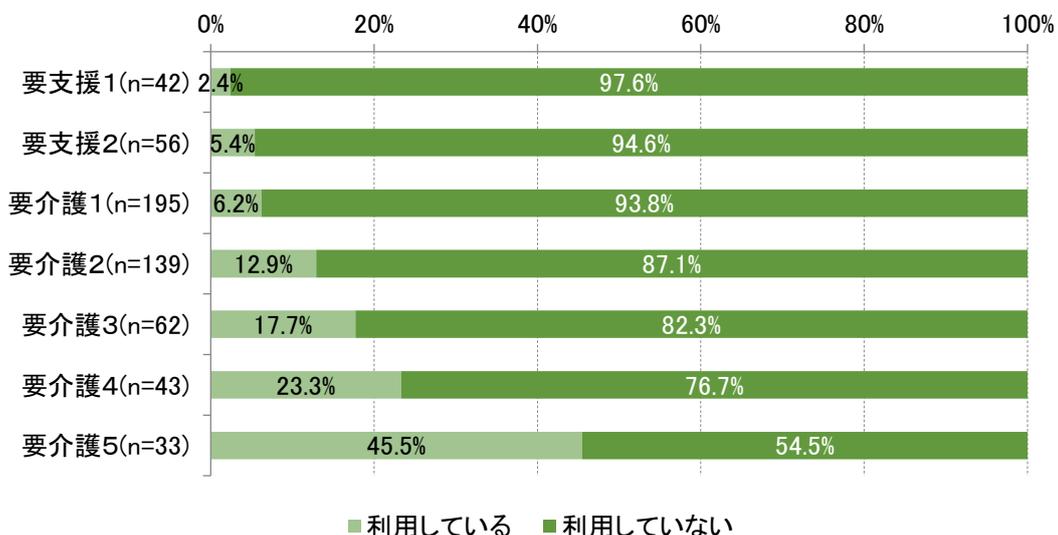
### ② 訪問診療の利用の有無

訪問診療の有無は、「利用している」が11.9%、「利用していない」が86.6%となっています。

図表7-60: 訪問診療の利用の有無

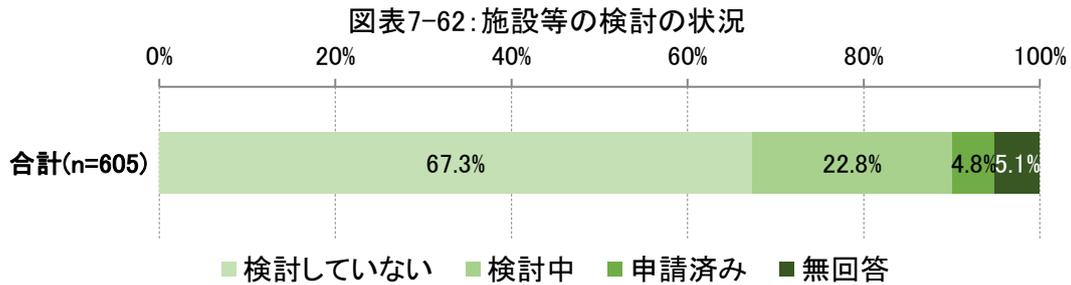


図表7-61: 要介護度別・訪問診療の利用の割合



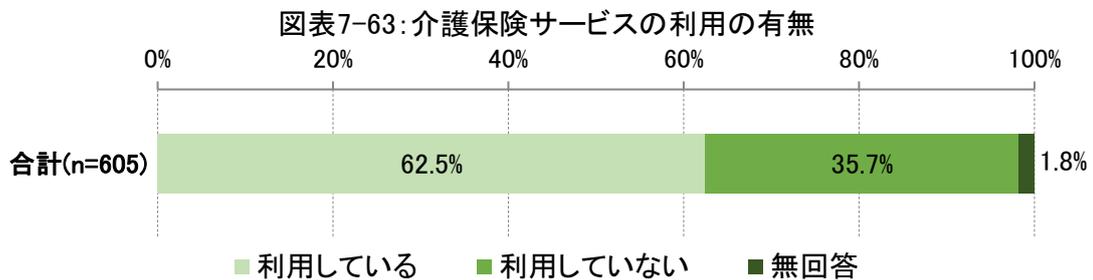
### ③ 施設等の検討の状況

施設等への入所は、「検討中」が22.8%、「申請済み」が4.8%となっています。



### ④ 介護保険サービスの利用の有無

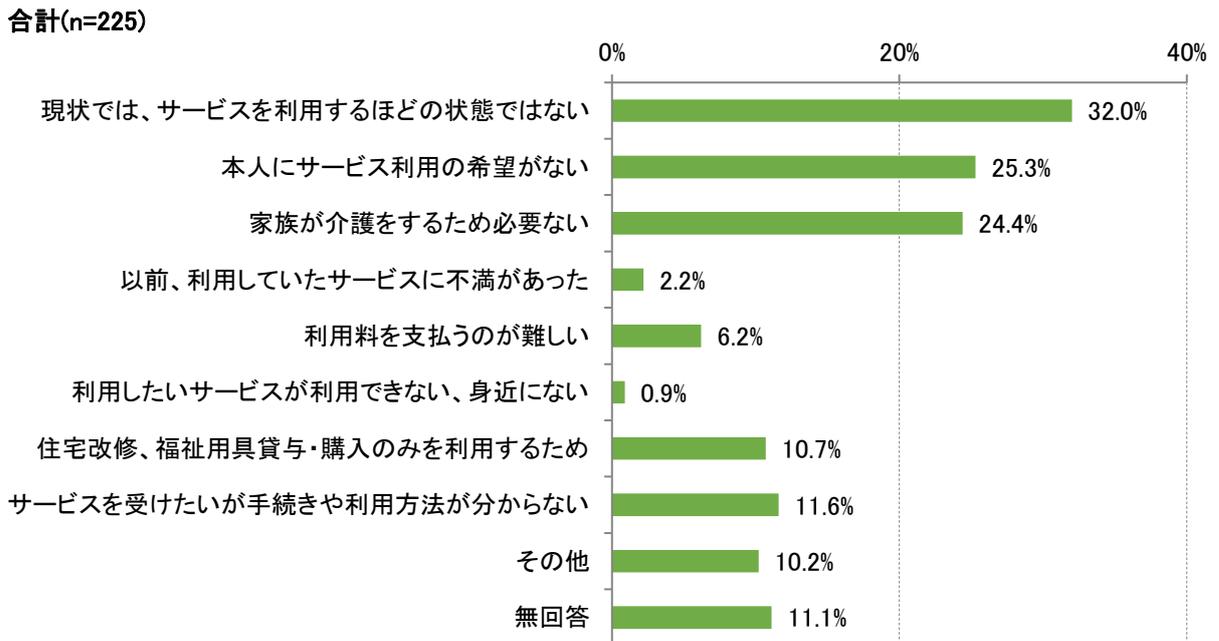
介護保険サービスは、62.5%が「利用している」と回答しています。



### ⑤ 介護保険サービス未利用の理由

介護保険サービスを利用していない理由は、「現状では、サービスを利用するほどの状態ではない」が32.0%で最も多く、次いで「本人にサービス利用の希望がない」が25.3%、「家族が介護するため必要ない」が24.4%となっています。

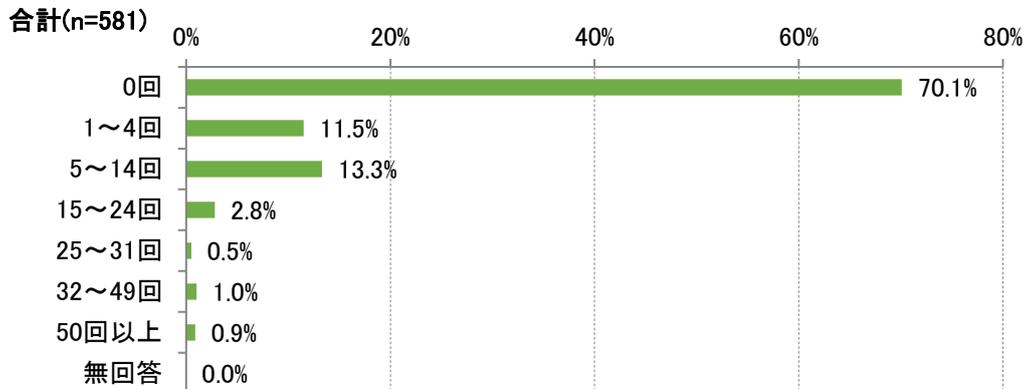
図表7-64: 介護保険サービスの未利用の理由  
(介護保険サービスを利用していない人のみ・複数回答)



### ⑥ 訪問系サービスの合計利用回数

訪問系サービスの合計利用回数は、「0回」が70.1%、「1～4回」が11.5%、「5～14回」が13.3%となっています。15回以上を合計すると5.2%となります。

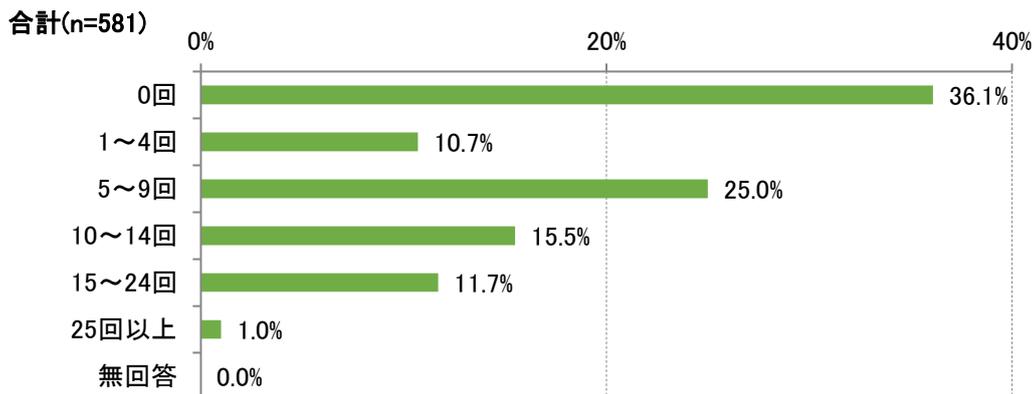
図表7-65: 訪問系サービスの合計利用回数



### ⑦ 通所系サービスの合計利用回数

通所系サービスの合計利用回数は、「0回」が36.1%、「1～4回」が10.7%、「5～9回」が25.0%となっています。10回以上を合計すると28.2%となります。

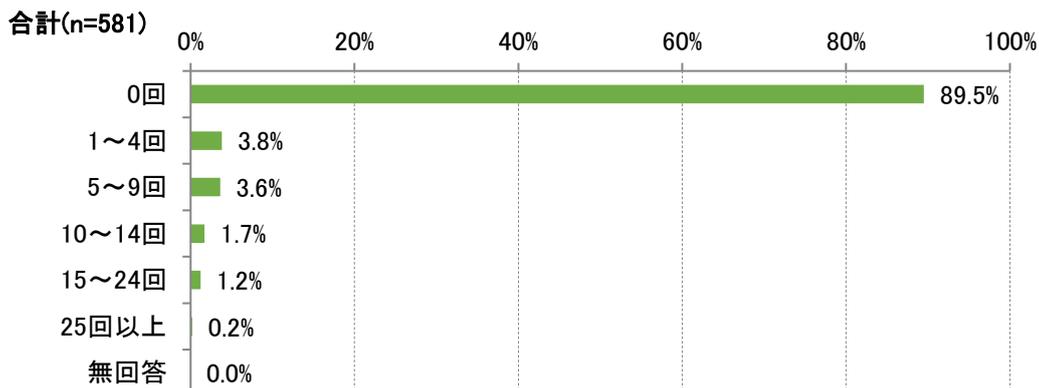
図表7-66: 通所系サービスの合計利用回数



### ⑧ 短期入所系サービスの合計利用回数

短期入所系サービスの合計利用回数は、「0回」が89.5%、「1～4回」が3.8%、「5～9回」が3.6%となっています。10回以上を合計すると3.1%となります。

図表7-67: 短期入所系サービスの合計利用回数

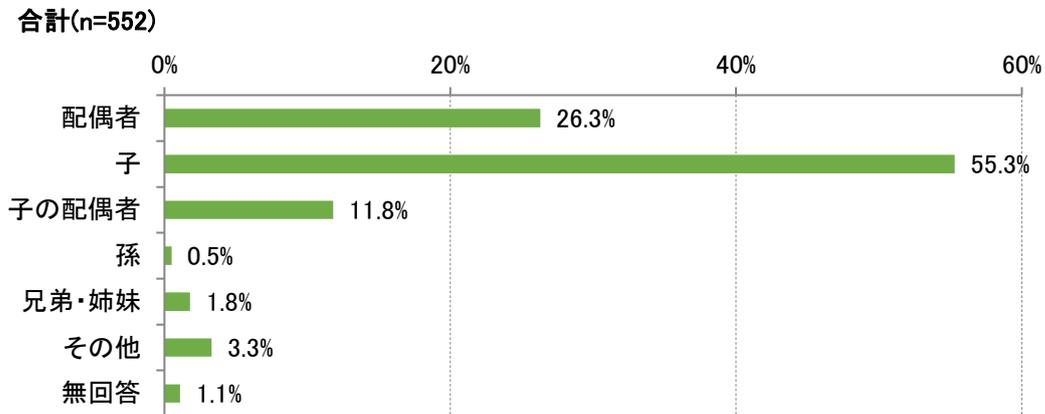


### (3) 介護者の属性

#### ① 主な介護者と本人の関係

主な介護者と本人の関係は、「子」が55.3%で最も多く、次いで「配偶者」が26.3%、「子の配偶者」が11.8%となっています。

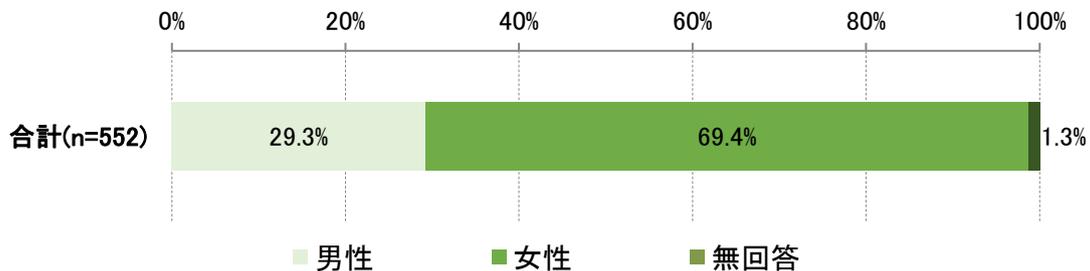
図表7-68: 主な介護者と本人の関係



#### ② 主な介護者の性別

主な介護者の性別は、「女性」が69.4%、「男性」が29.3%となっています。

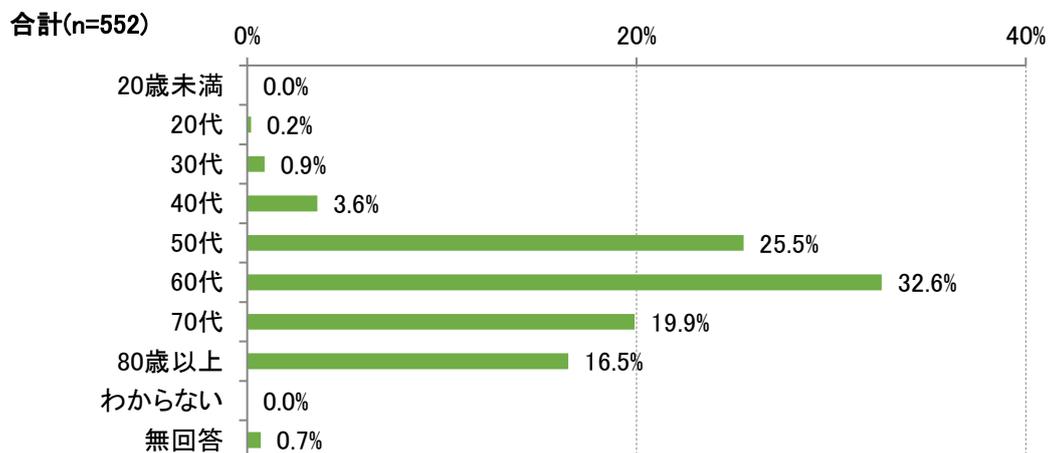
図表7-69: 主な介護者の性別



#### ③ 主な介護者の年齢

主な介護者の年齢は、「60代」が32.6%で最も多く、「50代」が25.5%、「70代」が19.9%、「80歳以上」が16.5%となっており、前回の調査と比較して介護者の年齢が上がっています。

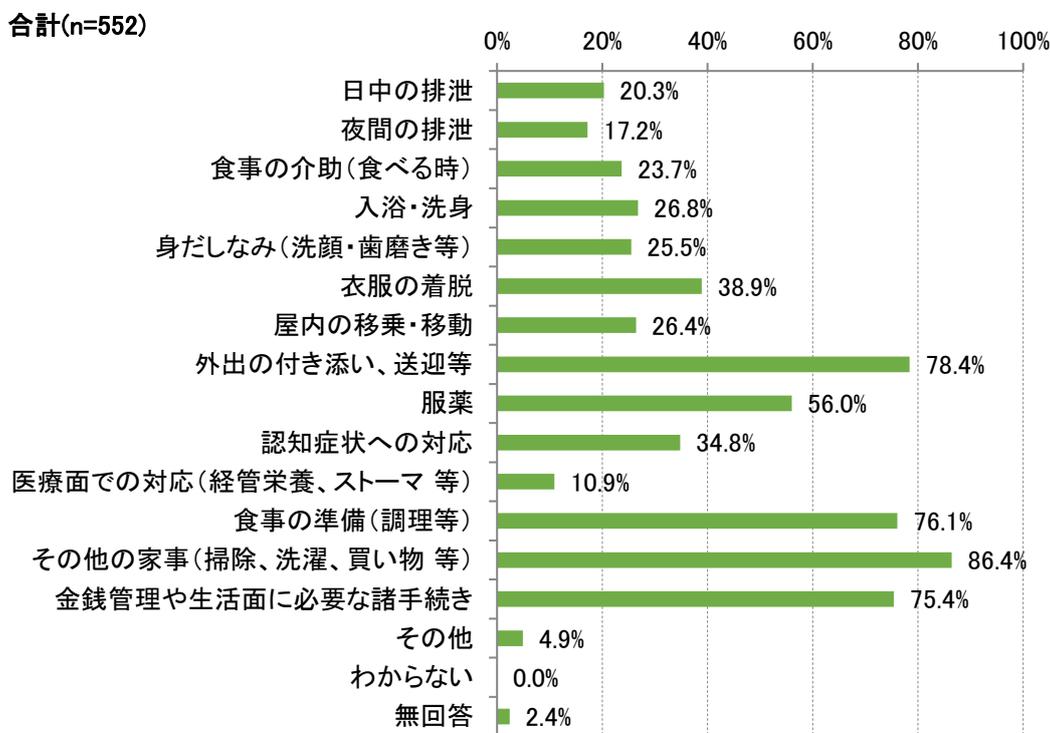
図表7-70: 主な介護者の年齢



#### ④ 主な介護者が行っている介護

主な介護者が行っている介護は、「その他の家事」が86.4%で最も多く、次いで「外出の付き添い、送迎等」が78.4%、「食事の準備」が76.1%、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」が75.4%となっています。前回の調査と比較して「外出の付き添い、送迎等」の割合が高くなっています。

図表7-71: 主な介護者が行っている介護



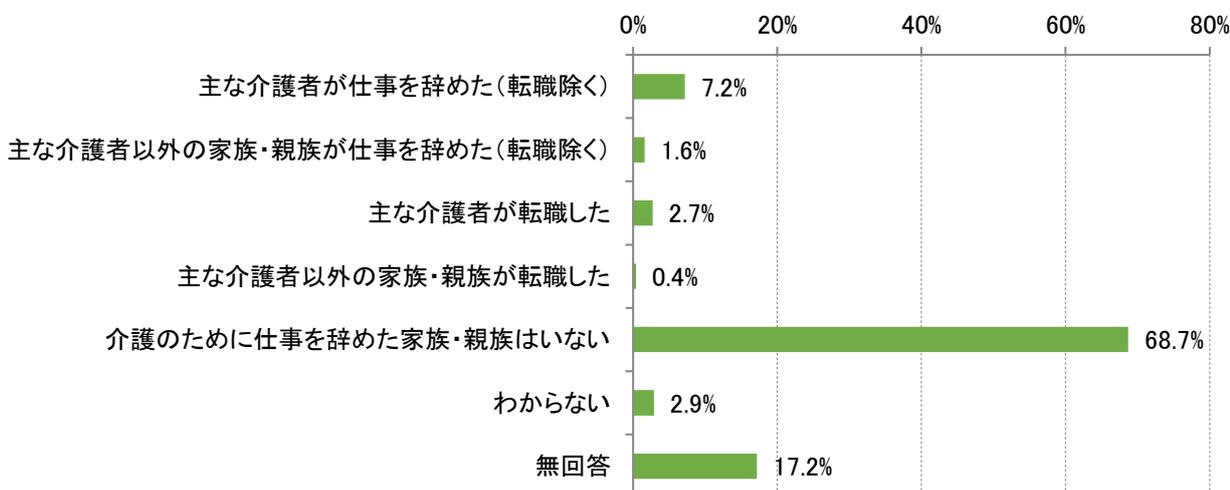
#### (4) 介護者の就労状況

##### ① 介護のための離職の有無

介護のための離職については、「主な介護者が仕事を辞めた」が7.2%、「主な介護者が転職した」が2.7%となっており、前回の調査と比較して合わせて2.8%増加しています。

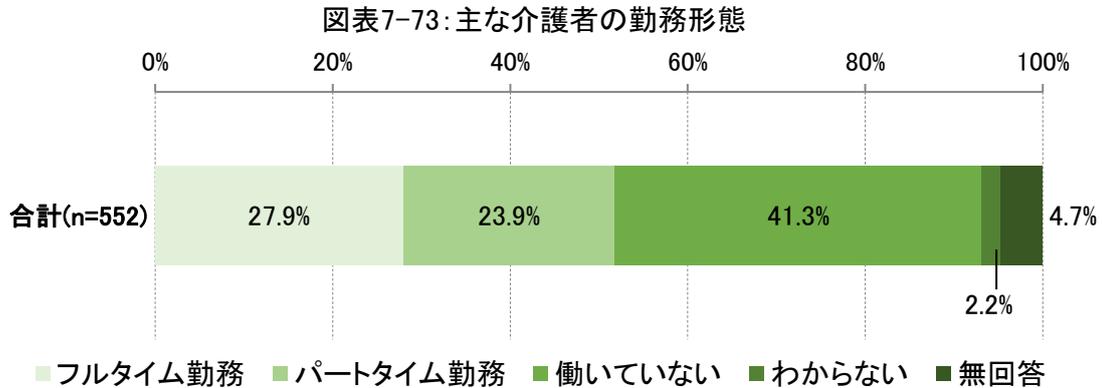
図表7-72: 介護のための離職の有無(複数回答)

合計(n=552)



## ② 主な介護者の勤務形態

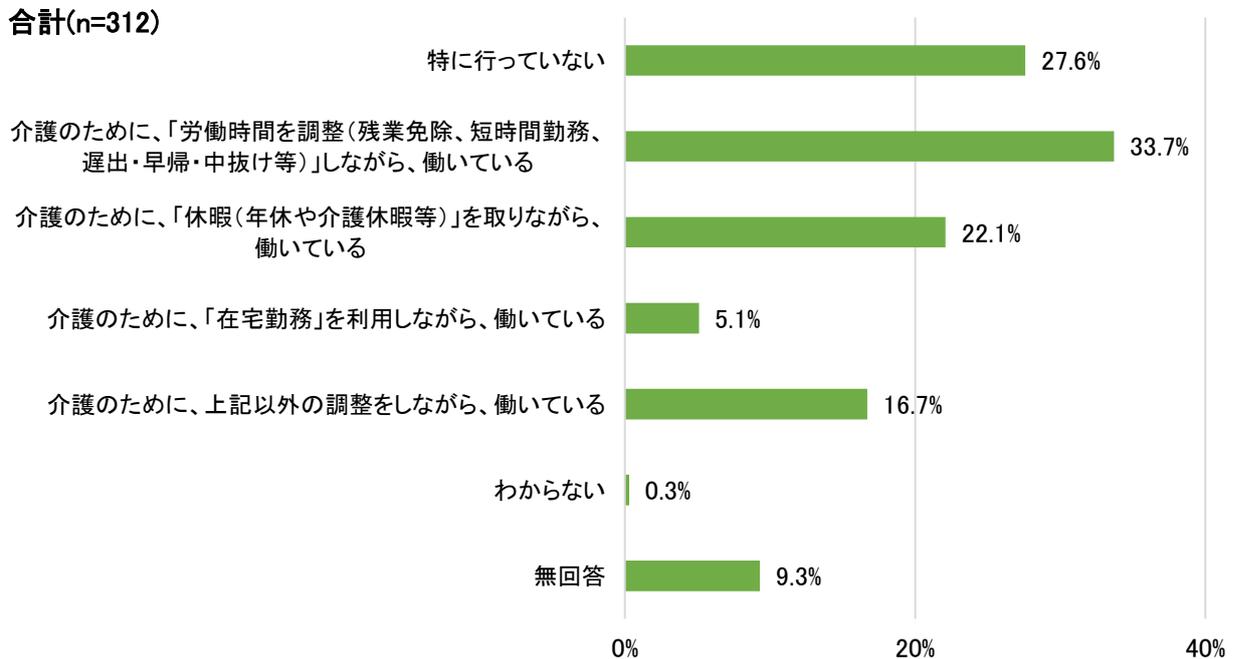
主な介護者の勤務形態については、「働いていない」が41.3%で最も多く、次いで「フルタイム勤務」が27.9%、「パートタイム勤務」が23.9%となっており、前回の調査と比較して働きながら介護をする人が増加しています。



## ③ 主な介護者の働き方の調整の状況

主な介護者の働き方の調整の状況は、前回の調査時は「特に行っていない」と回答した人が最も多かったですが、今回の調査では「労働時間を調整しながら、働いている」が33.7%で最も多くなっています。

図表7-74: 主な介護者の働き方の調整の状況  
(現在就労中の人のみ・複数回答)

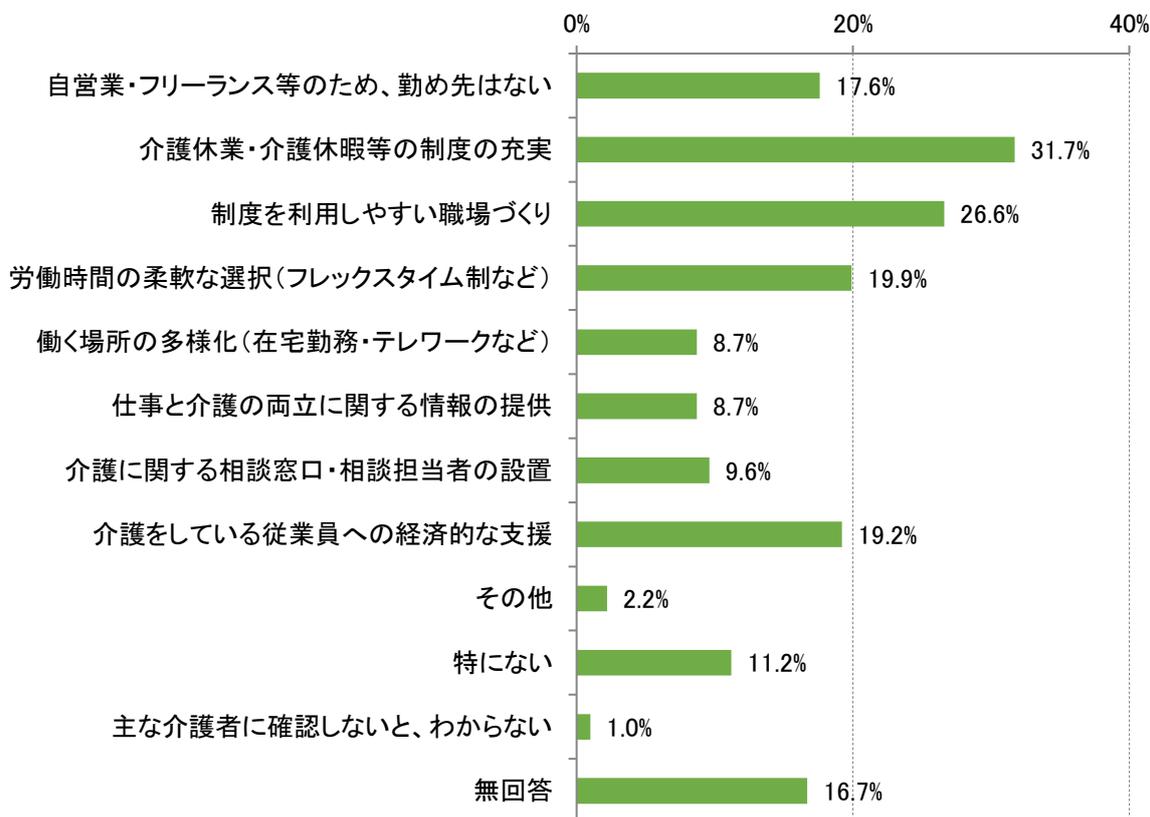


#### ④ 就労の継続に向けた効果的であると考えられる勤め先からの支援

就労の継続に向けた効果的であると考えられる勤め先からの支援は、前回の調査に引き続き「介護休業・介護休暇等の制度の充実」と回答した人が31.7%で最も多く、「制度を利用しやすい職場づくり」が26.6%、「労働時間の柔軟な選択」が19.9%となっています。

図表7-75: 就労の継続に向けた効果的であると考えられる勤め先からの支援  
(現在就労中の人のみ・複数回答)

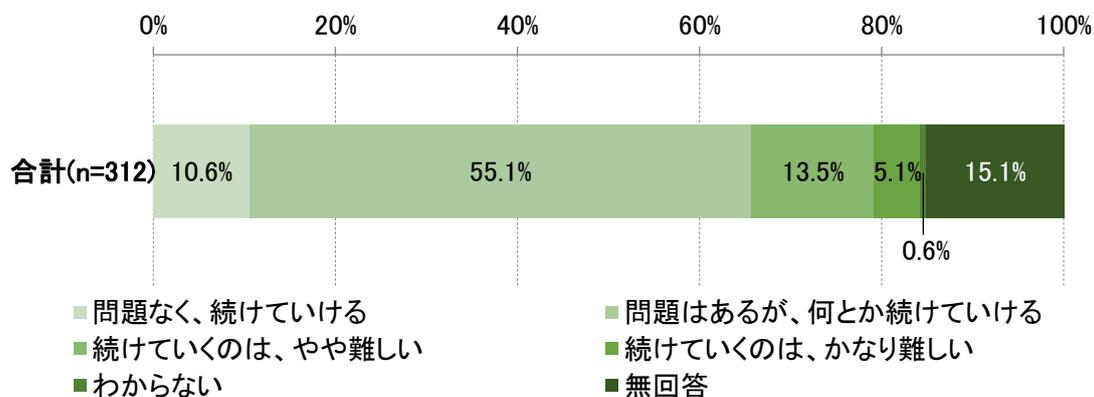
合計(n=312)



#### ⑤ 主な介護者の就労継続の可否にかかる意識

主な介護者の就労継続の可否にかかる意識は、「問題があるが、何とか続けていける」が55.1%、「続けていくのは、やや難しい」は13.5%、「続けていくのは、かなり難しい」が5.1%となっています。

図表7-76: 主な介護者の就労継続の可否にかかる意識



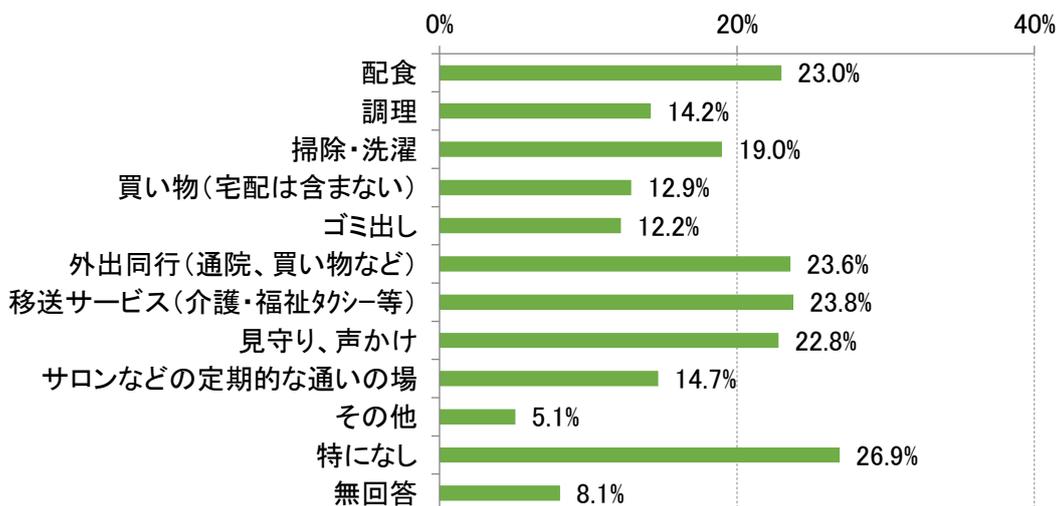
## (5) 在宅生活の継続に必要な支援

### ① 在宅生活の継続のために充実が必要な支援・サービス

在宅生活の継続のために充実が必要と感じるサービスは、「移送サービス」が23.8%で最も多く、次いで「外出同行」が23.6%、「配食」が23.0%となっています。

図表7-77: 在宅生活の継続のために充実が必要な支援・サービス(複数回答)

合計(n=605)

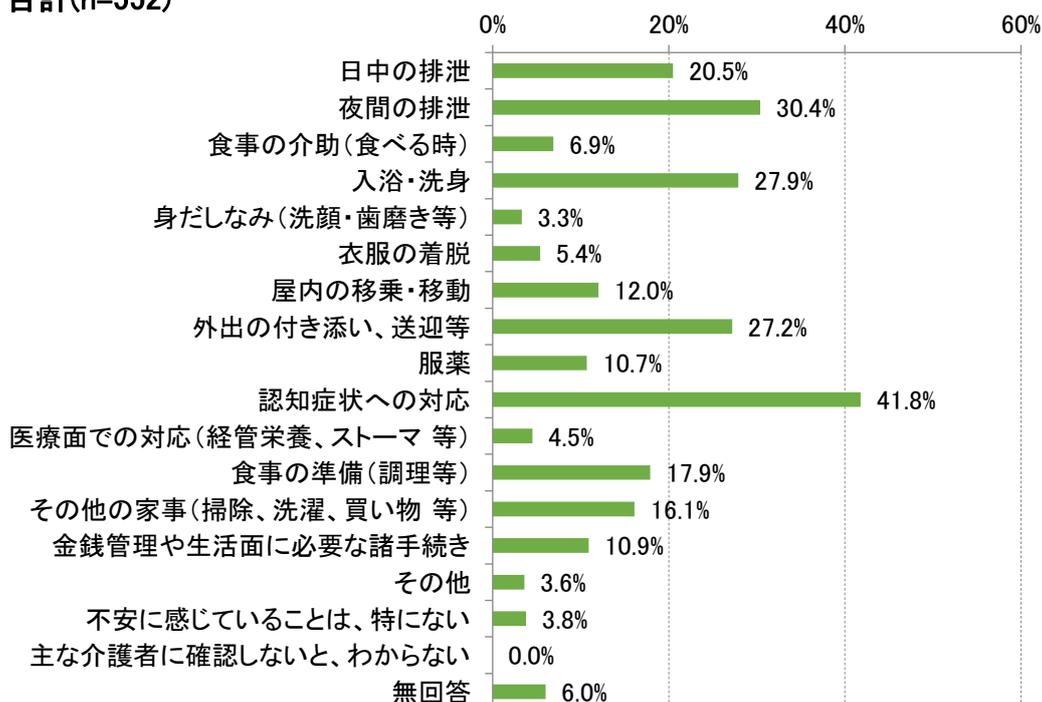


### ② 在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安を感じる介護

今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安を感じている介護は、「認知症状への対応」が41.8%で最も多く、次いで「夜間の排泄」が30.4%、「入浴・洗身」が27.9%となっています。

図表7-78: 在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安を感じる介護(複数回答)

合計(n=552)



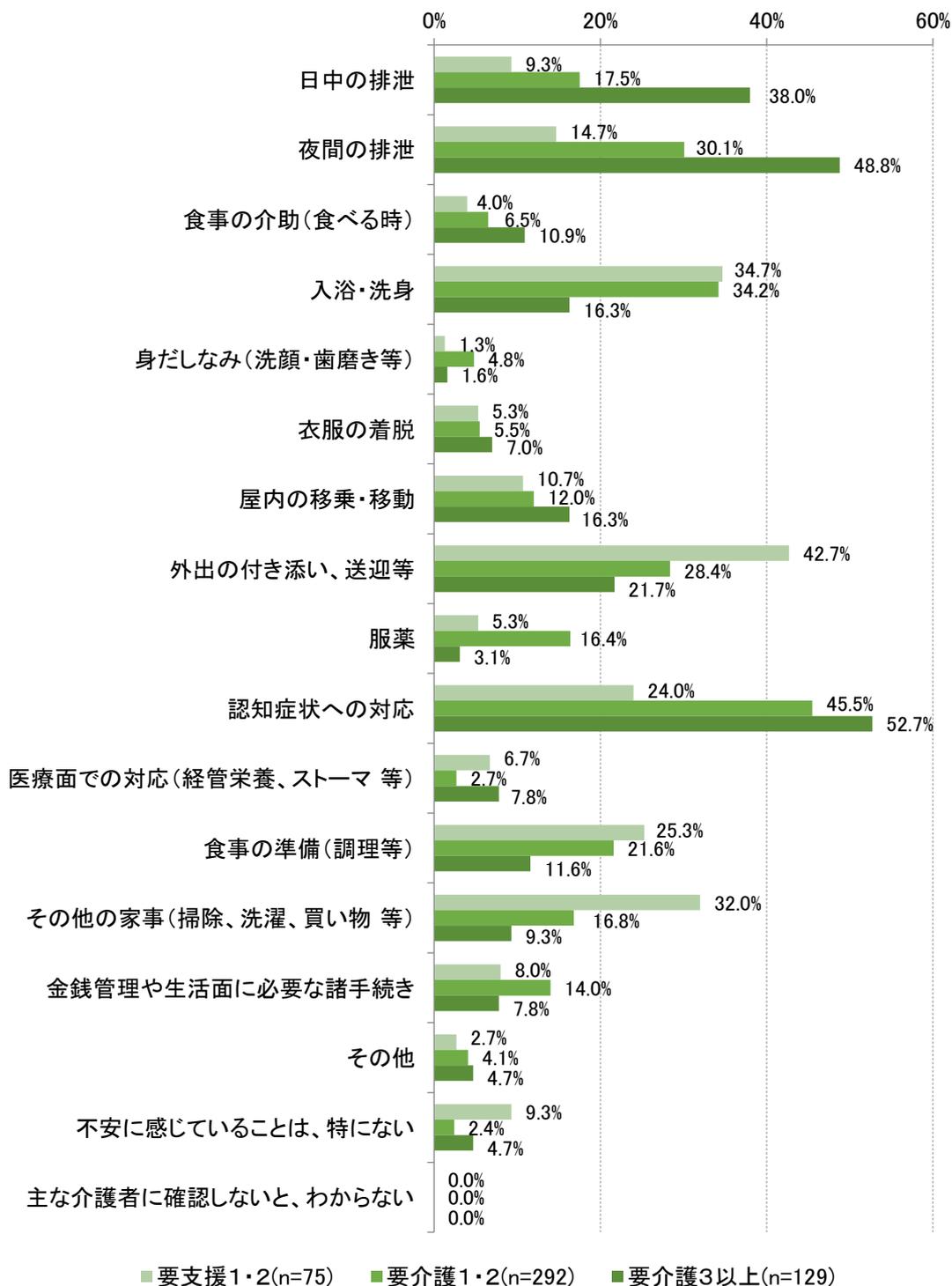
### 3) 考察

#### (1) 在宅限界点の向上のための支援・サービス提供体制の検討

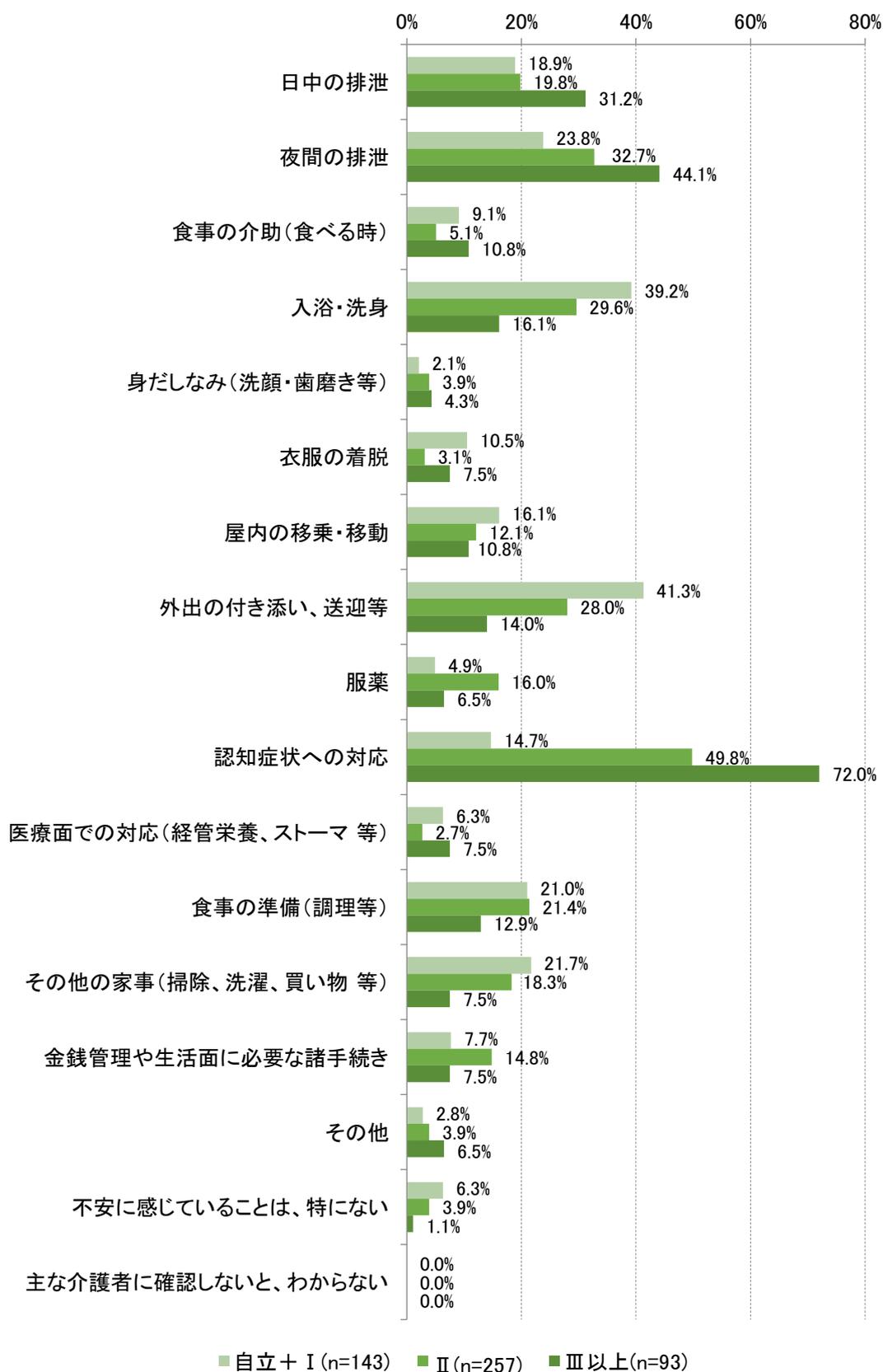
##### ① 要介護度・認知症自立度の重度化に伴う「主な介護者が不安を感じる介護」の変化

要介護度・認知症自立度の重度化に伴い、「夜間の排泄」を不安と感じる介護者の比率が増加している一方で、「外出の付き添い、送迎等」「食事の準備」「その他の家事」については、軽度な人の方が不安を感じる傾向にあります。

図表7-79: 要介護度別・介護者が不安を感じる介護



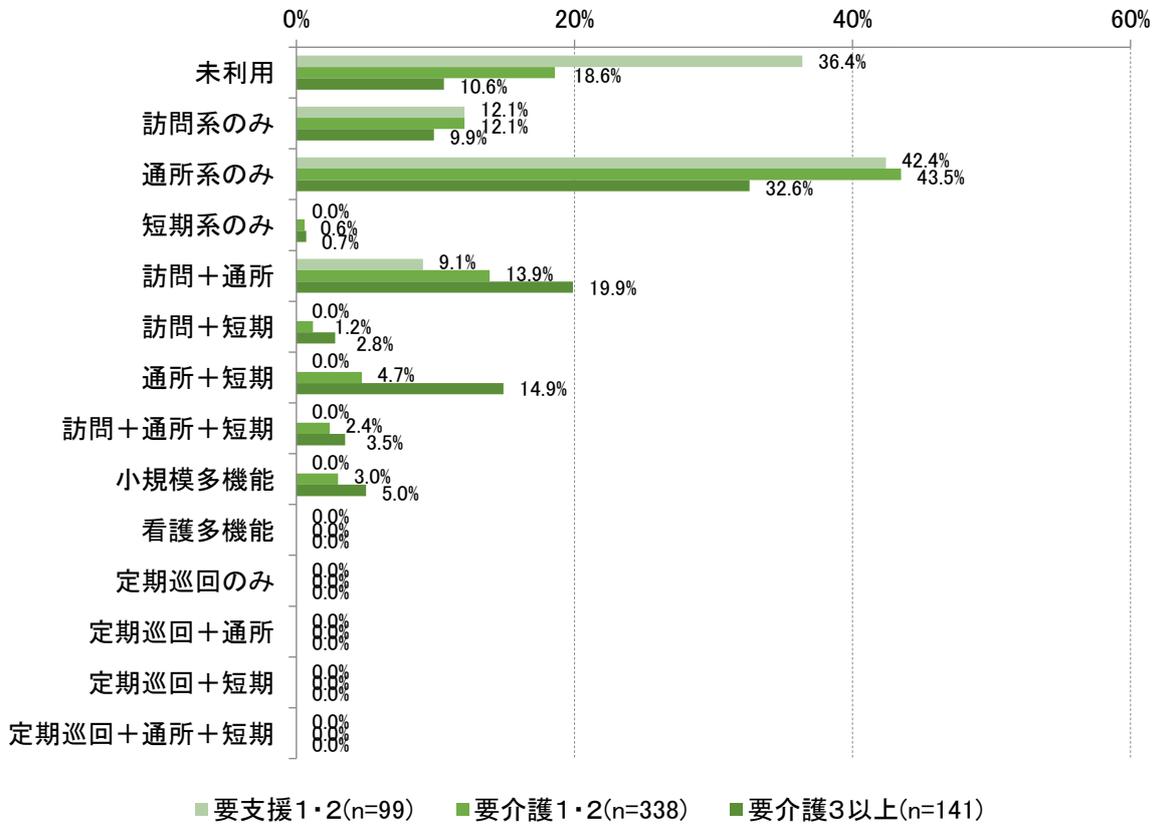
図表7-80: 認知症自立度別・介護者が不安に感じる介護



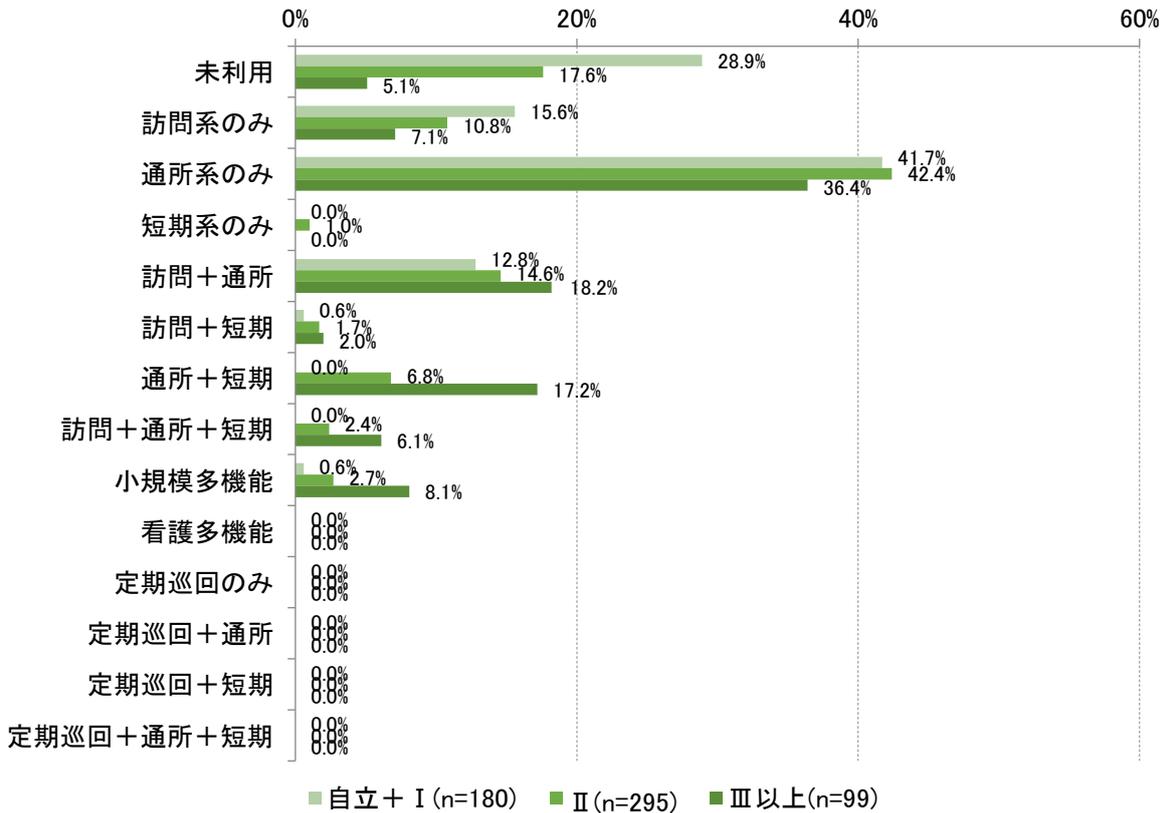
## ② 要介護度・認知症自立度の重度化に伴う「サービス利用の組み合わせ」の変化

在宅で生活する中度の要介護者は「通所系のみ」を利用して在宅生活を維持している方が最も多く、要介護・認知症自立度ともに重度化するほど複数の種類のサービスを組み合わせる利用者が増加しています。

図表7-81: 要介護度別・サービス利用の組み合わせ



図表7-82: 認知症自立度別・サービス利用の組み合わせ



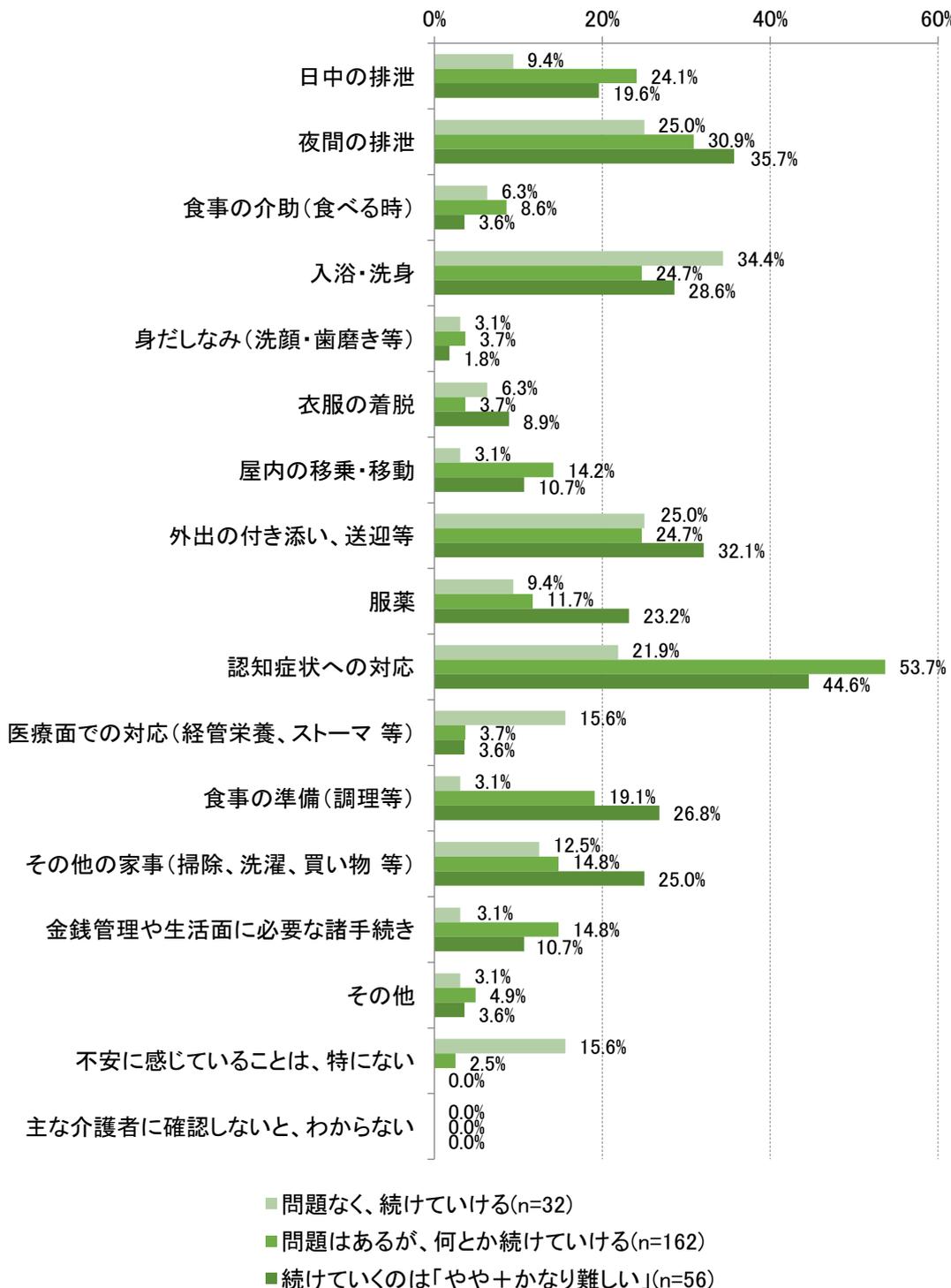
## (2) 仕事と介護の両立に向けた支援・サービス提供体制の検討

### ① 就労継続見込み別・主な介護者が不安を感じる介護の状況

就労継続見込みの困難化に伴い、介護者が不安を感じる介護に着目することで、在宅生活を継続しながらの就労継続について、介護者がその可否を判断するポイントとなる可能性がある介護等を把握することができます。

「続けていくのは「やや＋かなり難しい」と回答している介護者は、「続けていける」と考えている介護者よりも「夜間の排泄」「服薬」「食事の準備」「その他の家事」に不安を感じている割合が高い傾向が見られます。

図表7-83: 就労継続見込み別・介護者が不安を感じる介護(フルタイム勤務＋パートタイム勤務)

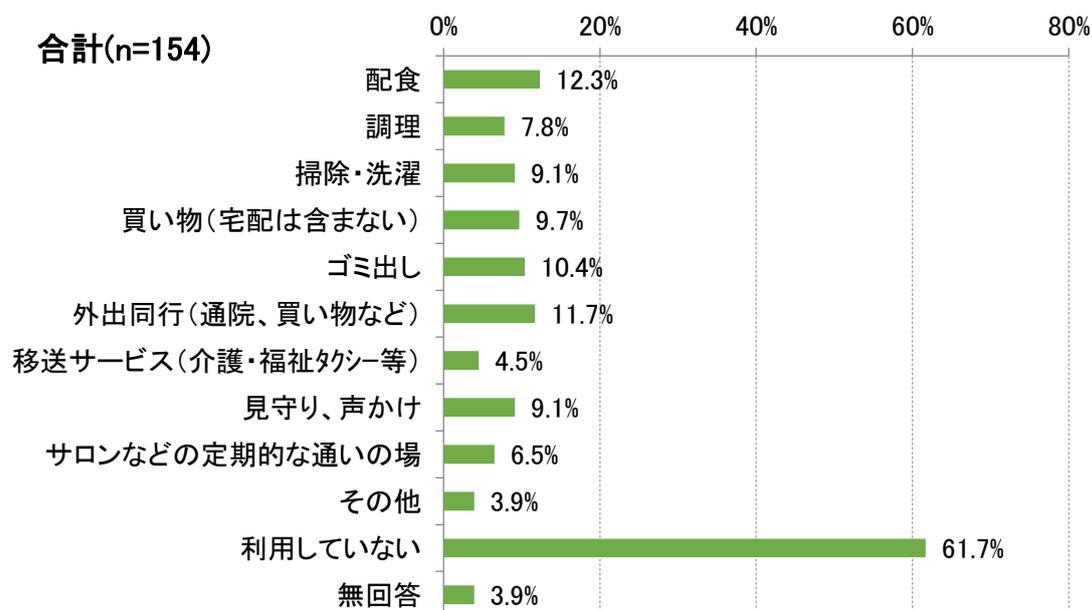


## ② 就労状況別の保険外の支援・サービス利用状況

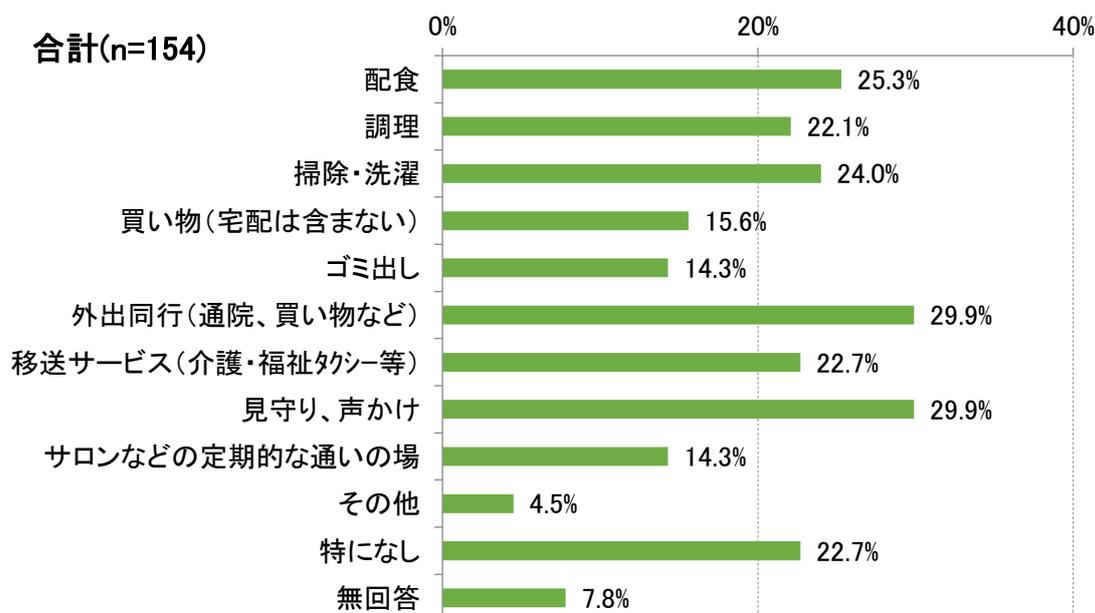
「利用している保険外の支援・サービス」と「在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス」の差を見ることにより、働いている介護者が必要と感じているが実際には利用されていない生活支援サービスを把握することができます。

必要と感じる支援・サービスの利用状況との差が大きいもの(15ポイント以上)は、「外出同行」「移送サービス」「見守り、声かけ」が挙げられます。

図表7-84: 利用している保険外の支援・サービス(フルタイム勤務)



図表7-85: 在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス(フルタイム勤務)

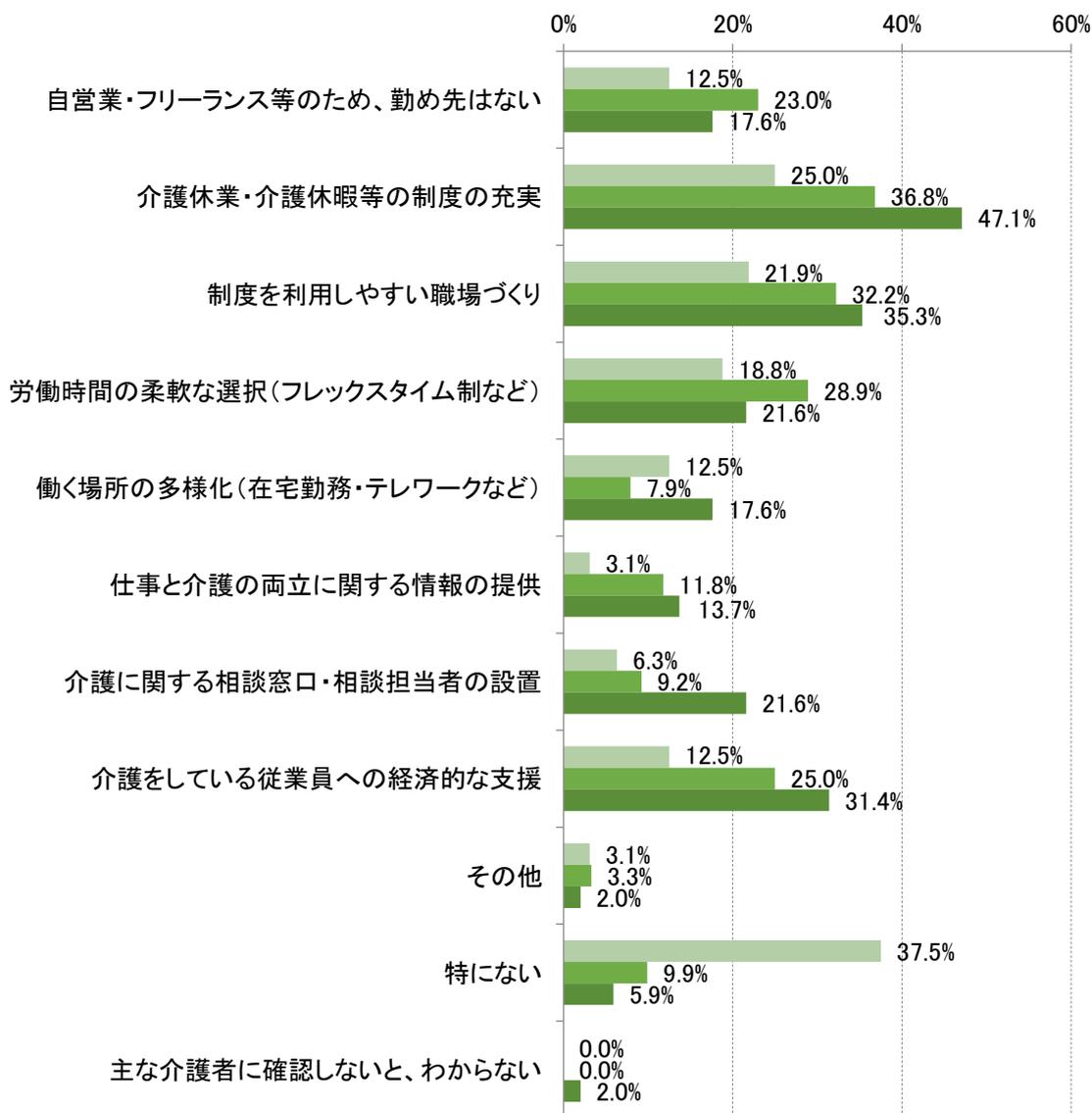


### ③ 就労状況別の介護のための働き方の調整と効果的な勤め先からの支援

就労継続見込みによって、効果的と考える勤め先の支援内容がどのように変化するかに着目して集計しました。

「労働時間の柔軟な選択」は、就労継続見込みの状況に関わらず効果的な支援だと回答する割合が高かった一方で、「介護休業・介護休暇等の制度の充実」をはじめとするその他の支援内容は、「続けていける」の割合が低かったのに対して、「続けていくのは「やや＋かなり難しい」」の割合が高くなっています。

図表7-86: 就労継続見込み別・効果的な勤め先からの支援  
(フルタイム勤務＋パートタイム勤務)



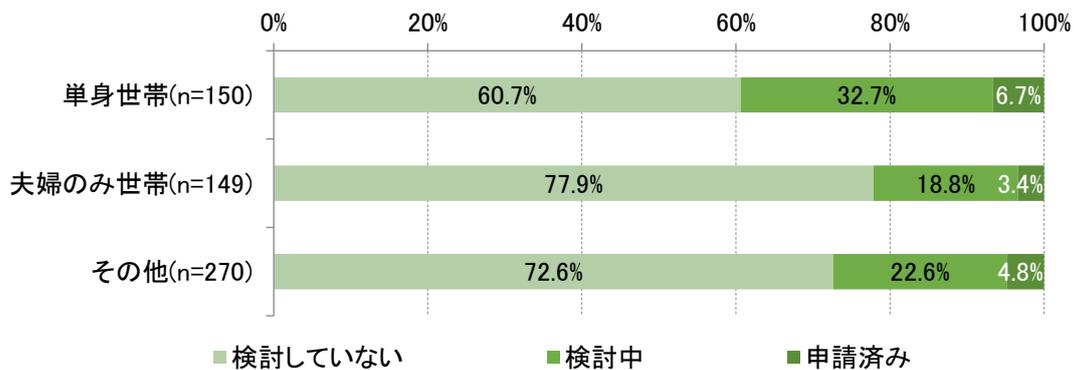
- 問題なく、続けていける(n=32)
- 問題はあるが、何とか続けていける(n=152)
- 続けていくのは「やや＋かなり難しい」(n=51)

### (3) 将来の世帯類型の変化に応じた施設サービス等整備方針の検討

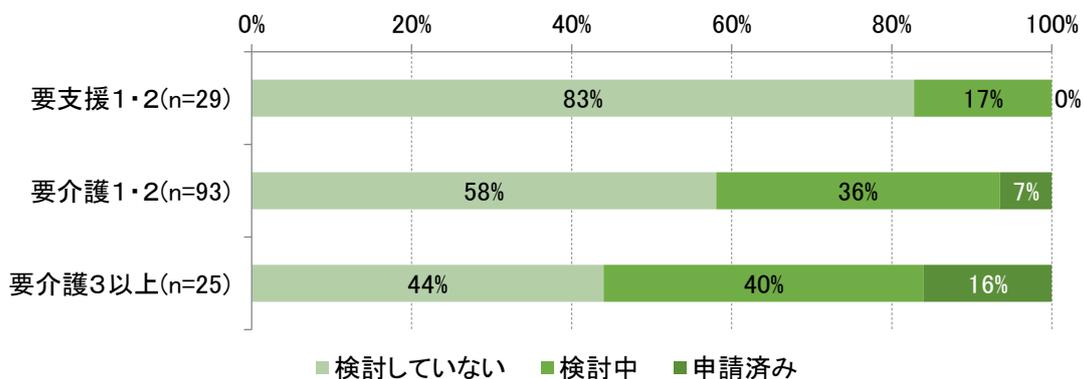
サービスの整備方針の検討につなげるため、施設等検討の状況について世帯類型別に集計したところ、「単身世帯」は「検討中」と「申請済み」を合計した割合が約40%を占めています。

また、「単身世帯」について、要介護度別・認知症自立度別の施設等の検討状況を集計したところ、どちらも重度化するにつれて施設等への入所を「検討中」や「申請済み」とする割合が高くなっています。

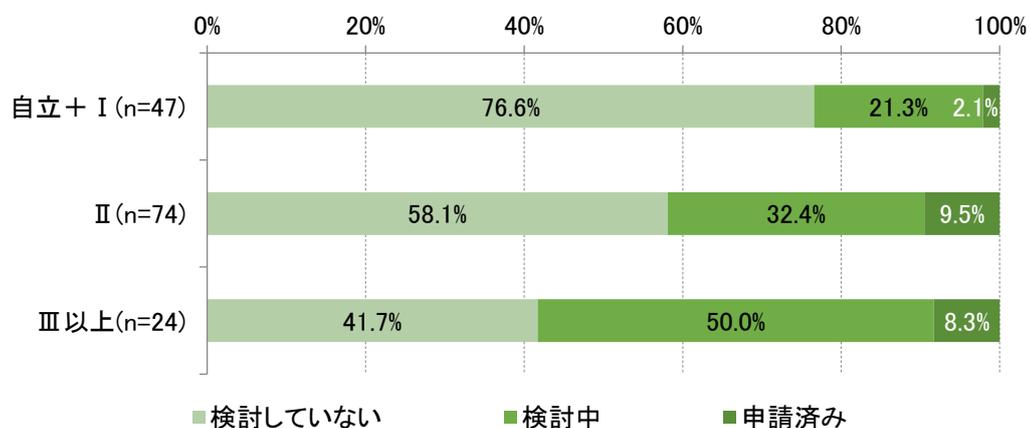
図表7-87: 世帯類型別・施設等の検討状況(全要介護度)



図表7-88: 要介護度別・施設等の検討状況(単身世帯)



図表7-89: 認知症自立度別・施設等の検討状況(単身世帯)



## 5 介護保険事業計画策定に係る事業所アンケート調査①

### 1) 調査概要

#### ①調査の目的

「第9期まえばしスマイルプラン」策定にあたり、各施設の介護職員の状況を把握するために調査を実施しました。

#### ②調査の対象

市内の167事業所を対象に調査を行い、74事業所から回答を得ました(回答率44.3%)。

#### 【内訳】

##### ○介護保険施設

- ・特別養護老人ホーム 28事業所(回答14事業所)
- ・介護老人保健施設 11事業所(回答6事業所)

##### ○高齢者向け住まい

- ・軽費老人ホーム 10事業所(回答5事業所)
- ・住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅 118事業所(回答49事業所)

#### ③調査の方法

電子メール

#### ④調査の時期

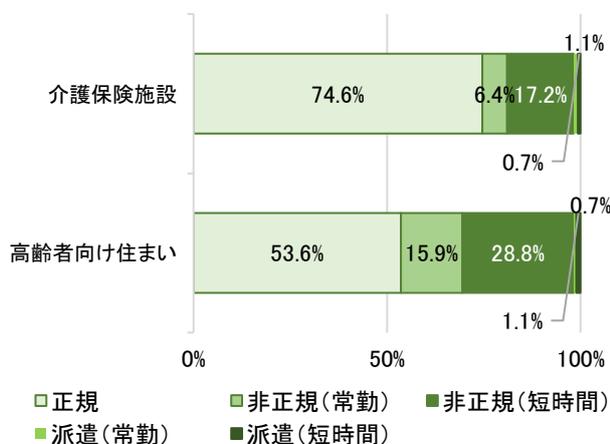
令和5年8月

### 2) 調査結果

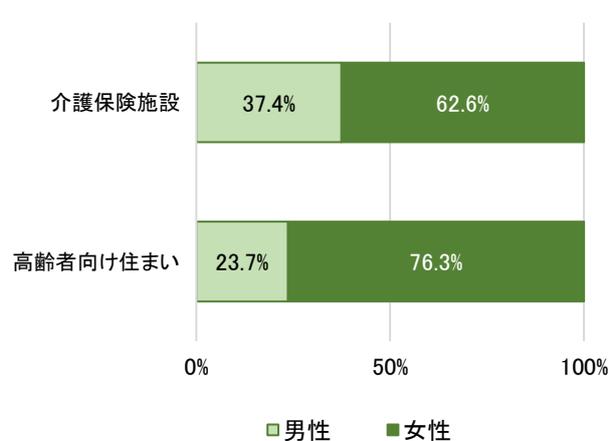
#### ①介護職員の状況

介護保険施設では、職員の約7割が正規職員となっているのに対して、高齢者向け住まいでは正規職員が約5割にとどまっています。どちらも非正規(常勤)の割合が非正規(短時間)職員を下回り、男女別に見ると、介護保険施設で5人に3人、高齢者向け住まいで5人に4人が女性となっています。

図表 7-90: 介護職員の状況(雇用形態別)



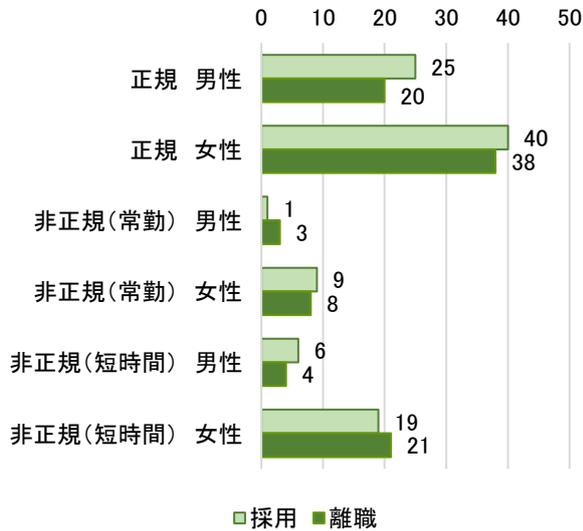
図表 7-91: 介護職員の状況(男女別)



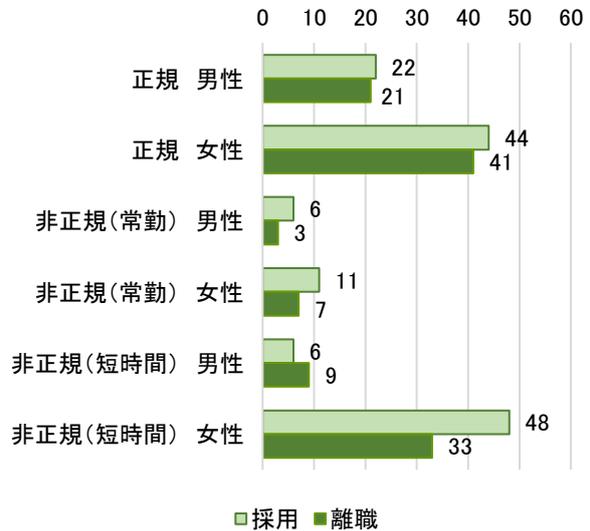
## ②過去1年間の介護職員の採用人数・離職人数

どの雇用形態においても離職者が多く、事業所別に見ると採用者数より離職者数が上回っている施設も見受けられます。高齢者向け住まいでは、3年前の調査と比較して非正規(常勤)女性の採用数が減少している一方で、非常勤(短時間)女性の採用数は増加しています。

図表 7-92: 採用・離職人数  
(介護保険施設)



図表 7-93: 採用・離職人数  
(高齢者向け住まい)

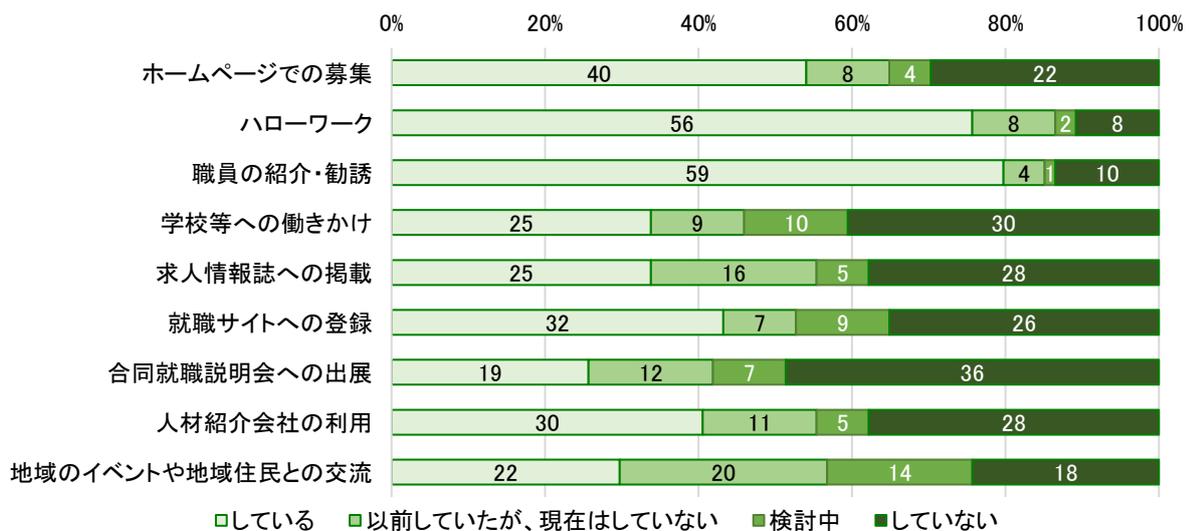


## ③職員の採用手段

回答のあった施設のうち、採用手段として職員の紹介・勧誘を活用している施設が約8割と最も多く、次いでハローワークでの募集が多くなっています。

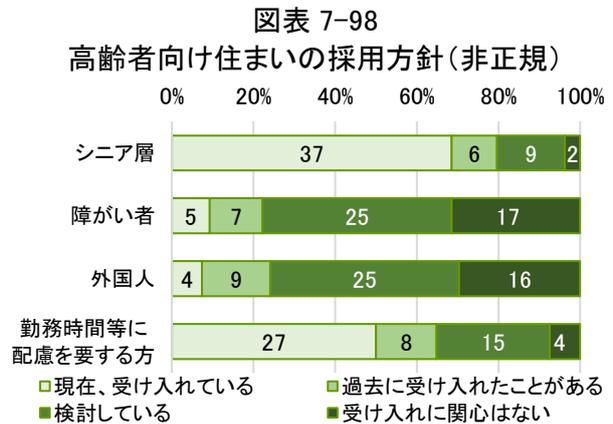
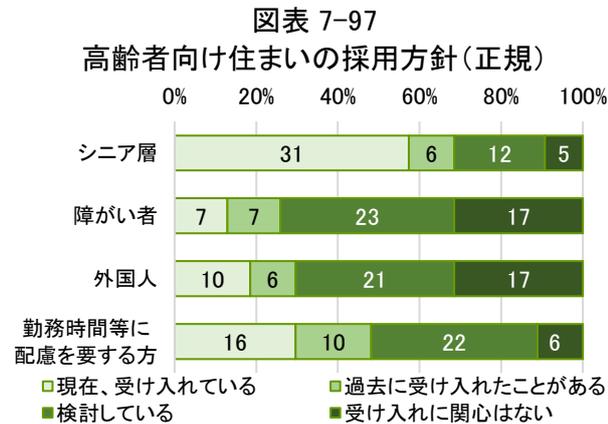
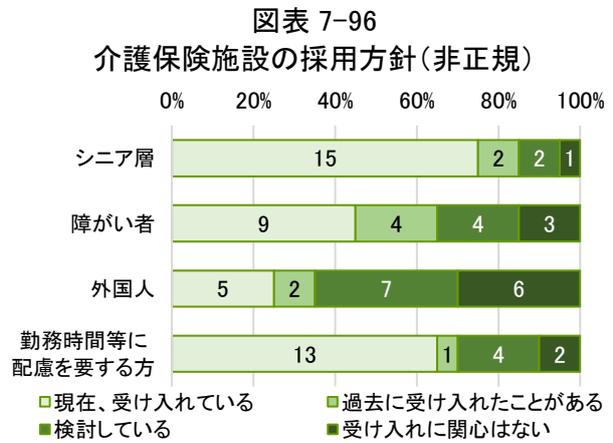
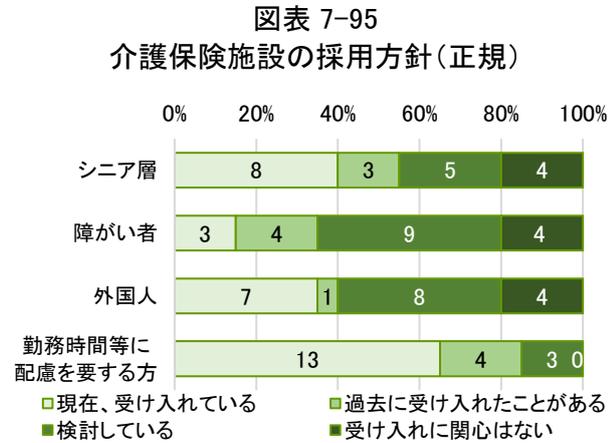
一方で、合同就職説明会への出展は、約7割の施設で行われていないことが分かります。また、地域のイベントや地域住民の交流は「以前していたが、現在はしていない」という回答が多く、コロナ禍により地域のイベントが減少した影響が考えられます。

図表7-94: 職員の採用手段



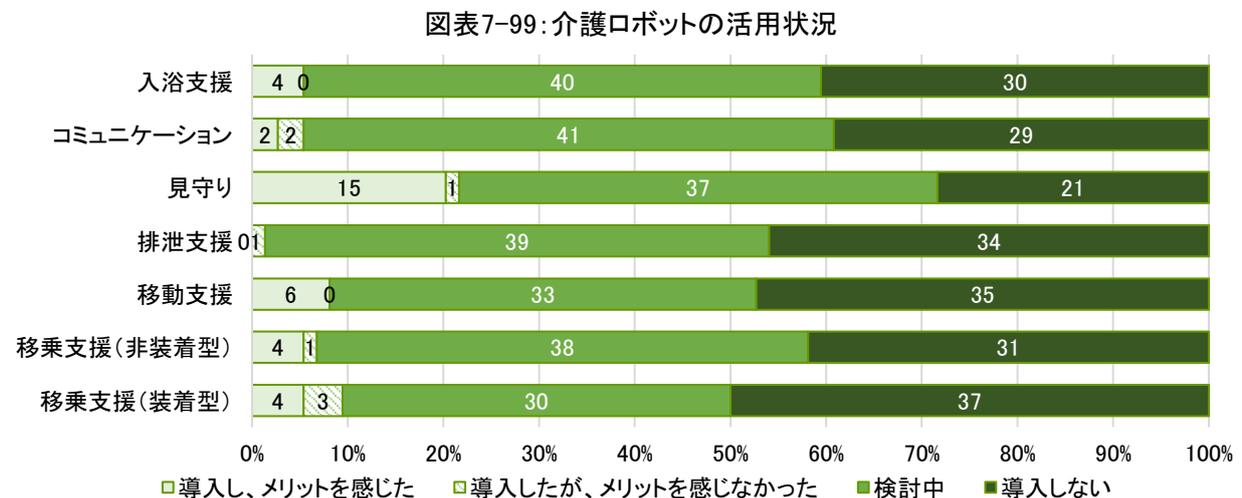
#### ④幅広い人材の採用方針

正規・非正規雇用のどちらでも、シニア層や勤務時間等に配慮を要する方の雇用が多くなっています。一方で、高齢者向け住まいでは障がい者や外国人の採用が少ないものの、受け入れを検討している施設は多く、希望する人とのマッチングや研修等を促進することにより、介護人材の確保につなげていくことができると考えられます。



#### ⑤介護ロボットの活用

回答した施設の中で最も導入されたのは「見守り」ロボットで、導入した施設のうち9割以上がメリットを感じています。介護人材の確保のみでは不足する労働力を補うことができず、介護職員の負担軽減にもつながることから、「見守り」ロボットの導入は効果的と考えられます。一方で、「排泄支援」は1施設でのみ導入されたものの、「メリットを感じなかった」という回答がありました。



## 6 介護保険事業計画策定に係る事業所アンケート調査②

### 1) 調査概要

#### ①調査の目的

今後の基盤整備の方向性を検討するにあたり、各サービスの利用状況等を把握するために調査を実施しました。

#### ②調査の対象

市内の計57事業所を対象に調査を行い、30事業所から回答を得ました。(回答率52.6%)。

#### 【内訳】

- ・認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 39事業所(回答21事業所)
- ・小規模多機能型居宅介護 18事業所(回答9事業所)

#### ③調査の方法

電子メール

#### ④調査の時期

令和5年6月～7月

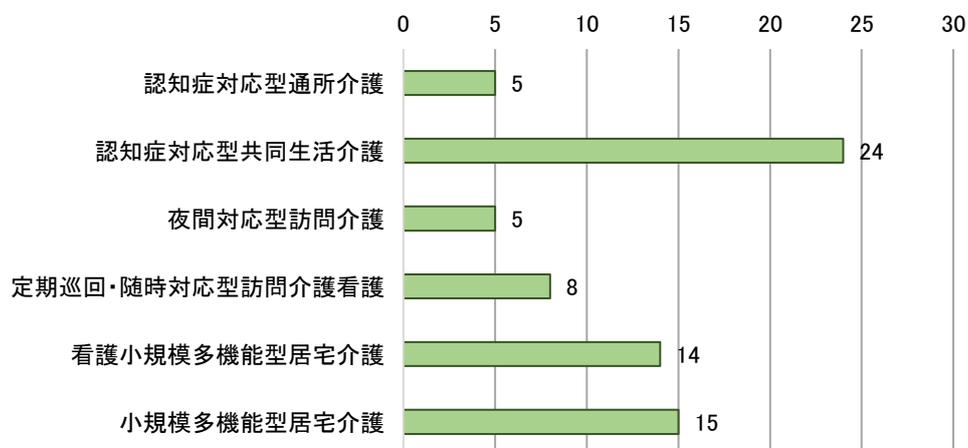
### 2) 調査結果

#### (1) 地域密着型サービス全般

#### ①利用者ニーズがあると思うサービス(n=30)(複数回答可)

事業者の目線では、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、次いで小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護のニーズがあると感じているようです。認知症高齢者が増加する中、認知症に対応した介護を受けながら住み慣れた地域で生活を継続できるグループホームの需要が高まっていると考えられます。

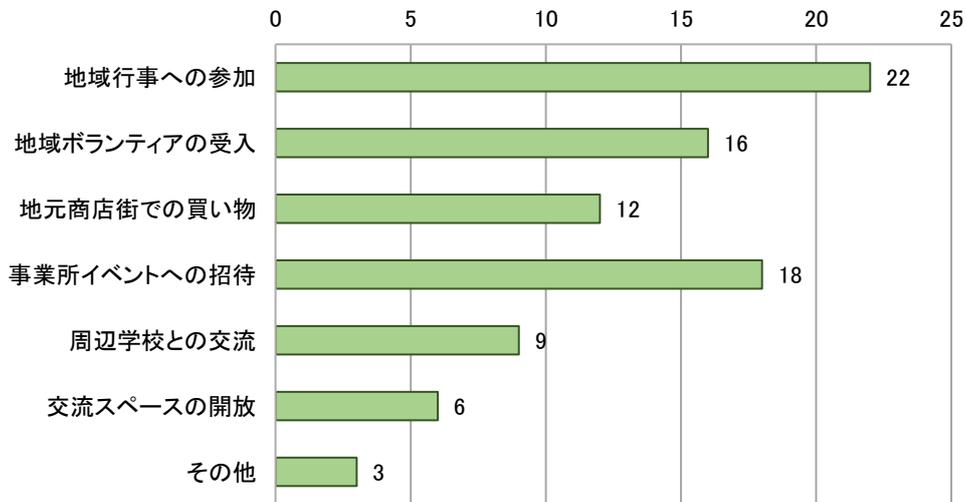
図表7-100: 利用ニーズがあると思うサービス



## ②地域との連携方法(n=30)

自治会への加入の有無に関係なく、いずれの事業所も何らかの方法で地域と関わりを持っているとの回答がありました。最も多い回答は、地域行事への参加で73%が取り組んでいるようです。

図表7-101: 地域との連携方法

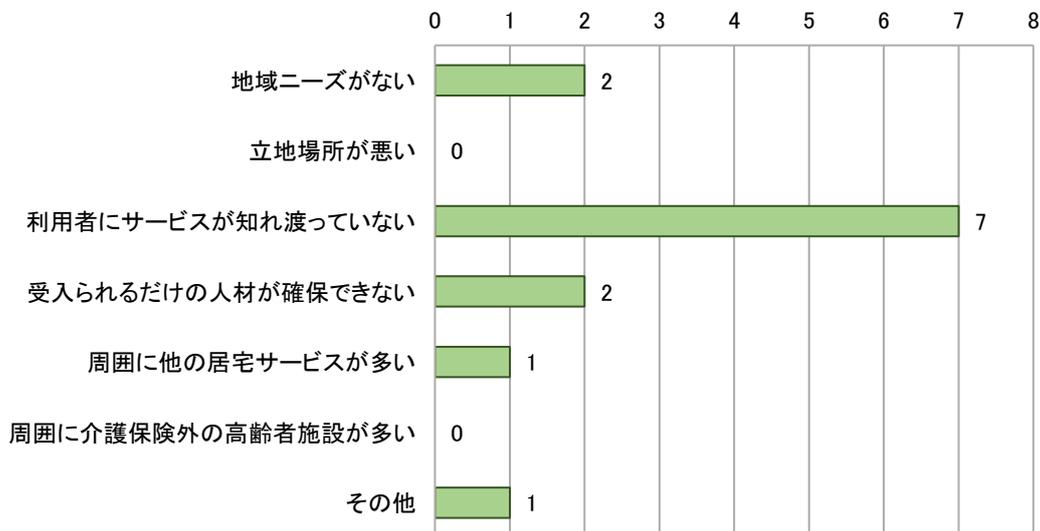


## (2) 小規模多機能型居宅介護

### ①定員に達しない理由(n=9)

回答した事業所の約80%がサービスの認知度の低さが定員に達しない理由としていることから、引き続き地域密着型サービスの周知が必要です。

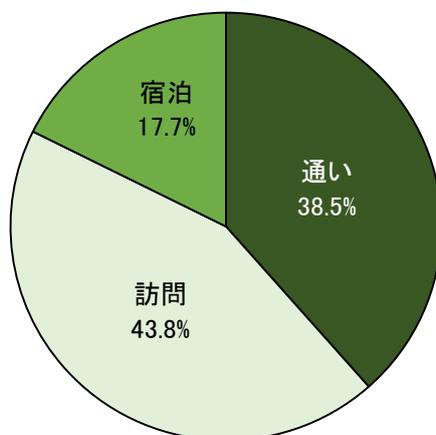
図表7-102: 定員に達しない理由



### ②提供したサービスの内訳(延べ回数)

訪問が43.8%を占めており、次いで通いが38.5%、宿泊が17.7%と、本サービスの目的どおり様態や希望により各種サービスを組み合わせて利用されていると考えられます。

図表7-103:提供したサービスの内訳



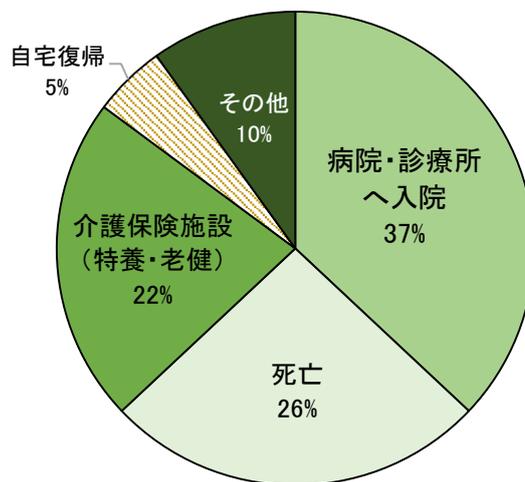
※令和5年5月サービス提供分

### ③利用登録抹消理由(n=9)

病院・診療所への入院が最も多く、37%を占めています。また、介護保険施設への入所とその他(グループホームや有料老人ホームへの入所等)を合わせると32%であり、施設に入るまでの在宅生活を支える役割を果たしていると考えられます。

一方で、死亡が26%を占めており、本サービスが人生の最期まで住み慣れた地域での生活を送るための一助となっていると考えられます。

図表7-104:利用登録抹消理由



## 7 ひとり暮らし高齢者調査

### 1) 調査概要

#### ①調査の目的

ひとり暮らし高齢者の実態把握や今後の保健福祉施策の基礎資料とするために実施しています。

#### ②調査の対象

6月1日時点で市内に住む満70歳以上で在宅のひとり暮らしの人

#### ③調査の方法

民生委員・児童委員から原則訪問による聞き取り調査

#### ④調査の期間

令和4年6月

### 2) 調査結果

図表7-105:ひとり暮らし高齢者基礎調査結果一覧表

区 分	年 度 別						性 別			年 齢						
	平 成 28 年 度	28 年 度 調 査 の う ち 70 歳 以 上	平 成 29 年 度	平 成 30 年 度	令 和 元 年 度	令 和 4 年 度	男	女	合 計	70 歳	75 歳	80 歳	85 歳	90 歳	不 明	合 計
										74	79	84	89	以上		
北 部	563	487	501	533	511	616	175	441	616	155	153	130	113	65	0	616
若 宮	337	287	310	300	312	353	111	242	353	94	90	67	60	42	0	353
城 東	395	316	317	313	317	405	127	278	405	125	93	74	73	40	0	405
中 部	477	401	405	409	413	439	95	344	439	128	97	79	71	64	0	439
中 川	246	202	207	226	224	289	116	173	289	81	63	61	46	38	0	289
文 京	398	321	346	343	338	406	113	293	406	119	80	79	78	50	0	406
南 部	419	356	379	388	377	492	114	378	492	124	113	107	90	58	0	492
旧市計	2,835	2,370	2,465	2,512	2,492	3,000	851	2,149	3,000	826	689	597	531	357	0	3,000
上川淵	1,138	875	942	918	969	1,015	351	664	1,015	275	274	236	164	66	0	1,015
下川淵	164	133	139	146	158	237	79	158	237	68	58	62	33	16	0	237
芳 賀	270	216	215	223	236	356	117	239	356	103	101	84	46	22	0	356
桂 萱	808	655	730	777	842	1,223	436	787	1,223	399	303	246	188	87	0	1,223
東	701	612	646	656	662	1,009	307	702	1,009	242	250	240	197	80	0	1,009
元総社	334	298	426	445	473	686	239	447	686	236	173	124	108	45	0	686
総 社	382	292	318	328	322	417	147	270	417	132	81	104	61	39	0	417
南 橋	1,332	1,039	1,085	1,134	1,177	1,462	462	1,000	1,462	435	363	312	239	113	0	1,462
清 里	81	69	65	64	68	89	31	58	89	30	16	17	15	11	0	89
永 明	640	509	521	520	545	718	235	483	718	218	177	148	116	59	0	718
城 南	329	267	284	287	327	423	157	266	423	143	96	92	58	34	0	423
大 胡	414	324	338	368	392	522	163	359	522	169	114	119	75	45	0	522
宮 城	241	172	175	183	191	243	116	127	243	79	58	57	33	16	0	243
粕 川	277	222	229	264	264	316	120	196	316	94	85	61	52	24	0	316
富士見	499	401	437	459	469	638	216	422	638	206	150	138	95	49	0	638
新市計	7,610	6,084	6,550	6,772	7,095	9,354	3,176	6,178	9,354	2,829	2,299	2,040	1,480	706	0	9,354
全市計	10,445	8,454	9,015	9,284	9,587	12,354	4,027	8,327	12,354	3,655	2,988	2,637	2,011	1,063	0	12,354

# 前橋市社会福祉審議会条例

平成20年12月12日

条例第35号

改正 平成25年6月25日条例第36号

平成25年9月17日条例第46号

平成26年9月16日条例第32号

令和2年3月30日条例第9号

令和5年6月27日条例第35号

## (趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第7条第1項の規定により設置する前橋市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

## (所掌事務)

第2条 審議会は、法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項のほか、法第12条第1項の規定により、児童福祉に関する事項を調査審議する。

## (組織)

第3条 審議会は、委員50人以内で組織する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 法第9条第1項の規定による臨時委員の任期は、3年以内とする。ただし、当該臨時委員に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、当該臨時委員は、解職されるものとする。

(平25条例46・一部改正)

## (委員長及び副委員長)

第4条 審議会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 審議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 臨時委員が調査審議する特別の事項に関する審議会の会議又は議事については、当該臨時委員を委員とみなして、前2項の規定を適用する。

(専門分科会)

第6条 審議会に、次の各号に掲げる専門分科会を置き、専門分科会が処理する事務は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 民生委員審査専門分科会 法第11条第1項の規定により、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議する。

(2) 障害者福祉専門分科会 法第11条第1項に規定する身体障害者の福祉に関する事項その他障害者の福祉に関する事項を調査審議する。

(3) 児童福祉専門分科会 法第12条第2項の規定により読み替えて適用される法第11条第1項の規定により、児童福祉に関する事項を調査審議し、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項の規定により、同項各号に掲げる事務を処理し、及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条の規定により、同条に規定する事項を調査審議する。

(4) 高齢者福祉専門分科会 法第11条第2項の規定により、高齢者福祉に関する事項を調査審議する。

(5) 地域福祉専門分科会 法第11条第2項の規定により、地域福祉に関する事項を調査審議する。

2 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号。以下「令」という。)第2条第1項及び第2項に定めるところによる。

3 専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

4 専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員(民生委員審査専門分科会にあっては、委員。第6項において同じ。)の互選により定める。

5 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

6 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、専門分科会長があらかじめ指名する委員又は臨時委員が、その職務を代理する。

- 7 前条の規定(民生委員審査専門分科会にあつては、第4項を除く。)は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

(平25条例36・平26条例32・令2条例9・令5条例35・一部改正)

(審査部会)

第7条 令第3条第1項の規定により、障害者福祉専門分科会に審査部会を置く。

- 2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、令第3条第2項に定めるところによる。
- 3 審査部会に部会長を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。
- 4 部会長は、審査部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する委員又は臨時委員が、その職務を代理する。
- 6 第5条の規定は、審査部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「審査部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則 抄

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 前橋市高齢者施策推進協議会条例(平成12年前橋市条例第17号)は、廃止する。

附 則(平成25年6月25日条例第36号)

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

附 則(平成25年9月17日条例第46号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年9月16日条例第32号)

この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行の日から施行する。

附 則(令和2年3月30日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年6月27日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 前橋市社会福祉審議会条例施行規則

平成21年3月30日

### 規則第44号

(趣旨)

第1条 この規則は、前橋市社会福祉審議会条例(平成20年前橋市条例第35号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の通知)

第2条 委員長は、条例第5条第1項の規定により審議会の会議を招集しようとするときは、会議に付する案件並びに会議の開催日時及び場所を定め、あらかじめ委員及び当該案件に関係のある臨時委員に通知するものとする。

(会議の傍聴)

第3条 委員長は、審議会の会議の傍聴の申出があったときは、審議会に諮って、当該申出に対する可否を決定するものとする。

2 委員長は、正常な会議の進行を確保するために必要があると認めるときその他相当の理由があると認めるときは、傍聴人に退場を命ずることができる。

(議事録)

第4条 委員長は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、保存するものとする。

- (1) 審議会の会議の開催年月日
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 審議会の会議に付した案件
- (4) 議事の内容

(専門分科会への準用)

第5条 前3条の規定は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「委員長」とあるのは「専門分科会長」と、「審議会」とあるのは「専門分科会」と読み替えるものとする。

(審査部会への準用)

第6条 第2条及び第4条の規定は、審査部会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「委員長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「審査部会」と読み替えるものとする。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

### 附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 前橋市高齢者施策推進協議会運営規則(平成12年前橋市規則第39号)は、廃止する。

前橋市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会委員名簿

区分	所属団体等	氏名
学識経験者 【3人】	群馬大学大学院	うしくぼ みつこ ◎牛久保 美津子
	群馬弁護士会	はせがわ りょうすけ 長谷川 亮輔
	群馬司法書士会	まつうら めぐみ 松浦 恵
医療関係団体 【3人】	前橋市医師会	いわい ともゆき 岩井 丈幸
	前橋市歯科医師会	にしの ふみお 西野 郁生
	群馬県看護協会	やじま みえこ 矢嶋 美恵子
社会福祉 関係機関・団体 【8人】	前橋市社会福祉協議会	こばやし ひでとし 小林 英俊
	前橋市老人クラブ連合会	ごかん ちよじ 後閑 千代壽
	前橋市民生委員・児童委員連絡協議会	くぼた みつあき 久保田 光明
	群馬県老人保健施設協会	やながわ ゆちお 柳川 右千夫
	群馬県老人福祉施設協議会中毛ブロック	くろさわ みずき 黒澤 瑞樹
	群馬県介護支援専門員協会前橋支部	のなか かずひで 野中 和英
	群馬県在宅福祉サービス事業者協会	たけい けんすけ 武井 謙介
	群馬県地域密着型サービス連絡協議会	みつまた かずや 三俣 和哉
臨時委員 【3人】	(市民公募)	いしくら きょうこ 石倉 京子
	(市民公募)	けんもち すずよ 剣持 鈴代
	(市民公募)	うぶかた ちはる 生方 ちはる

◎分科会長  
(令和6年3月時点)

# まえばしスマイルプラン

～老人福祉計画・第9期介護保険事業計画～

＜＜令和6年度～令和8年度＞＞

令和6年3月

発行 前 橋 市

前橋市大手町二丁目12番1号

電話 027-224-1111(代表)